女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-工-D-01-0010_改 0
提出年月日	2020年9月7日

基本設計方針に関する説明資料

【第5条 地震による損傷の防止】

【第50条 地震による損傷の防止】

- ・先行審査プラントの記載との比較表
- ・要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

・各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2020年9月

東北電力株式会社

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

 $\sim$ 

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

製衣において追記したもの (比較対象外)	(原子炉冷却系統施設(共通項	[目] の基本設計方針)	
	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 (1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。  a. 設計基準対象施設のうち、耐震重要施設は、その 供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそ れがある地震(基準地震動Ss)による加速度によっ て作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれ るおそれがない設計とする。 【5条1】	(基準地震動Ssの定義は「1. 地盤等」に
		重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故 防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止 設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分 類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設 計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設(特定 重大事故等対処施設を除く。以下同じ。)は、基準地震 動Ssによる地震力に対して、重大事故等に対処する ために必要な機能が損なわれるおそれがないように設 計する。 【50条2】【50条6】	表現の相違 設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け ている。)
		b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類(以下「耐震重要度分類」という。)し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。 【5条2】	
		重大事故等対処施設については、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

 $\omega$ 

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

#### 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

東海第二発電所 差異理由 女川原子力発電所第2号機 大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。 以下同じ。)、常設重大事故緩和設備が設置される重大 表現の相違 事故等対処施設, 常設重大事故防止設備(設計基準拡 張) が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故 設計の差異 等対処施設を除く。以下同じ。), 常設重大事故緩和設 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け 備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設 ている。) (特定重大事故等対処施設を除く。以下同じ。) 及び可 搬型重大事故等対処設備に分類する。 【50条1】 重大事故等対処施設のうち, 常設耐震重要重大事故 防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重 大事故等対処施設は、代替する機能を有する設計基準 表現の相違 事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用 される地震力に十分に耐えることができる設計とす 【50条4】 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故 防止設備が設置される重大事故等対処施設と常設重大 事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡 設計の差異 張) が設置される重大事故等対処施設の両方に属する (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け 重大事故等対処施設については、基準地震動Ss によ ている。) る地震力を適用するものとする。 【50条5】 重大事故等対処施設のうち、常設重大事故防止設備 設計の差異 (設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け B クラス又は C クラスのもの) が設置される重大事故 ている。) 等対処施設は、当該設備が属する耐震重要度分類のク ラスに適用される地震力に十分に耐えることができる 設計とする。 【50条8】 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が 設計の差異 属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの) (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故緩和 ている。) 設備又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設 置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

」	(目) の基本設計方針)	
東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
	等対処施設については、基準地震動Ssによる地震力 を適用するものとする。 【50条9】 なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本 申請の対象外である。	
	【50条10】	記載方針の相違 (用語の定義は冒頭の「1.1 地盤」に記載 する。)
	c. Sクラスの施設(e.に記載のもののうち,津波防護機能を有する設備(以下「津波防護施設」という。),浸水防止機能を有する設備(以下「浸水防止設備」という。)及び敷地における津波監視機能を有する施設(以下「津波監視設備」という。)を除く。)は,基準地震動Ssによる地震力に対してその安全機能が保持できる設計とする。 建物・構築物については,構造物全体としての変形	- · · · - · · · · -
	能力(終局耐力時の変形)に対して十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。 機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない、また、動的機器等については、基準地震動Ssによる応答に対してその設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機能が要	表現の相違
	求される機器については、当該機器の構造、動作原理 等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の 確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないこ とを確認する。 また、弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的	表現の相違

- 3 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

(原子炉冷却系統施設(共通 <sup>5</sup> 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
	地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね 弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。	(弾性設計用地震動Sdの定義は「1. 地盤等」において記載しているため、ここでは記載しない。)
	建物・構築物については、発生する応力に対して、「建築基準法」等の安全上適切と認められる規格及び 基準による許容応力度を許容限界とする。 機器・配管系については、応答が全体的におおむね 弾性状態にとどまる設計とする。 【5条3】	表現の相違
	常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設は,基準地震動Ssによる地震力に対して,重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。 【50条2】【50条6】	(SA 設備に対する設計方針を明確化するた
	建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない、また、動的機器等については、基準地震動Ssによる応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機能が要求される機器については、当該機器の構	表現の相違
	造,動作原理等を考慮した評価を行い,既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。 【50条3】【50条7】 d. Sクラスの施設(e.に記載のもののうち,津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)につい	

- 4 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

」	I	
東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
	て、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。また、基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdによる地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 【5条4】	
	常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については,基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdによる地震力は水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 【50条11】	
	e. 屋外重要土木構造物,津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物は,基準地震動Ssによる地震力に対して,構造物全体として変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有するとともに,それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できる設計とする。 【5条5】【50条13】	
	常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の土木構造物は,基準地震動 S s による地震力に対して,重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 【50条12】	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	f. B クラスの施設は、静的地震力に対しておおむね 弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。	記載方針の相違 表現の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

<b>」    (</b> 原子炉冷却系統施設(共通項	目)の基本設計万針)	
東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
	また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動Sdに2分の1を乗じたものとする。なお、当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 【5条6】	表現の相違
	C クラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。 【5条7】	表現の相違
	常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故 防止設備が設置される重大事故等対処施設は、上記に 示す、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が 属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に 対して、おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられ る設計とする。 【50条14】	表現の相違
	常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設は、上記に示す、当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対して、おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。 【50条15】	(女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け
	g. 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設が,それ以外の発電所内にある施設(資機材等含む。)の波及的影響によって,その安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 【5条8】【50条 16】	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

製衣において担配したもの (比較対象が)	」    (原子炉冷却系統施設(共通項	目)の基本設計方針)	
	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		h. 可搬型重大事故等対処設備については,地震による周辺斜面の崩壊等の影響を受けないように「5.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。 【50条17】	記載方針の相違
		i. 緊急時対策所の耐震設計の基本方針については, 「(6) 緊急時対策所」に示す。 【50条18】	記載方針の相違設備名称の相違
		j. 耐震重要施設については、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれないよう、適切な対策を講ずる設計とする。 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な対策を講ずる設計とする。 【5条9】【50条19】	設計の差異 (女川2号は液状化,揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した設計をしている。)表現の相違 設計の差異 (女川2号では設計基準拡張の区分を設けている。)  設計の差異 (女川2号は液状化,揺すり込み沈下等の周
		(2) 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備の分類 a. 耐震重要度分類 設計基準対象施設の耐震重要度を以下のとおり分類 する。 (a) S クラスの施設	辺地盤の変状を考慮した設計をしている。)

- 7 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比較表において追記したもの(比較対象外)

# 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

」	女川原子力発電所第2号機	差異理由
	地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な安全機能を持つ施設となる施設、並びに地震に伴って発生するおされがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいものであり、次の施設を含む。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系・使用済燃料を貯蔵するための施設・原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設・原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設・原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設・原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設・放射性物質の放散を直接防ぐための施設・放射性物質の放散を消費の放散を消費の放散を削するための施設」以外の施設・津波防護施設及び浸水防止設備・津波監視設備【5条10】	
	(b) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の 影響が S クラス施設と比べ小さい施設であり、次の施設を含む。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、一次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設	表現の相違

- 8 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

	コープ (原士炉行却糸杭施設 (共通を 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
	米伊 一 光 电 川	タ川原士万光电所第2万機 ・放射性廃棄物を内蔵している施設(ただし、内蔵量	<b>左共</b> 垤中
		が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に	
		与える放射線の影響が「実用発電用原子炉の設置、運	
/		転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)」	
/		第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外に	
		おける年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。)	
/		・放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、	
/		その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ば	
		くを与える可能性のある施設	
		・使用済燃料を冷却するための施設	
		・放射性物質の放出を伴うような場合に,その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設	
/		版を抑削するにめの地畝 (, 3 ク ノ へに属さない地畝   【5 条 11】	
		FO NOTEL	
/ /			
/		(c) Cクラスの施設	
		S クラスに属する施設及び B クラスに属する施設以	
/		外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求	
/		される施設である。	本田の和海
/		上記に基づく耐震重要度分類を第 2.1.1 表に示す。 なお、同表には当該施設を支持する構造物の支持機	表現の相違 (基本設計方針に記載する表の名称と合わ
/		能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響	せた記載としている。)
/		を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記す	
/		る。	
		【5条12】	
/			
/		b. 重大事故等対処施設の設備分類	
		重人事故等対処虺故の故哺ガ類     重大事故等対処設備について、施設の各設備が有す	表現の相違
/ <b> </b>		る重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状	(記載を適正化した。)
/ <b> </b>		態を踏まえて、以下の設備分類に応じて設計する。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
/ <b> </b>		(a) 常設重大事故防止設備	
/		重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれ	
/		がある事故が発生した場合であって、設計基準事故対	
/		処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若	
/		しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能、(素力更大になるなるなるなる。	
<b> </b> /		た機能(重大事故に至るおそれがある事故に対処する ために必要な機能に限る。)を代替することにより重大	
<b> </b> /		ために必要な機能に限る。)を代替することにより里人   事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設	
V			

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比較表において追記したもの(比較対象外)

	コープ (原士)が行却糸統施設 (共選り 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		のもの イ. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属 する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するも の ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大 事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、イ.以外のもの 【50条20】	
		(b) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち,重大事故が発生した場合において,当該重大事故の拡大を防止し,又はその 影響を緩和するための機能を有する設備であって常設 のもの 【50条21】	
		(c) 常設重大事故防止設備(設計基準拡張) 設計基準対象施設のうち,重大事故等時に機能を期 待する設備であって,重大事故の発生を防止する機能 を有する(a)以外の常設のもの 【50条22】	
		(d) 常設重大事故緩和設備(設計基準拡張) 設計基準対象施設のうち,重大事故等時に機能を期 待する設備であって,重大事故の拡大を防止し,又は その影響を緩和するための機能を有する(b)以外の常 設のもの 【50条23】	
		(e) 可搬型重大事故等対処設備 重大事故等対処設備であって可搬型のもの	記載方針の相違
/		重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第2.1.2表に示す。	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

	1	<b>美</b> 盟珊山
東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機 【50条24】  (3) 地震力の算定方法 耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。 a. 静的地震力 設計基準対象施設に適用する静的地震力は、Sクラスの施設(津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。),Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて次の地震層せん断力係数Ci及び震度に基づき算定する。 【5条13】  重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設に、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される静的地震力を、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設に、当該設備が属する耐震重要度分類のクラス	(女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け
	に適用される静的地震力を、それぞれ適用する。 【50条25】  (a) 建物・構築物 水平地震力は、地震層せん断力係数Ciに、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0 ここで、地震層せん断力係数Ciは、標準せん断力係数C。を 0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。 また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数Ciに乗じる施設の耐震重要度分類に応	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

」		
東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
	じた係数は、Sクラス、Bクラス及びCクラスともに 1.0 とし、その際に用いる標準せん断力係数C。は 1.0 以上とする。 Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度 0.3 以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定するものとする。 ただし、土木構造物の静的地震力は、安全上適切と認められる規格及び基準を参考に、Cクラスに適用される静的地震力を適用する。 【5条14】	
	(b) 機器・配管系 静的地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数C iに施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたもの を水平震度として、当該水平震度及び上記(a)の鉛直震 度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとす る。 S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震 力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとす る。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。 上記(a)及び(b)の標準せん断力係数C。等の割増し 係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般 産業施設、公共施設等の耐震基準との関係を考慮して 設定する。 【5条15】	
	b. 動的地震力 設計基準対象施設については、動的地震力は、Sクラスの施設、屋外重要土木構造物及びBクラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用する。 Sクラスの施設(津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)については、基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdから定める入力地震動を適用する。	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

」    (原子炉冷却系統施設(共通項	マロノ の 本本	
東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
	B クラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、弾性設計用地震動S d から定める入力地震動の振幅を2分の1にしたものによる地震力を適用する。 屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物については、基準地震動Ssによる地震力を適用する。 【5条16】	設計の相違 (津波監視設備が設置された建物・構築物の 設計方針は別途記載することから記載しない。)
	重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故 防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止 設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分 類が S クラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設 計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設につい ては、基準地震動 S s による地震力を適用する。 【50条 26】	表現の相違 設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け ている。)
	常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故 防止設備が設置される重大事故等対処施設のうち,Bク ラスの施設の機能を代替する共振のおそれのある施 設、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)が設置さ れる重大事故等対処施設のうち、当該設備が属する耐 震重要度分類が Bクラスで共振のおそれのある施設に ついては、共振のおそれのある Bクラスの施設に適用 する地震力を適用する。 【50条27】	設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け ている。)
	常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については、基準地震動Ssによる地震力を適用する。 重大事故等対処施設のうち、設計基準対象施設の既往評価を適用できる基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上で地震応答解析、加振試験等を実施する。	表現の相違 設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け ている。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

<b>」    (原子炉冷却系統施設(共通項</b>	目)の基本設計万針)	
東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
	動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。 動的地震力は水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。動的地震力の水平 2 方向及び鉛直方向の組合せについては、水平 1 方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響の可能性がある施設・設備を抽出し、3 次元応答性状の可能性も考慮したうえで既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。 【5条17】	
	(a) 入力地震動原子炉格納施設設置位置周辺は、地質調査の結果によれば、約1.4km/sのS波速度を持つ堅硬な岩盤が十分な広がりをもって存在することが確認されており、建物・構築物はこの堅硬な岩盤に支持させる。敷地周辺には中生界ジュラ系の砂岩、頁岩等が広く分布し、原子炉建屋の設置レベルにもこの岩盤が分布していることから、解放基盤表面は、この岩盤が分布する原子炉建屋の設置位置0.P14.1mに設定する。建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdを基に、対象建物・構築物の地盤の非	(サイト特有の立地条件の相違による, 地盤 条件の相違。)
	線形特性等の条件を適切に考慮した上で、必要に応じ2次元 FEM 解析、1次元波動論又は1次元地盤応答解析により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物位置と炉心位置での地質・速度構造の違いにも留意するとともに、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。また、設計基準対象施設における耐震 B クラスの建物・構築物及び重大事故等対処施設における耐震 B クラスの施設の機能を代替する常設重大事故防止設備又は当該設備が属する耐震重要度分類が B クラスの常設	(適用する解析手法の相違。) 表現の相違 設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[] 番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比較表において追記したもの(比較対象外)

製衣において追記したもの (比較対象外)	(原子炉冷却系統施設(共通項	[目)の基本設計方針)	
	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		重大事故防止設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動Sdに2分の1を乗じたものを用いる。 【5条18】【50条29】	ている。)
		(b) 地震応答解析 イ. 動的解析法 (イ) 建物・構築物 動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応 答解析手法の適用性、適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じた適 切な解析条件を設定する。動的解析は、時刻歴応答解 析法又は線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。	表現の相違 設計の差異 (適用する解析手法の相違。)
		建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性等を十分考慮して評価し、集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。	
		動的解析には、建物・構築物と地盤との相互作用を 考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、 基礎版の平面形状、基礎側面と地盤の接触状況、地盤 の剛性等を考慮して定める。設計用地盤定数は、原則 として、弾性波試験によるものを用いる。 【5条19】	
		地盤ー建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。 基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdに対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行	表現の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

### 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

東海第二発電所 差異理由 女川原子力発電所第2号機 また、S クラスの施設を支持する建物・構築物及び常 設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 表現の相違 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属 設計の差異 する耐震重要度分類が S クラスのもの) 又は常設重大 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け 事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故 ている。) 等対処施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討 するための動的解析において, 施設を支持する建物・ 構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超え る場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力 特性を考慮した応答解析を行う。 応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定 表現の相違 数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮 する。なお、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地 プラント固有条件の差異 震等の地震やコンクリートの乾燥収縮によるひび割れ (建屋モデルの鉄筋コンクリート浩耐震壁、 等に伴う初期剛性の低下については、観測記録や試験 及び屋外重要土木構造物の剛性の決定方法 データなどから適切に応答解析モデルへ反映し, 保守 の相違。) 性を確認した上で適用する。屋外重要土木構造物につ いては、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震等 の地震に起因する構造上問題となるひび割れが認めら れないこと及び地中構造物である屋外重要土木構造物 に対する支配的な地震時荷重である土圧は, ひび割れ 等に起因する初期剛性低下を考慮しない方が保守的な 評価となることから、初期剛性低下は考慮しない。ま た, 必要に応じて建物・構築物及び機器・配管系の設 計用地震力に及ぼす影響を検討する。更に、材料のば らつきによる変動が建物・構築物の振動性状や応答性 状に及ぼす影響として考慮すべき要因を選定した上 で、選定された要因を考慮した動的解析により設計用 地震力を設定する。 【5条20】【50条30】 建物・構築物の動的解析にて、地震時の地盤の有効 応力の変化に応じた影響を考慮する場合は, 有効応力 解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特 性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏ま えた上で実施した液状化強度試験結果に基づき,保守 表現の相違 性を考慮して設定する。 【5条21】 プラント固有条件の差異 (液状化検討方針の相違。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

## 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

」 (原子炉// / / / / / / / / / / / / / / / / / /	女川原子力発電所第2号機	差異理由
	原子炉建屋については、3次元 FEM 解析等から、建物・構築物の3次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を評価する。 動的解析に用いる解析モデルは、地震観測網により得られた観測記録により振動性状の把握を行い、解析モデルの妥当性の確認を行う。 屋外重要土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の土木構造物の動的解析は、構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし、地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかにて行う。 地震力については、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。 【5条22】【50条31】	表現の相違 設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け ている。)
	(ロ) 機器・配管系動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。ここで、原子炉本体の基礎については、鋼板とコンクリートの複合構造物として、より現実に近い適正な地震応答解析を実施する観点から、コンクリートの剛性変化を適切に考慮した復元力特性を設定する。復元力特性の設定に当たっては、既往の知見や実物の原子炉本体の基礎を模擬した試験体による加力試験結果を踏まえて、妥当性、適用性を確認するとともに、設定における不確	表現の相違 プラント固有条件の差異 (原子炉本体の基礎の物性値の決定方法の 相違。)

- 17 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

	」	T	* B 和上
	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		実性や保守性を考慮し、機器・配管系の設計用地震力	
/		を設定する。なお、原子炉本体の基礎の構造強度は、	
		鋼板のみで地震力に耐える設計とする。	
		機器の解析に当たっては、形状、構造特性等を考慮	
		して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう質	
		点系モデル,有限要素モデル等に置換し,設計用床応	
		答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴	
		応答解析法により応答を求める。	
		また、時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解	
		析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考	
		慮する。スペクトルモーダル解析法には地盤物性等の	
/		ばらつきを考慮した床応答曲線を用いる。	
/		配管系については、その仕様に応じて適切なモデル	
/		に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモー	
		ダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求め	
		る。	
		スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の	
		選択に当たっては、衝突・すべり等の非線形現象を模	
		擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動	
		を模擬する観点で、建物・構築物の剛性、地盤物性の	表現の相違
		ばらつきへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる	
		等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造	
		特性等を考慮し適切に選定する。	
		また、設備の3次元的な広がりを踏まえ、適切に応	
		答を評価できるモデルを用い、水平2方向及び鉛直方	
		向の応答成分について適切に組み合わせるものとす	
		る。	
		剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大応答	
		加速度の 1.2 倍の加速度を震度として作用させて構造	
		強度評価に用いる地震力を算定する。	
		【5条 23】	
		30.31 m \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
		c. 設計用減衰定数	
/		地震応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認	
		められる規格及び基準に基づき、設備の種類、構造等	
		により適切に選定するとともに、試験等で妥当性を確	
<u>/</u>		認した値も用いる。	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比較表において追記したもの(比較対象外)

# 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

コープングラング 「京本学院」 「京本第二発電所 「東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
	なお、建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。 また、地盤と屋外重要土木構造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中構造物としての特徴、同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。 【5条24】【50条32】	
	(4) 荷重の組合せと許容限界 耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下に よる。 a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。	
	(a) 建物・構築物 設計基準対象施設については以下のイ.~ハ.の状態,重大事故等対処施設については以下のイ.~ニ.の 状態を考慮する。 イ. 運転時の状態 発電用原子炉施設が運転状態にあり,通常の自然条件下におかれている状態。	表現の相違
	ただし、運転状態には通常運転時、運転時の異常な 過渡変化時を含むものとする。 ロ. 設計基準事故時の状態 発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態。 ハ. 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件 (風,積雪)。	表現の相違表現の相違
	【5条25】【50条33】  二. 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が,重大事故に至るおそれがある 事故又は重大事故時の状態で,重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。 【50条34】	表現の相違

- 19 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

## 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

→ (原子炉冷却糸統施設(共連場 また第二次表記	I	大田 vm 上
東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
	(b) 機器・配管系 設計基準対象施設については以下のイ.~ニ.の状態,重大事故等対処施設については以下のイ.~ホ.の 状態を考慮する。	
	イ. 通常運転時の状態 発電用原子炉の起動,停止,出力運転,高温待機,燃料取替等が計画的又は頻繁に行われた場合であって運転条件が所定の制限値以内にある運転状態。 ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態 通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって,当該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著し	表現の相違
	い損傷が生じるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 ハ. 設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状	表現の相違
	態。  二. 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件 (風,積雪)。 【5条26】【50条35】  ホ. 重大事故時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれがある	表現の相違表現の相違表現の相違
	事故又は重大事故時の状態で,重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。 【50条36】	
	<ul><li>b. 荷重の種類</li><li>(a) 建物・構築物</li><li>設計基準対象施設については以下のイ. ~ニ. の荷</li></ul>	

- 20 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

## 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

」		1
東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
	重,重大事故等対処施設については以下のイ.~ホ.の荷重とする。 イ. 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重,すなわち固定荷重,積載荷重,土圧,水圧及び通常の気象条件による荷重ロ. 運転時の状態で施設に作用する荷重ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重ニ. 地震力,風荷重,積雪荷重【5条27】【50条37】ホ. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重【5条38】	
	ただし、運転時の状態、設計基準事故時の状態及び 重大事故等時の状態での荷重には、機器・配管系から 作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震 時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等に よる荷重が含まれるものとする。 【5条28】【50条39】	
	(b) 機器・配管系 設計基準対象施設については,以下のイ.~ニ.の荷重,重大事故等対処施設については以下のイ.~ホ.の荷重とする。 イ. 通常運転時の状態で施設に作用する荷重 ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 ニ. 地震力,風荷重,積雪荷重 【5条29】【50条40】ホ. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 【5条29】【50条41】	表現の相違
	c. 荷重の組合せ 地震と組み合わせる荷重については,「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している風及び積 雪による荷重を考慮し,以下のとおり設定する。 【5条30】【50条42】	

- 21 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

#### 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

製扱において担配したもの (比較利家が)	(原子炉冷却系統施設(共通項	(目) の基本設計方針)	
	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		(a) 建物・構築物 ((c)に記載のものを除く。) イ. Sクラスの建物・構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については,常時作用している荷重及び運転時(通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時)の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。 【5条31】【50条43】	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		ロ. Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。*1、*2	
		ハ. 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの) 又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については,常時作用している荷重,設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち,地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び確率論的な考察を踏まえ,地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重として扱う。	設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け
		二. 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については,常時作用している荷重,設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち,地震によ	設計の差異 (女川では設計基準拡張の区分を設けてい

- 22 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

## 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

	女川原子力発電所第2号機	差異理由
米(再粉一光 电/7)		左共任円
	って引き起こされるおそれがない事象による荷重は、	
	その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超	
	過確率の関係を踏まえ、適切な地震力(基準地震動S	
	s 又は弾性設計用地震動 S d による地震力)と組み合	
	わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、	
	継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工	
	学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間に	
	ついては対策の成立性も考慮した上で設定する。	
	以上を踏まえ、原子炉格納容器バウンダリを構成す	
	る施設(原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用い	
	て評価を行うその他の施設を含む。) については、いっ	
	たん事故が発生した場合,長時間継続する事象による	
	荷重と弾性設計用地震動Sdによる地震力とを組み合	
	わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象によ	
	る荷重と基準地震動Ssによる地震力を組み合わせ	
	る。なお、格納容器破損モードの評価シナリオのうち、	
	原子炉圧力容器が破損する評価シナリオについては,	
	重大事故等対処設備による原子炉注水は実施しない想	
	定として評価しており、本来は機能を期待できる高圧	
	代替注水系, 低圧代替注水系 (常設) (復水移送ポンプ)	設備名称の相違
	又は低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポン	
	プ) による原子炉注水により炉心損傷の回避が可能で	
	あることから荷重条件として考慮しない。	
	また, その他の施設については, いったん事故が発	
	生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地	
	震動Ssによる地震力とを組み合わせる。	
	【50条45】	
	ホ. Bクラス及びCクラスの建物・構築物並びに常設	
	耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設	
	備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設	設計の差異
	備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスの	(女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け
	もの) が設置される重大事故等対処施設の建物・構築	ている。)
	物については、常時作用している荷重及び運転時の状	
	態で施設に作用する荷重と動的地震力又は静的地震力	
	とを組み合わせる。	
	【5条33】【50条46】	
	Frank and Formal Total	
	*1:Sクラスの建物・構築物の設計基準事故の状態で施	表現の相違
	設に作用する荷重については、(b) 機器・配管系の考	- 5人 フロ・イド日内里

資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

	」		V /
	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
/		え方に沿った下記の 2 つの考え方に基づき検討した結	
		果として後者を踏まえ、施設に作用する荷重のうち長	
/		時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動Sdによ	
		る地震力又は静的地震力とを組み合わせることとして	
		いる。この考え方は,JEAG4601における建物・	
		構築物の荷重の組合せの記載とも整合している。	
		・常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態の	
		うち地震によって引き起こされるおそれのある事象に	
		よって施設に作用する荷重は、その事故事象の継続時	
		間との関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせて考	
		慮する。	
		・常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態の	
/		うち地震によって引き起こされるおそれのない事象で	
		あっても,いったん事故が発生した場合,長時間継続	
/		する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継	
		続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な	
		地震力と組み合わせる。	
		*2:原子炉格納容器バウンダリを構成する施設につい	表現の相違
		ては、異常時圧力の最大値と弾性設計用地震動Sdに	
		よる地震力とを組み合わせる。	
		[5 \hota 34]	
		(b) 機器・配管系 ((c)に記載のものを除く。)	
		イ. Sクラスの機器・配管系及び常設耐震重要重大事	
		故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防	表現の相違
		止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度	設計の差異
		分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設	(女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け
		計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設の機器・	ている。)
		配管系については、通常運転時の状態で施設に作用す	
		る荷重と地震力とを組み合わせる。	
/		る何里と地展力とを組み合わせる。 【5 条 35】【50 条 47】	
/			
/		ロ. Sクラスの機器・配管系については,運転時の異	
/		常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のう	
/		吊な迴復変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち も地震によって引き起こされるおそれのある事象によ	
/			主祖の知法
/		って施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。	表現の相違
/		【5条36】	(設置(変更)許可の記載を踏襲した。)
/			
V			

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

#### 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

東海第二発電所 差異理由 女川原子力発電所第2号機 ハ. 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩 表現の相違 和設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該 設計の差異 設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの) 又は (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け 常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される ている。) 重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転 時の異常な過渡変化時の状態, 設計基準事故時の状態 及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち, 地震 によって引き起こされるおそれがある事象によって作 用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等に よる荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び 確率論的な考察を踏まえ、地震によって引き起こされ るおそれがない事象による荷重として扱う。 【50条48】 ニ. Sクラスの機器・配管系については、運転時の異 常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のう ち地震によって引き起こされるおそれのない事象であ っても、いったん事故が発生した場合、長時間継続す る事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続 時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な 地震力と組み合わせる。 【5条37】 ホ. 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩 表現の相違 和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該 設計の差異 設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの) 又は (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け 常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される ている。) 重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転 時の異常な過渡変化時の状態, 設計基準事故時の状態 及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち 地震によって引き起こされるおそれがない事象による 荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震 動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力(基準地 震動Ss又は弾性設計用地震動Sdによる地震力)と 組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発 生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考 慮し,工学的,総合的に勘案の上設定する。なお,継続 時間については対策の成立性も考慮した上で設定す る。

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

(原子炉冷却系統施設(共通項		
東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
	以上を踏まえ、重大事故等時の状態で作用する荷重と地震力(基準地震動Ss又は弾性設計用地震動Sdによる地震力)との組合せについては、以下を基本設計とする。 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する設備については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動Sdに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動Ssによる地震力とを組み合わせる。 原子炉格納容器バウンダリを構成する設備(原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。)については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動Sdによる地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と弾性設計用地震動Sdによる地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動Ssによる地震力とを組み合わせる。 なお、格納容器破損モードの評価シナリオのうち、原子炉圧力容器が破損する評価シナリオについては、重大事故等対処設備による原子炉注水は実施しない想定として評価しており、本来は機能を期待できる高圧代替注水系、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)又は低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)による原子炉注水により炉心損傷の回避が可能であることから荷重条件として考慮しない。	表現の相違 設備名称の相違 設置 (変更) 許可における設計方針の差異 (女川 2 号では設備の復旧に期待した荷重 の設定をしていない。)
	その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動Ssによる地震力とを組み合わせる。 【50条49】  へ. Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスの	設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

」    (原子炉冷却系統施設(共通項	日)の基本設計方針)	
東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
	もの)が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 【5条38】【50条50】	ている。)
	ト. 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能の確認においては、通常運転時の状態で燃料被覆管に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって燃料被覆管に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。 【5条39】	工事計画の申請範囲の相違 (女川 2 号は燃料被覆管の耐震性について 本工事計画の範囲に含める。)
		プラント固有条件の差異 (格納容器構造の差異による。)
	(c) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物  イ. 津波防護施設及び浸水防止設備が設置された建物・構築物については,常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動Ssによる地震力とを組み合わせる。 ロ. 浸水防止設備及び津波監視設備については,常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動Ssによる地震力とを組み合わせる。 なお,上記(c)イ.,ロ.については,地震と津波が同時に作用する可能性について検討し,必要に応じて基準地震動Ssによる地震力と津波による荷重の組合せを考慮する。また,津波以外による荷重については,	
	「b. 荷重の種類」に準じるものとする。 【5条40】 (d) 荷重の組合せ上の留意事項	

- 27 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比較表において追記したもの(比較対象外)

# 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

」	女川原子力発電所第2号機	差異理由
71-1-71-1-72-1-171	動的地震力については、水平 2 方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせ算定するものとする。 【5 条 41】【50 条 51】	Andrew of All Conference of the Conference of th
	d. 許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に 対する許容限界は次のとおりとし,安全上適切と認め られる規格及び基準,試験等で妥当性が確認されてい る値を用いる。 【5条42】【50条52】	
	(a) 建物・構築物 ((c)に記載のものを除く。) イ. Sクラスの建物・構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物(へ.に記載のものを除く。)	表現の相違 設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け ている。)
	(イ) 弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界「建築基準法」等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ(原子炉格納容器バウンダリを構成する設備における長期的荷重との組合せを除く。)に対しては、下記イ.(ロ)に示す許容限界を適用する。	表現の相違
	(ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界 構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を持たせることとする(評価項目はせん断ひずみ、応力等)。なお、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は	
	応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、初期剛性の低下の要因として考えられる平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震等の地震やコンクリートの乾燥収縮によるひび割れ等が鉄筋コンクリート造耐震壁の変形能力及び終局耐力に影響を与えないことを確認し	

- 28 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

#### 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

東海第二発電所 差異理由 女川原子力発電所第2号機 ていることから, 既往の実験式等に基づき適切に定め るものとする。 【5条43】【50条53】 ロ. B クラス及び C クラスの建物・構築物 (へ. 及び) 表現の相違 ト. に記載のものを除く。) 並びに常設耐震重要重大事 故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大 設計の差異 事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け 重要度分類が B クラス又は C クラスのもの) が設置さ ている。) れる重大事故等対処施設の建物・構築物(ト.に記載の ものを除く。) 上記イ.(イ)による許容応力度を許容限界とする。 【5条44】【50条54】 ハ. 耐震重要度分類の異なる施設又は設備分類の異 なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物(へ. 及びト. に記載のものを除く。) 上記イ.(ロ)を適用するほか. 耐震重要度分類の異な る施設又は設備分類の異なる重大事故等対処施設がそ れを支持する建物・構築物の変形等に対して、その支 持機能を損なわないものとする。 当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持 されることを確認する際の地震動は、支持される施設 に適用される地震動とする。 【5条45】【50条55】 二. 建物・構築物の保有水平耐力(へ. 及びト. に記載 のものを除く。) 建物・構築物については、当該建物・構築物の保有 水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類 又は重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計 基準事故対処設備が属する耐震重要度分類に応じた安 全余裕を有しているものとする。 ここでは、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故 設計の差異 緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け 処施設については,上記における重大事故等対処施設 ている。) が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属す る耐震重要度分類をSクラスとする。 【5条46】【50条56】

- 29 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

」	1	关用细巾
東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
	ホ. 気密性, 止水性, 遮蔽性, 通水機能, 貯水機能を 考慮する施設 構造強度の確保に加えて気密性, 止水性, 遮蔽性, 通水機能, 貯水機能が必要な建物・構築物については, その機能を維持できる許容限界を適切に設定するもの とする。 【5条47】【50条57】	
	へ. 屋外重要土木構造物及び常設耐震重要重大事故 防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止 設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分 類が S クラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設 計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の土木 構造物	設計の差異
	(イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応 力度を許容限界とする。 (ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対す る許容限界	設計の差異 (女川 2 号では 3 次元静的材料非線形解析 等の評価において, ひずみを許容値として設 定している。)
	構造部材の曲げについては限界層間変形角,許容応力度等,構造部材のせん断についてはせん断耐力,許容応力度に対して,妥当な安全余裕を持たせることとする。 3次元静的材料非線形解析により評価を行うもの等,ひずみを許容値とする場合は,構造物の要求機能に応じた許容値に対し妥当な安全余裕を持たせることとする。 【5条48】【50条58】	
	ト. その他の土木構造物及び常設耐震重要重大事故	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

## 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

」		<b>米田畑</b> 1
東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
	防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が B クラス又は C クラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の土木構造物安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 【5条49】【50条59】	設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け ている。)
	(b) 機器・配管系 ((c)に記載のものを除く。) イ. Sクラスの機器・配管系 (イ) 弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地 震力との組合せに対する許容限界 応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるものと する (評価項目は応力等)。	表現の相違
	ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ(原子炉格納容器バウンダリ及び非常用炉心冷却設備等における長期的荷重との組合せを除く。)に対しては、下記イ.(ロ)に示す許容限界を適用する。 (ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界 塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さ	表現の相違
	なレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。また、地震時又は地震後に動的機能又は電気的機能が要求される機器については、基準地震動Ssによる応答に対して、実証試験等により確認されている機能確認済加速度等を許容限界とする。 【5条50】	表現の相違
	ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系イ.(ロ)に示す許容限界を適用する。ただし,原子炉格納容器バウンダリを構成する設備	設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け
	及び非常用炉心冷却設備等の弾性設計用地震動 S d と 設計基準事故時の状態における長期的荷重との組合せ	

- 31 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

#### 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

」 (原子炉冷却系統施設(共通項	I	V == - 1
東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
	に対する許容限界は, イ. (イ)に示す許容限界を適用する。 【50条60】	
	ハ. Bクラス及び C クラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類 B クラス又は C クラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系応答が全体的におおむね弾性状態にとどまることとする(評価項目は応力等)。 【5条51】【50条61】	設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け ている。) 表現の相違
	ニ. チャンネルボックス チャンネルボックスは、地震時に作用する荷重に対 して、燃料 <mark>集合体の原子炉</mark> 冷却材流路を維持できるこ と及び過大な変形や破損を生ずることにより制御棒の 挿入が阻害されないものとする。 【5条52】	設備名称の相違
	ホ. 燃料被覆管 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能 についての許容限界は、以下のとおりとする。(イ) 弾性設計用地震動 S d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 応答が全体的におおむね弾性状態にとどまることと する。	工事計画の申請範囲の相違 (女川 2 号は燃料被覆管の耐震性について 本工事計画の範囲に含める。)
	(ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界 塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないこととする。 【5条53】	
	へ. 主蒸気逃がし安全弁排気管及び主蒸気系 (主蒸気 第二隔離弁から主蒸気止め弁まで) 主蒸気逃がし安全弁排気管は基準地震動Ssに対し て,主蒸気系 (主蒸気第二隔離弁から主蒸気止め弁ま で)は弾性設計用地震動Sdに対してイ.(ロ)に示す許	設備名称の相違

- 32 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

### 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

」	1	
東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
	容限界を適用する。 【5条 54】	
	(c) 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物	
	津波防護施設及び浸水防止設備が設置された建物・構築物については、当該施設及び建物・構築物が構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)及び安定性について十分な余裕を有するとともに、その施設に要求される機能(津波防護機能及び浸水防止機能)が保持できるものとする(評価項目はせん断ひずみ、応力等)。 浸水防止設備及び津波監視設備については、その設備に要求される機能(浸水防止機能及び津波監視設備については、その設備に要求される機能(浸水防止機能及び津波監視機能)が保持できるものとする。	
	(5) 設計における留意事項 a. 波及的影響 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計 基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラ スのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)	表現の相違 設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け ている。)
	が設置される重大事故等対処施設(以下「上位クラス施設」という。)は、下位クラス施設の波及的影響によって、その安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 波及的影響については、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用して評価を行う。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間等を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。 波及的影響の評価に当たっては、敷地全体を俯瞰し	表現の相違

- 33 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

#### 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

」 (原子炉冷却系統施設(共通項	I	* =
東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
	た調査・検討等を行う。 ここで、下位クラス施設とは、上位クラス施設以外 の発電所内にある施設(資機材等含む。)をいう。	
	波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を保安規定に定めて管理する。耐震重要施設に対する波及的影響については、以下に示す(a)~(d)の4つの事項から検討を行う。なお、原子力発電所の地震被害情報等から新たに検討すべき事項が抽出された場合には、これを追加する。常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設	
	備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については,以下に示す(a)~(d)の 4 つの事項について「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設」に,「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。 【5 条 56】【50 条 62】【50 条 63】	(女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け
	(a) 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する不等沈下又は相対変位による影響 イ. 不等沈下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して,不等沈下による耐震重要施設の安全機能への影響。 ロ. 相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して,下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位による耐震重要施設の安全機能への影響。 【5条57】	表現の相違表現の相違
	(b) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部にお	

- 34 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

## 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

□	マログの一番では 同グログ マン	差異理由
果御弟——先竜//		左兵珄田
	ける相互影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対 して、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷 による耐震重要施設の安全機能への影響。 【5条58】	表現の相違
	(c) 建屋内における下位クラス施設の損傷,転倒,落下等による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対 して,建屋内の下位クラス施設の損傷,転倒,落下等 による耐震重要施設の安全機能への影響。 【5条59】	表現の相違
	(d) 建屋外における下位クラス施設の損傷,転倒,落下等による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対 して,建屋外の下位クラス施設の損傷,転倒,落下等 による耐震重要施設の安全機能への影響。 【5条60】	表現の相違
	b. 主要施設への地下水の影響 設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設は,防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ,地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備(揚水ポンプ(個数8,容量375m³/h,揚程52m,原動機出力110kW),水位計(個数12,計測範囲0.P28.8m~0.P26.1mのものを6個,計測範囲0.P31.8m~0.P29.1mのものを6個))を設置し,同設備の効果が及ぶ範囲においては,その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。なお,地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては,自然	(地下水位低下設備の仕様,設計用地下水位
	水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用 地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。	

- 35 -

赤字: 設備, 運用又は体制の相違点(設計方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

### 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

	」	I	V == -1
	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		【5条61】【50条64】	
		地下水位低下設備は、基準地震動 S s による地震力 に対して必要な機能を維持する設計とするとともに、	表現の相違
		系統を構成する機器の単一故障が発生した場合でも機	設計の差異
		能喪失しないよう多重性又は多様性及び独立性を考慮	(地下水位低下設備は多重性又は多様性及
		し,更に外部事象を考慮した設計とする。また,非常	び独立性を考慮した設計としている。)
		用電源設備に加えて常設代替交流電源設備からの給電	
		が可能な設計とする。	
		【5条62】【50条65】	
		地下水位低下設備の機能喪失への対応として、復旧	設計の差異
		のための予備品及び可搬型設備を配備する。	(地下水位低下設備機能喪失に係る運用担
		また,地下水位低下設備の機能喪失時の措置につい	保事項の相違。)
		ては、運転管理上の方針として保安規定に定めて管理	
		する。	
		【5条63】【50条66】	
			30. Ht /2 1/4 0 10 14
		(6) 緊急時対策所	設備名称の相違
		緊急時対策所については,基準地震動Ssによる地震力に対して,重大事故等に対処するために必要な機	
		展力に対して、重人争政寺に対処するために必要な機 能が損なわれるおそれがない設計とする。	
		150条67]	
		[30 未 01]	
		緊急時対策所を設置する緊急時対策建屋について	表現の相違
/		は、耐震構造とし、基準地震動Ssによる地震力に対	
		して、遮蔽性能を確保する。また、緊急時対策所の居	
		住性を確保するため、基準地震動Ssによる地震力に	
		対して、緊急時対策所の換気設備の性能とあいまって	(緊急時対策所の設計方針の相違。)
		十分な気密性を確保する。	
/		【50条68】	
/		更に、施設全体の更なる安全性を確保するため、基	
		準地震動Ssによる地震力との組合せに対して、短期	
		許容応力度以内に収める設計とする。	
		【50条69】	
		Foo Nic oo I	

- 36 -

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

コ (原丁炉作却ポ加旭放(共通で 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
	なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「2.1.1 (3) 地震力の算定方法」及び「2.1.1 (4) 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。 【50条70】	

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比較表において追記したもの(比較対象外)

# 先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
	2.1.2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計 基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については,基準地震動Ssによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。 【5条64】【50条71】	表現の相違 設計の差異 (女川 2 号では設計基準拡張の区分を設け ている。)

赤字: 設備, 運用又は体制の相違点(設計方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの (比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針)

東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
	<ul> <li>2. 燃料貯蔵設備</li> <li>2.1 燃料貯蔵設備の基本方針 使用済燃料を貯蔵する乾式キャスク(兼用キャスクを含む。) は保有しない。</li> <li>【5条65】</li> <li>【4条10】【6条47】【7条30】【26条48】</li> </ul>	設備構成の差異 (女川 2 号では兼用キャスクを保有していない。)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 また。影響が更新可以其大器とは4(%) トの大地

茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後) との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後) との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則 • 解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
(地震による損傷の防止)	四年	四/10011/731 (区/	イ発電用原子炉施設の位	BW11 EDW	人の生作版計分割でも利望	
(12)2(12)			置			
第五条 設計基準対象施設			(1) 敷地の面積及び形状			
は、これに作用する地震力			発電用原子炉施設を設置			
(設置許可基準規則第四条			する敷地は、宮城県牡鹿半			
第二項の規定により算定す			島のほぼ中央東部に位置			
る地震力をいう。) による損			し、北東側は太平洋に面し			
壊により公衆に放射線障害			ており、三方を山に囲まれ			
を及ぼさないように施設し			た山地と狭小な平地からな			
なければならない。			っている。			
2456			敷地内の地質は、中生界			
<i>【解釈】</i>			ジュラ系及びそれを不整合			
1 第1項の規定は、設置許			で覆う第四系からなる。			
可基準規則第4条第1項の			敷地の形状は海岸線に直			
規定に基づき設置許可で確			径を持つほぼ半円形であ			
認した設計方針に基づき、			り, 敷地全体の広さは約173			
設計基準対象施設が、設置			万 m <sup>2</sup> である。			
許可基準規則第4条第2項			常設耐震重要重大事故防			
の地震力に対し、施設の機			止設備又は常設重大事故緩			
能を維持していること又は			和設備が設置される重大事			
構造強度を確保しているこ			故等対処施設については,			
とをいう。			基準地震動Ssによる地震			
2456			力が作用した場合において			
			も、接地圧に対する十分な			
			支持力を有する地盤に設置			
			する。			
2 耐震重要施設(設置許可			また、上記に加え、基準地			
基準規則第三条第一項に規			震動Ssによる地震力が作			
定する耐震重要施設をい			用することによって弱面上			
う。以下同じ。)は、基準地			のずれが発生しないことを			
震動による地震力(設置許			含め、基準地震動Ssによ			
可基準規則第四条第三項に			る地震力に対する支持性能			
規定する基準地震動による			を有する地盤に設置する。			
地震力をいう。以下同じ。)			常設耐震重要重大事故防			
に対してその安全性が損な			止設備又は常設重大事故緩			
われるおそれがないように			和設備が設置される重大事			
施設しなければならない。			故等対処施設は、地震発生			

計1,「1.4.3 主要施設の耐震

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

#### 要求事項との対比表 設工認申請書 設工認申請書 設置許可申請書 設置許可申請書 設置許可,技術基準規則 技術基準規則 · 解釈 備考 基本設計方針(前) 基本設計方針(後) 添付書類八 及び基本設計方針との対比 本文 (3)(4)(5)(6)(7)に伴う地殻変動によって生 【解釈】 じる支持地盤の傾斜及び撓 2 第2項の規定は、設置許 み並びに地震発生に伴う建 可基準規則第4条第3項の 物・構築物間の不等沈下,液 規定に基づき設置許可で確 状化及び揺すり込み沈下等 認した設計方針に基づき、 の周辺地盤の変状により, 耐震重要施設が、設置許可 重大事故に至るおそれがあ 基準規則第4条第3項の基 る事故(運転時の異常な渦 進地震動による地震力に対 渡変化及び設計基準事故を し、施設の機能を維持して 除く。) 又は重大事故(以下 いること又は構造強度を確 「重大事故等」という。) に 保していることをいう。 対処するために必要な機能 (3)(4)(5)(6)(7) が損なわれるおそれがない 3 動的機器に対する「施設 地盤に設置する。 の機能を維持しているこ 常設耐震重要重大事故防 と」とは、基準地震動による 止設備又は常設重大事故緩 応答に対して、当該機器に 和設備が設置される重大事 要求される機能を保持する 故等対処施設は、将来活動 ことをいう。具体的には、当 する可能性のある断層等の 該機器の構造、動作原理等 露頭がない地盤に設置す を考慮した評価を行うこ る。 1 と、既往研究で機能維持の 耐震重要施設について 確認がなされた機能確認済 は、基準地震動Ssによる 加速度等を超えていないこ 地震力によって生じるおそ とを確認することをいう。 れがある周辺の斜面の崩壊 (2)(3)(4)(5)(6)(7)に対して、その安全機能が 損なわれるおそれがない場 所に設置する。(1) ロ 発電用原子炉施設の一 1.4 耐震設計 般構造 発電用原子炉施設の耐震 (1) 耐震構造 設計は,「設置許可基準規 本発電用原子炉施設は、 則」に適合するように、 次の方針に基づき耐震設計 「1.4.1 設計基準対象施設 を行い,「設置許可基準規 の耐震設計」,「1.4.2 重大 則」に適合するように設計 事故等対処施設の耐震設

する。

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表 (補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

:前回提出時からの変更箇所

### 様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				構造」及び「1.4.4 地震検知		
				による耐震安全性の確保」		
				に従って行う。 🗘		
	2. 自然現象	2. 自然現象	(i) 設計基準対象施設の	1.4.1 設計基準対象施設の	同趣旨の記載であるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
	2.1 地震による損傷の防	2.1 地震による損傷の防	耐震設計	耐震設計	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	止	止	設計基準対象施設につい	1.4.1.1 <u>設計基準対象施設</u>		
	2.1.1. 耐震設計	2.1.1 耐震設計	ては, 耐震重要度分類に応	の耐震設計の基本方針		
	(1) 耐震設計の基本方針	(1) 耐震設計の基本方針	じて, 適用する地震力に対	設計基準対象施設の <u>耐震</u>		
	耐震設計は,以下の項目	耐震設計は、以下の項目	して,以下の項目に従って	設計は,以下の項目に従っ		
	に従って行う。	に従って行う。	耐震設計を行う。	<u>て行う。</u>		
	a. 設計基準対象施設のう	a. 設計基準対象施設のう	a. 耐震重要施設は, <u>基準地</u>	(1) 地震により生じるおそ		
	ち, 耐震重要施設は, その供	ち, 耐震重要施設は, その供	震動Ssによる地震力に対	れがあるその安全機能の喪		
	用中に当該耐震重要施設に	用中に当該耐震重要施設に	して、安全機能が損なわれ	失に起因する放射線による		
	大きな影響を及ぼすおそれ	大きな影響を及ぼすおそれ	るおそれがないように設計	公衆への影響の程度が特に		
	がある地震(設置(変更)許	がある地震(設置(変更)許	する。 <b>③</b> b	大きいもの(以下「 <u>耐震重要</u>		
	可を受けた基準地震動(以	可を受けた基準地震動Ss		<u>施設</u> 」という。) <u>は</u> , その供		
	下「基準地震動」という。))	(以下「基準地震動 S s 」と		用中に当該耐震重要施設に		
	による加速度によって作用	いう。)) による加速度によ		大きな影響を及ぼすおそれ		
	する地震力に対して,その	って作用する地震力に対し		がある地震による加速度に		
	安全機能が損なわれるおそ	て、その安全機能が損なわ		よって作用する地震力に対		
	れがない設計とする。	れるおそれがない設計とす		して, その安全機能が損な		
	【5条1】	る。		<u>われるおそれがないように</u>		
		②a③a③b 【5条1】		<u>設計する。</u> ②a③a		
	b. 設計基準対象施設は,	b. 設計基準対象施設は,	b.設計基準対象施設は,地	(2) 設計基準対象施設は <u>,</u>	同趣旨の記載であるが,表	同上
	地震により発生するおそれ	地震により発生するおそれ	震により発生するおそれが	地震により発生するおそれ	現の違いによる差異あり	1.4
	がある安全機能の喪失(地	がある安全機能の喪失(地	ある安全機能の喪失及びそ	がある安全機能の喪失(地	98.9 XZ 1 1 = 01 W ZZ 7 (0) 9	
	震に伴って発生するおそれ	震に伴って発生するおそれ	れに続く放射線による公衆	震に伴って発生するおそれ		
	がある津波及び周辺斜面の	がある津波及び周辺斜面の	への影響を防止する観点か	がある津波及び周辺斜面の		
	崩壊等による安全機能の喪	崩壊等による安全機能の喪	ら、各施設の安全機能が喪	崩壊等による安全機能の喪		
	失を含む。) 及びそれに続く	失を含む。) 及びそれに続く	失した場合の影響の相対的	失を含む。)及びそれに続く		
	放射線による公衆への影響	放射線による公衆への影響	な程度に応じて, 耐震重要	放射線による公衆への影響		
	を防止する観点から,各施	を防止する観点から,各施	度分類を以下のとおり、S	を防止する観点から,各施		
	設の安全機能が喪失した場	設の安全機能が喪失した場	クラス, Bクラス又はCク	設の安全機能が喪失した場		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
2411022 1 778743 74174	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	2113
	合の影響の相対的な程度		ラスに分類し、それぞれに	合の影響の相対的な程度		
	(以下「耐震重要度」とい	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	応じた地震力に十分耐えら	(以下「耐震重要度」とい		
	う。) に応じて, S クラス, B	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	れるように設計する。 2(2)	う。) に応じて、耐震重要度		
	クラス又は C クラスに分類		b, <b>④</b> a 重複)	分類を <u>Sクラス</u> , Bクラス		
	(以下「耐震重要度分類」と	(以下「耐震重要度分類」と		又はCクラスに分類し、そ		
	いう。) し, それぞれに応じ	いう。)し、それぞれに応じ		<u>れぞれに応じた地震力に十</u>		
	た地震力に十分耐えられる	た地震力に十分耐えられる		<u>分耐えられる</u> ように <u>設計す</u>		
	設計とする。	設計とする。		<u>る。</u> ②b④a		
	【5条2】	②b④a 【5 条 2】				
				(3) 建物・構築物について		
				は, 耐震重要度分類の各ク		
				ラスに応じて算定する地震		
				力が作用した場合において		
				も,接地圧に対する十分な		
				支持力を有する地盤に設置		
				する。		
	c. 建物・構築物とは,建			なお,建物・構築物とは,	同趣旨の記載であるが,表	原子炉冷却系統施設(共通)
	物、構築物及び土木構造物			建物,構築物及び土木構造	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	(屋外重要土木構造物及び			物(屋外重要土木構造物及		
	その他の土木構造物)の総			びその他の土木構造物)の		
	称とする。			総称とする。		
	また,屋外重要土木構造			また、屋外重要土木構造		
	物とは, 耐震安全上重要な			物とは,耐震安全上重要な		
	機器・配管系の間接支持機			機器・配管系の間接支持機		
	能又は非常時における海水			能又は非常時における海水		
	の通水機能を求められる土			の通水機能を求められる土		
	木構造物をいう。			木構造物をいう。		
	【5条2-1】			<b>②</b>		
	d. Sクラスの施設は,基準	c. Sクラスの施設 (e. に記		(4) <u>Sクラスの施設 ((6)</u> に	基準要求への適合性を明確	同上
	地震動による地震力に対し			記載のもののうち、津波防	生	1. 4.
	てその安全機能が保持でき			護機能を有する設備(以下	追加要求事項に伴う差異	
	る設計とする。	波防護施設」という。), 浸水		「津波防護施設」という。),	(津波防護施設,浸水防止	
	- 8761 - 7 - 90	防止機能を有する設備(以		浸水防止機能を有する設備	設備及び津波監視設備、動	
		下「浸水防止設備」という。)		(以下「浸水防止設備」とい	的機能維持の評価方針の明	
		及び敷地における津波監視		う。)及び敷地における津波	確化。)	
		機能を有する施設(以下「津		監視機能を有する施設(以	1	

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

### 様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
汉阳圣中/姚州 // // // // // // // // // // // // //	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	νm·· 3
		波監視設備」という。)を除		下「津波監視設備」という。)		
		く。)は、基準地震動Ssに		を除く。)は、基準地震動S		
		よる地震力に対してその安		sによる地震力に対してそ		
		全機能が保持できる設計と		の安全機能が保持できるよ		
		する。③c		うに <u>設計する。</u> ③c		
	建物・構築物については,	建物・構築物については,		また, 弾性設計用地震動		
	構造物全体としての変形能	構造物全体としての変形能		Sdによる地震力又は静的		
	力(終局耐力時の変形)に対	力(終局耐力時の変形)に対		地震力のいずれか大きい方		
	して十分な余裕を有し、建	して十分な余裕を有し、建		の地震力に対しておおむね		
	物・構築物の終局耐力に対	物・構築物の終局耐力に対		弾性状態にとどまる範囲で		
	し妥当な安全余裕を有する	し妥当な安全余裕を有する		耐えられる設計とする。		
	設計とする。	設計とする。		(②e 重複)		
	機器・配管系については,	機器・配管系については,				
	その施設に要求される機能	その施設に要求される機能				
	を保持する設計とし, 塑性	を保持する設計とし, 塑性				
	ひずみが生じる場合であっ	ひずみが生じる場合であっ				
	ても、その量が小さなレベ	ても、その量が小さなレベ				
	ルにとどまって破断延性限	ルにとどまって破断延性限				
	界に十分な余裕を有し, そ	界に十分な余裕を有し、そ				
	の施設に要求される機能に	の施設に要求される機能に				
	影響を及ぼさない, また, 動	影響を及ぼさない, また, 動				
	的機器等については, 基準	的機器等については、基準				
	地震動による応答に対して	地震動Ssによる応答に対				
	その設備に要求される機能	してその設備に要求される				
	を保持する設計とする。	機能を保持する設計とす				
		る。なお,動的機能が要求さ				
		れる機器については、当該				
		機器の構造、動作原理等を				
		考慮した評価を行い,既往				
		の研究等で機能維持の確認				
		がなされた機能確認済加速				
		度等を超えていないことを				
		確認する。③d				③d 引用元: P16
	また,設置(変更)許可を	また,設置(変更)許可を				
	受けた弾性設計用地震動	受けた弾性設計用地震動S				
	(以下「弾性設計用地震動」	d(以下「弾性設計用地震動				
	という。) による地震力又は	Sd」という。) による地震				

# 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第5条 地震による損傷の防止】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

### 様式-7

十分: 甘 ※ 4P D I	設工認申請書	設工認申請書	安水争頃との対比衣・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可, 技術基準規則	/#: 十/.
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	静的地震力のいずれか大き	力又は静的地震力のいずれ				
	い方の地震力に対しておお	か大きい方の地震力に対し				
	むね弾性状態にとどまる範	ておおむね弾性状態にとど				
	囲で耐えられる設計とす	まる範囲で耐えられる設計				
	る。	とする。②c				②c 引用元:P16
	【5条3】	建物・構築物については、				
		発生する応力に対して、「建				
		築基準法」等の安全上適切				
		と認められる規格及び基準				
		による許容応力度を許容限				
		界とする。				
		機器・配管系については、				
		応答が全体的におおむね弾				
		性状態にとどまる設計とす				
		る。				
		②d 【5条3】				②d 引用元: P16
	e. S クラスの施設につい	d. Sクラスの施設 (e. に記		(5) Sクラスの施設((6)に	追加要求事項に伴う差異	   原子炉冷却系統施設(共通)
	て,静的地震力は,水平地震			記載のもののうち、津波防		2.1.1 耐震設計
	力と鉛直地震力が同時に不	施設,浸水防止設備及び津		護施設、浸水防止設備及び		
	利な方向の組合せで作用す	波監視設備を除く。)につい		津波監視設備を除く。)につ		
	るものとする。	て,静的地震力は,水平地震		いては,静的地震力は,水平		
	【5条4】	力と鉛直地震力が同時に不		地震力と鉛直地震力が同時		
		利な方向の組合せで作用す		に不利な方向の組合せで作		
		るものとする。②e		<u>用するものとする。</u> ②e		
		また、基準地震動Ss及		また, 基準地震動 S s 及		
		び弾性設計用地震動Sdに		び弾性設計用地震動Sdに		
		よる地震力は,水平2方向及		よる地震力は、水平2方向		
		び鉛直方向について適切に		及び鉛直方向について適切		
		組み合わせて算定するもの		に組み合わせて算定するも		
		とする。		<u>のとする。</u> ⑤a なお,水平2		
		<b>⑤a</b> 【5条4】		方向及び鉛直方向の地震力		
				が同時に作用し,影響が考		
				えられる施設及び設備につ		
				いては許容限界の範囲内に		
				とどまることを確認する。		
				③(②c, ②d, ③d 重複)		

# 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第5条 地震による損傷の防止】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

# 様式-7

### 要求事項との対比表し

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
汉州基中规划一种代	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	VIII 4-5
	f. 屋外重要土木構造物	e. 屋外重要土木構造物,		(6) 屋外重要土木構造物,	同趣旨の記載であるが,表	原子炉冷却系統施設(共通)
	は,基準地震動による地震	津波防護施設,浸水防止設		津波防護施設,浸水防止設	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	力に対して,構造物全体と	備及び津波監視設備並びに		備及び津波監視設備並びに	追加要求事項に伴う差異	
	して変形能力(終局耐力時	浸水防止設備が設置された		浸水防止設備が設置された	(津波防護施設,浸水防止	
	の変形) について十分な余	建物・構築物は、基準地震動		建物・構築物は, 基準地震動	設備及び津波監視設備)	
	裕を有するとともに、それ	Ssによる地震力に対し		S s による地震力に対し		
	ぞれの施設及び設備に要求	て、構造物全体として変形		て、構造物全体としての変		
	される機能が保持できる設	能力(終局耐力時の変形)に		形能力(終局耐力時の変形)		
	計とする。	ついて十分な余裕を有する		について十分な余裕を有す		
	【5条5】	とともに、それぞれの施設		るとともに、それぞれの施		
		及び設備に要求される機能		<u>設及び設備に要求される機</u>		
		が保持できる設計とする。		<u>能が保持できる</u> ように <u>設計</u>		
		③e 【5 条 5】		<u>する。</u> ③e なお, 基準地震動		
				Ssの水平2方向及び鉛直		
				方向の地震力の組合せにつ		
				いては、上記(5)と同様とす		
				る。③(⑤a 重複)		
				また, 重大事故等対処施		
				設を津波から防護するため		
				の津波防護施設,浸水防止		
				設備及び津波監視設備並び		
				に浸水防止設備が設置され		
				た建物・構築物についても		
				同様の設計方針とする。		
	D b = - o b = 101			(-)		
	g. Bクラスの施設は、静的			(7) <u>Bクラスの施設は, 静</u>		原子炉冷却系統施設(共通)
	地震力に対しておおむね弾	地震力に対しておおむね弾		的地震力に対しておおむね		2.1.1 耐震設計
	性状態にとどまる範囲で耐	性状態にとどまる範囲で耐		弾性状態にとどまる範囲で		
	えられる設計とする。	えられる設計とする。②f		耐えられるように設計す	(水平 2 方向及び鉛直方向	
	また、共振のおそれのあ	また、共振のおそれのあ		3. 2f	の組合せ)	
	る施設については、その影	る施設については、その影		また、共振のおそれのあ		
	響についての検討を行う。	響についての検討を行う。		る施設については、その影		
	その場合、検討に用いる地	その場合、検討に用いる地		響についての検討を行う。		
	震動は、弾性設計用地震動	震動は、弾性設計用地震動		その場合、検討に用いる地		
	に 2 分の 1 を乗じたものと	Sdに2分の1を乗じたも		震動は,弾性設計用地震動		

第5条-7

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

### 様式-7

++-分: 甘 ※ ++ ++ + +	設工認申請書	設工認申請書	安水争頃との対比衣・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	1佣 右
	する。	のとする。なお、当該地震動		Sdに2分の1を乗じたも		
	【5条6】	による地震力は,水平2方向		のとする。なお、当該地震動		
		及び鉛直方向について適切		による地震力は,水平2方		
		に組み合わせて算定するも		向及び鉛直方向について適		
		のとする。		切に組み合わせて算定する		
		⑤b 【5条6】		<u>ものと</u> し、Sクラス施設と		
				同様に許容限界の範囲内に		
				とどまることを確認する。		
				<b>⑤</b> b		
	C クラスの施設は, 静的地	C クラスの施設は, 静的地		(8) Cクラスの施設は, 静	同趣旨の記載であるが、表	原乙烷必却玄兹 <u>佐</u> 熟(开泽)
	震力に対しておおむね弾性	震力に対しておおむね弾性		的地震力に対しておおむね		2.1.1 耐震設計
	状態にとどまる範囲で耐え	状態にとどまる範囲で耐え		弾性状態にとどまる範囲で	光の度いによる左共のり	2.1.1 删反以口
	られる設計とする。	られる設計とする。		耐えられるように設計す		
	【5条7】	②g 【5条7】		<u>る。</u> ②g		
	10 % 11					
		g. 耐震重要施設は, それ		(9) 耐震重要施設は、耐震	同趣旨の記載であるが、表	同上
		以外の発電所内にある施設		重要度分類の下位のクラス		
		(資機材等含む。) の波及的		に属するものの波及的影響	追加要求事項に伴う差異	
		影響によって、その安全機		によって、その安全機能を	(波及的影響の検討)	
		能を損なわない設計とす		損なわないように設計す		
		る。		る。③(③h⑦a 重複)		
		③f 【5条8】				③f 引用元: P45
				(10) 設計基準対象施設の		
				構造計画及び配置計画に際		
				しては, 地震の影響が低減		
				されるように考慮する。		
				(**) 30.31 # WELLE LESSON		
				(11) 設計基準対象施設の		
				設計においては、防潮堤下		
				部の地盤改良等により地下		
				水の流れが遮断され敷地内の地下水体が地まるはほれ		
				の地下水位が地表面付近ま で上昇するおそれがあるこ		
				とを踏まえ、地下水位を一		
				とを踏まえ、地下水位を一   定の範囲に保持する地下水		
				位低下設備を設置し、同設		
				世内下以帰て取退し、内取	<u> </u>	

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	北十部中士士	机工知中主事	女小学供しの別れなっ	机果护力由主持	凯里尔司 计体计准用则	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書  ※付書類  ※	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)  j. 耐震重要施設については、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれないよう、適切な対策を講ずる設計とする。 ③g【5条9】	本文	添付書類八 備の効果が及能を考認のでは、 では、用いいでは、 をを設していいでは、 ないでは、できる。が、では、ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	及び基本設計方針との対比 同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり 追加要求事項に伴う差異 (地盤変状の考慮)	
	(2) 耐震重要度分類	(2) 耐震重要度分類		1.4.1.2 耐震重要度分類		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

++ 分計 海 +日 日	設工認申請書	設工認申請書	要水事項との対比表 b 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/ <del>生</del> 之
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	a. 耐震重要度分類	a. 耐震重要度分類		設計基準対象施設の耐震	同趣旨の記載であるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
	設計基準対象施設の耐震	設計基準対象施設の耐震		<u>重要度</u> 分類 <u>を</u> , 次のように	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	重要度を以下のとおり分類	重要度を以下のとおり分類		<u>分類する。</u>	追加要求事項に伴う差異	
	する。	する。			(津波防護施設,浸水防止	
	(a) Sクラスの施設	(a) Sクラスの施設	Sクラス	(1) <u>Sクラスの施設</u>	設備及び津波監視設備。)	
	地震により発生するおそ	地震により発生するおそ	地震により発生するおそれ	地震により発生するおそ		
	れがある事象に対して,原	れがある事象に対して,原	がある事象に対して, 原子	れがある事象に対して,原		
	子炉を停止し, 炉心を冷却	子炉を停止し、炉心を冷却	炉を停止し, 炉心を冷却す	子炉を停止し, 炉心を冷却		
	するために必要な機能を持	するために必要な機能を持	るために必要な機能を持つ	するために必要な機能を持		
	つ施設, 自ら放射性物質を	つ施設、自ら放射性物質を	施設,自ら放射性物質を内	つ施設、自ら放射性物質を		
	内蔵している施設, 当該施	内蔵している施設, 当該施	蔵している施設, 当該施設	内蔵している施設, 当該施		
	設に直接関係しておりその	設に直接関係しておりその	に直接関係しておりその機	設に直接関係しておりその		
	機能喪失により放射性物質	機能喪失により放射性物質	能喪失により放射性物質を	機能喪失により放射性物質		
	を外部に拡散する可能性の	を外部に拡散する可能性の	外部に拡散する可能性のあ	を外部に拡散する可能性の		
	ある施設,これらの施設の	ある施設,これらの施設の	る施設、これらの施設の機	ある施設,これらの施設の		
	機能喪失により事故に至っ	機能喪失により事故に至っ	能喪失により事故に至った	機能喪失により事故に至っ		
	た場合の影響を緩和し,放	た場合の影響を緩和し,放	場合の影響を緩和し、放射	た場合の影響を緩和し,放		
	射線による公衆への影響を	射線による公衆への影響を	線による公衆への影響を軽	射線による公衆への影響を		
	軽減するために必要な機能	軽減するために必要な機能	減するために必要な機能を	軽減するために必要な機能		
	を持つ施設及びこれらの重	を持つ施設及びこれらの重	持つ施設及びこれらの重要	<u>を持つ施設及びこれらの重</u>		
	要な安全機能を支援するた	要な安全機能を支援するた	な安全機能を支援するため	要な安全機能を支援するた		
	めに必要となる施設,並び	めに必要となる施設, 並び	に必要となる施設, 並びに	めに必要となる施設, 並び		
	に地震に伴って発生するお	に地震に伴って発生するお	地震に伴って発生するおそ	に地震に伴って発生するお		
	それがある津波による安全	それがある津波による安全	れがある津波による安全機	それがある津波による安全		
	機能の喪失を防止するため	機能の喪失を防止するため	能の喪失を防止するために	機能の喪失を防止するため		
	に必要となる施設であっ	に必要となる施設であっ	必要となる施設であって,	<u>に必要となる施設であっ</u>		
	て, その影響が大きいもの	て,その影響が大きいもの	その影響が大きいもの	て, その影響が大きいもの		
	であり,次の施設を含む。	であり、次の施設を含む。	② (④b 重複)	であり、次の施設を含む。		
	・原子炉冷却材圧力バウン	・原子炉冷却材圧力バウン		・原子炉冷却材圧力バウン		
	ダリを構成する機器・配管	ダリを構成する機器・配管		ダリを構成する機器・配管		
	系	系		<u>系</u>		
	・使用済燃料を貯蔵するた	・使用済燃料を貯蔵するた		・使用済燃料を貯蔵するた		
	めの施設	めの施設		<u>めの施設</u>		
	・原子炉の緊急停止のため	・原子炉の緊急停止のため		・原子炉の緊急停止のため		
	に急激に負の反応度を付	に急激に負の反応度を付		に急激に負の反応度を付加		
	加するための施設, 及び原	加するための施設, 及び原		するための施設,及び原子		
	子炉の停止状態を維持す	子炉の停止状態を維持す		炉の停止状態を維持するた		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

### 様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
1文州 基 中	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	7/用 45
	るための施設	るための施設		<u>めの施設</u>		
	・原子炉停止後, 炉心から崩	・原子炉停止後, 炉心から崩		・原子炉停止後, 炉心から崩		
	壊熱を除去するための施	壊熱を除去するための施		<u>壊熱を除去するための施設</u>		
	設	設		・原子炉冷却材圧力バウン		
	・原子炉冷却材圧力バウン	・原子炉冷却材圧力バウン		ダリ破損事故後, 炉心から		
	ダリ破損事故後, 炉心から	ダリ破損事故後, 炉心から		崩壊熱を除去するための施		
	崩壊熱を除去するための	崩壊熱を除去するための		<u>設</u>		
	施設	施設		・原子炉冷却材圧力バウン		
	・原子炉冷却材圧力バウン	・原子炉冷却材圧力バウン		ダリ破損事故の際に, 圧力		
	ダリ破損事故の際に,圧力	ダリ破損事故の際に,圧力		障壁となり放射性物質の放		
	障壁となり放射性物質の	障壁となり放射性物質の		散を直接防ぐための施設		
	放散を直接防ぐための施	放散を直接防ぐための施		・放射性物質の放出を伴う		
	設	設		ような事故の際に、その外		
	・放射性物質の放出を伴う	・放射性物質の放出を伴う		部放散を抑制するための施		
	ような事故の際に、その外	ような事故の際に、その外		設であり、上記の「放射性		
	部放散を抑制するための	部放散を抑制するための		物質の放散を直接防ぐため		
	施設であり、上記の「放射	施設であり、上記の「放射		の施設」以外の施設		
	性物質の放散を直接防ぐ	性物質の放散を直接防ぐ		・津波防護施設及び浸水防		
	ための施設」以外の施設	ための施設」以外の施設		<u>止設備</u>		
	【5条10】	・津波防護施設及び浸水防		・津波監視設備		
		上設備		<b>(4)</b> b		
		・津波監視設備				
		<b>4</b> b 【5条10】				
	(b) Bクラスの施設	   (b) Bクラスの施設	Bクラス	(a) D A = > の <del>                                    </del>	日孫にの打井べたフボーギ	   原子炉冷却系統施設(共通)
	安全機能を有する施設の	安全機能を有する施設の	ロップス	(2) <u>Bクラスの施設</u> 安全機能を有する施設の	同趣旨の記載であるが、表 現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	うち、機能喪失した場合の	うち、機能喪失した場合の	女主機能を有する地段のプ   ち、機能喪失した場合の影	うち,機能喪失した場合の	先の種がによる左共のり	2.1.1 删展取引
	影響がSクラス施設と比べ	影響が S クラス施設と比べ	響がSクラス施設と比べ小	影響がSクラス施設と比べ		
	小さい施設であり、次の施	小さい施設であり、次の施	書か3ククス施設と比べれ     さい施設2(④c 重複)	小さい施設であり、次の施		
	設を含む。	設を含む。		<u> からく 施設 くめり                                   </u>		
	・原子炉冷却材圧力バウン	・原子炉冷却材圧力バウン		<del>№ 500。</del>   ・原子炉冷却材圧力バウン		
	ダリに直接接続されてい	ダリに直接接続されてい		ダリに直接接続されてい		
	て,一次冷却材を内蔵して	て,一次冷却材を内蔵して		て,一次冷却材を内蔵して		
	いるか又は内蔵し得る施	いるか又は内蔵し得る施		いるか又は内蔵し得る施設		
	設	設		<ul><li>放射性廃棄物を内蔵して</li></ul>		
	・放射性廃棄物を内蔵して	・放射性廃棄物を内蔵して		いる施設(ただし、内蔵量		
	いる施設(ただし、内蔵量	いる施設(ただし、内蔵量		が少ない又は貯蔵方式によ		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

### 様式-7

11 W 11 W 11 D 1	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/#s +z.
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	が少ない又は貯蔵方式に	が少ない又は貯蔵方式に		り、その破損により公衆に		
	より,その破損により公衆	より,その破損により公衆		与える放射線の影響が「実		
	に与える放射線の影響が	に与える放射線の影響が		用発電用原子炉の設置、運		
	「実用発電用原子炉の設	「実用発電用原子炉の設		転等に関する規則(昭和 53		
	置,運転等に関する規則	置,運転等に関する規則		年通商産業省令第77号)」		
	(昭和 53 年通商産業省令	(昭和 53 年通商産業省令		第2条第2項第6号に規定		
	第77号)」第2条第2項第	第77号)」第2条第2項第		する「周辺監視区域」外に		
	6 号に規定する「周辺監視	6 号に規定する「周辺監視		おける年間の線量限度に比		
	区域」外における年間の線	区域」外における年間の線		べ十分小さいものは除く。)		
	量限度に比べ十分小さい	量限度に比べ十分小さい		・放射性廃棄物以外の放射		
	ものは除く。)	ものは除く。)		性物質に関連した施設で,		
	・放射性廃棄物以外の放射	・放射性廃棄物以外の放射		その破損により、公衆及び		
	性物質に関連した施設で,	性物質に関連した施設で、		従事者に過大な放射線被ば		
	その破損により,公衆及び	その破損により,公衆及び		くを与える可能性のある施		
	従事者に過大な放射線被	従事者に過大な放射線被		<u>設</u>		
	ばくを与える可能性のあ	ばくを与える可能性のあ		・使用済燃料を冷却するた		
	る施設	る施設		めの施設		
	・使用済燃料を冷却するた	・使用済燃料を冷却するた		・放射性物質の放出を伴う		
	めの施設	めの施設		ような場合に、その外部放		
	・放射性物質の放出を伴う	・放射性物質の放出を伴う		散を抑制するための施設		
	ような場合に, その外部放	ような場合に, その外部放		<u>で、Sクラスに属さない施</u>		
	散を抑制するための施設	散を抑制するための施設		<u>設</u>		
	で, S クラスに属さない施	で, S クラスに属さない施		<b>4</b> c		
	設	設				
	【5条11】	<b>④c</b> 【5条11】				
	(c) Cクラスの施設	(c) Cクラスの施設	Cクラス	(3) <u>Cクラスの施設</u>	同趣旨の記載であるが,表	
	Sクラスに属する施設及	Sクラスに属する施設及	Sクラスに属する施設及び	<u>Sクラスに属する施設及</u>	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	びBクラスに属する施設以	びBクラスに属する施設以	Bクラスに属する施設以外	びBクラスに属する施設以		
	外の一般産業施設又は公共	外の一般産業施設又は公共	の一般産業施設又は公共施	外の一般産業施設又は公共		
	施設と同等の安全性が要求	施設と同等の安全性が要求	設と同等の安全性が要求さ	施設と同等の安全性が要求		
	される施設である。	される施設である。	れる施設	される施設である。		
	上記に基づく耐震重要度	上記に基づく耐震重要度	② (④d 重複)	上記に基づく耐震重要度		
	分類を第2.1.1表に示す。	分類を第2.1.1表に示す。		<u>分類を第</u> 1.4.1-1 <u>表に示</u>		
	なお、同表には当該施設	なお、同表には当該施設		<u> </u>		
	を支持する構造物の支持機	を支持する構造物の支持機		なお, 同表には当該施設		
	能が維持されることを確認	能が維持されることを確認		を支持する構造物の支持機		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 <関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

### 様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後) する地震動及び波及的影響	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
	する地震動及び波及的影響 を考慮すべき施設に適用す	を考慮すべき施設に適用す		能が維持されることを確認		
	る地震動についても併記す	る地震動についても併記す		する地震動及び波及的影響		
		る地展動についても所能する。		を考慮すべき施設に適用する。		
	る。 【5 名 10】	る。 <b>④d 【</b> 5 条 12】		<u>る地震動についても併記す</u>		
	【5条12】	4d [5 来 12]		<u>3.</u>		
				<b>4</b> d		
	(3) 地震力の算定方法	   (3) 地震力の算定方法	c. Sクラスの施設(e. に	   1.4.1.3 地震力の算定方法	同趣旨の記載であるが、表	│ │ 原子炉冷却系統施設(共通
	耐震設計に用いる地震力	耐震設計に用いる地震力	記載のもののうち、津波防	設計基準対象施設の耐震	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	の算定は以下の方法によ	の算定は以下の方法によ	護機能を有する設備(以下	設計に用いる地震力の算定	追加要求事項に伴う差異	2. 1. 1 mj/xxxxx
	る。   る。	る。	「津波防護施設」という。),	は以下の方法による。	(津波防護施設,浸水防止	
	a. 静的地震力	a. 静的地震力	浸水防止機能を有する設備	(1) 静的地震力	設備及び津波監視設備。)	
	設計基準対象施設に適用	設計基準対象施設に適用	(以下「浸水防止設備」とい	静的地震力は, Sクラス		
	する静的地震力は、Sクラス	する静的地震力は、Sクラス	う。)及び敷地における津波	の施設 (津波防護施設, 浸水		
	の施設, B クラス及び C クラ	の施設 (津波防護施設, 浸水	監視機能を有する施設(以	防止設備及び津波監視設備		
	スの施設に適用することと	防止設備及び津波監視設備	下「津波監視設備」という。)	を除く。), Bクラス及びC		
	し、それぞれ耐震重要度分	を除く。), B クラス及び C ク	を除く。), Bクラス及びC	クラスの施設に適用するこ		
	類に応じて次の地震層せん	ラスの施設に適用すること	クラスの施設は、建物・構築	ととし、それぞれ耐震重要		
	断力係数Ci及び震度に基	とし, それぞれ耐震重要度	物については、地震層せん	度分類に応じて次の地震層		
	づき算定する。	分類に応じて次の地震層せ	断力係数Ciに、それぞれ	せん断力係数Ci及び震度		
	【5条13】	ん断力係数Ci及び震度に	3.0, 1.5 及び1.0 を乗じて	に基づき算定する。		
		基づき算定する。	求められる水平地震力、機	5c		
		⑤c 【5条13】	器・配管系については、それ			
			ぞれ 3.6, 1.8 及び 1.2 を			
	(a) 建物·構築物	(a) 建物・構築物	乗じた水平震度から求めら	a. 建物・構築物	同趣旨の記載であるが、表	同上
	水平地震力は、地震層せ	水平地震力は、地震層せ	れる水平地震力に十分に耐	水平地震力は、地震層せ	現の違いによる差異あり	1, 4 ===
	ん断力係数Ciに,次に示す	ん断力係数Ciに,次に示す	えられるように設計する。	<u> </u>	)	
	施設の耐震重要度分類に応	施設の耐震重要度分類に応	建物・構築物及び機器・配管	施設の耐震重要度分類に応		
	じた係数を乗じ、さらに当	じた係数を乗じ、さらに当	系ともに、おおむね弾性状	じた係数を乗じ、さらに当		
	該層以上の重量を乗じて算	該層以上の重量を乗じて算	態にとどまる範囲で耐えら	該層以上の重量を乗じて算		
	定するものとする。	定するものとする。	れるように設計する。	定するものとする。		
	S クラス 3.0	S クラス 3.0	ここで、地震層せん断力	Sクラス 3.0		
	Bクラス 1.5	B クラス 1.5	係数Ciは、標準せん断力係	Bクラス 1.5		
	C クラス 1.0	C クラス 1.0	数C。を 0.2 以上とし, 建	<u>C</u> クラス 1.0		
	ここで、地震層せん断力	ここで、地震層せん断力	物・構築物の振動特性, 地盤	ここで、地震層せん断力		
	係数Ciは、標準せん断力係	係数Ciは、標準せん断力係	の種類等を考慮して求めら	係数Ciは、標準せん断力係		
	数Coを0.2以上とし,建物・	数Coを0.2以上とし,建物・	れる値とする。	数C。を 0.2 以上とし, 建		

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 <関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

14-45 甘 26-10	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/#: +z.
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	構築物の振動特性, 地盤の	構築物の振動特性, 地盤の	ただし, 土木構造物の静	物・構築物の振動特性, 地盤		
	種類等を考慮して求められ	種類等を考慮して求められ	的地震力は、Cクラスに適	の種類等を考慮して求めら		
	る値とする。	る値とする。	用される静的地震力を適用	れる値とする。		
	また,必要保有水平耐力	また、必要保有水平耐力	する。	また,必要保有水平耐力		
	の算定においては, 地震層	の算定においては, 地震層	Sクラスの施設(e.に記	の算定においては, 地震層		
	せん断力係数Ciに乗じる	せん断力係数Ciに乗じる	載のもののうち、津波防護	せん断力係数C <sub>i</sub> に乗じる施		
	施設の耐震重要度分類に応	施設の耐震重要度分類に応	施設,浸水防止設備及び津	設の耐震重要度分類に応じ		
	じた係数は、Sクラス、Bク	じた係数は, S クラス, B ク	波監視設備を除く。)につい	た係数は, Sクラス, Bクラ		
	ラス及びCクラスともに1.0	ラス及びCクラスともに1.0	ては,水平地震力と鉛直地	ス及びCクラスともに 1.0		
	とし,その際に用いる標準	とし,その際に用いる標準	震力が同時に不利な方向の	とし, その際に用いる標準		
	せん断力係数Coは1.0以上	せん断力係数Coは1.0以上	組合せで作用するものとす	せん断力係数 C 。は 1.0 以		
	とする。	とする。	る。鉛直地震力は,建物・構	<u>上とする。</u>		
	Sクラスの施設について	S クラスの施設について	築物については, 震度 0.3	Sクラスの施設について		
	は,水平地震力と鉛直地震	は,水平地震力と鉛直地震	以上を基準とし,建物・構築	は,水平地震力と鉛直地震		
	力が同時に不利な方向の組	力が同時に不利な方向の組	物の振動特性、地盤の種類	力が同時に不利な方向の組		
	合せで作用するものとす	合せで作用するものとす	等を考慮して求められる鉛	合せで作用するものとす		
	る。鉛直地震力は,震度 0.3	る。鉛直地震力は,震度 0.3	直震度,機器・配管系につい	る。鉛直地震力は,震度 0.3		
	以上を基準とし,建物・構築	以上を基準とし,建物・構築	ては,これを1.2 倍した鉛	以上を基準とし,建物・構築		
	物の振動特性, 地盤の種類	物の振動特性、地盤の種類	直震度より算定する。ただ	物の振動特性, 地盤の種類		
	等を考慮し,高さ方向に一	等を考慮し,高さ方向に一	し,鉛直震度は高さ方向に	等を考慮し,高さ方向に一		
	定として求めた鉛直震度よ	定として求めた鉛直震度よ	一定とする。	定として求めた鉛直震度よ		
	り算定するものとする。	り算定するものとする。	2 (2c, 2d, 2f, 2g, 5c,	り算定するものとする。		
	ただし、土木構造物の静	ただし、土木構造物の静	⑤d, ⑤e 重複)	ただし、土木構造物の静		
	的地震力は, 安全上適切と	的地震力は, 安全上適切と		的地震力は, 安全上適切と		
	認められる規格及び基準を	認められる規格及び基準を		認められる規格及び基準を		
	参考に, C クラスに適用され	参考に, C クラスに適用され		参考に, Cクラスに適用さ		
	る静的地震力を適用する。	る静的地震力を適用する。		れる静的地震力を適用す		
	【5条14】	⑤d 【5 条 14】		<u> 3.</u>		
				<b>5</b> d		
	(b) 機器・配管系	(b) 機器・配管系		b . <u>機器・配管系</u>	同趣旨の記載であるが,表	原子炉冷却系統施設 (共通)
	静的地震力は,上記(a)に	静的地震力は,上記(a)に		静的地震力は,上記 a. に	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	示す地震層せん断力係数C	示す地震層せん断力係数C		示す地震層せん断力係数C <sub>i</sub>	追加要求事項に伴う差異	
	iに施設の耐震重要度分類	iに施設の耐震重要度分類		に施設の耐震重要度分類に	(標準せん断係数 C <sub>0</sub> 等の割	
	に応じた係数を乗じたもの	に応じた係数を乗じたもの		応じた係数を乗じたものを	増し係数の適用)	
	を水平震度として, 当該水	を水平震度として, 当該水		水平震度として, 当該水平		
	平震度及び上記(a)の鉛直	平震度及び上記(a)の鉛直		震度及び上記 a . の鉛直震		
	震度をそれぞれ 20%増しと	震度をそれぞれ 20%増しと		度をそれぞれ 20%増しとし		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 ・様式-1 への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

<関連する資料>

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

様式-7

	an an -b a+ -b.	20 20 da 24	安水争項との対比衣	그미, 田크는	30 HI 36 -7 LL //2 +2 //4 (D.D.)	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	した震度より求めるものと		1 2 3	た震度より求めるものとす	No HI MANAGE CONTRACTOR	
	する。	する。		<u>5.</u>		
	Sクラスの施設について	Sクラスの施設について		<u></u> なお, <u>Sクラスの施設に</u>		
	は,水平地震力と鉛直地震			ついては、水平地震力と鉛		
	力は同時に不利な方向の組	力は同時に不利な方向の組		直地震力は同時に不利な方		
	合せで作用するものとす	合せで作用するものとす		向の組合せで作用するもの		
	る。ただし、鉛直震度は高さ	る。ただし、鉛直震度は高さ		とする。ただし、鉛直震度は		
	方向に一定とする。	方向に一定とする。		高さ方向に一定とする。		
	【5条15】	上記(a)及び(b)の標準せ		上記a. 及びb. の標準せ		
		ん断力係数C <sub>0</sub> 等の割増し		<u>ん断力係数C。等の割増し</u>		
		係数の適用については、耐		<u>係数の適用については、耐</u>		
		震性向上の観点から,一般		震性向上の観点から,一般		
		産業施設,公共施設等の耐		産業施設,公共施設等の耐		
		震基準との関係を考慮して		震基準との関係を考慮して		
		設定する。		設定する。		
		⑤e 【5条 15】		(5) e		
			d. Sクラスの施設(e. に			
			記載のもののうち、津波防			
			護施設,浸水防止設備及び			
			津波監視設備を除く。) は,			
			基準地震動Ssによる地震			
			力に対して安全機能が保持			
			できるように設計する。 2			
			(②a, ③a 重複) 建物·構築			
			物については、構造物全体			
			としての変形能力(終局耐力の変形によりにより			
			<u>力時の変形)に</u> ついて <u>十分</u>			
			な余裕を有し、建物・構築物の終星型力に対し変異なっ			
			の終局耐力に対し妥当な安 全余裕を有するように設計			
			<u>主 未俗を有する</u> ように <u>設訂</u> する。機器・配管系について			
			りる。機器・配官系について は、その施設に要求される			
			<u>は、その地殻に安水される</u> 機能を保持するように <u>設計</u>			
			し、塑性ひずみが生じる場			
			合であっても、その量が小			
			さなレベルにとどまって破			
			断延性限界に十分な余裕を			
	L	I				I .

# 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第5条 地震による損傷の防止】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
1人们至于沙尔 所代	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	NH (2)
			有し, その施設に要求され			
			る機能に影響を及ぼさない			
			ように <u>, また, 動的機器等に</u>			
			ついては、基準地震動 S s			
			による応答に対して,その			
			設備に要求される機能を保			
			<u>持する</u> ように <u>設計する。</u> ③d			
			また, 弾性設計用地震動			
			Sdによる地震力又は静的			
			地震力のいずれか大きい方			
			の地震力に対しておおむね			
			弾性状態にとどまる範囲で			
			耐えられるように設計す			
			<u>る。②c</u> 建物・構築物につい			
			ては、発生する応力に対し			
			て,「建築基準法」等の安全			
			上適切と認められる規格及			
			び基準による許容応力度を			
			許容限界とする。機器・配管			
			系については, 応答が全体			
			的におおむね弾性状態にと			
			<u>どまる</u> ように <u>設計する。</u> ②d			
			なお, 基準地震動 S s 及			
			び弾性設計用地震動Sdに			
			よる地震力は,水平2方向			
			及び鉛直方向について適切			
			に組み合わせて算定するも			
			のとする。 ② (⑤a 重複)			
	b. 動的地震力	b. 動的地震力		(2) <u>動的地震力</u>	同趣旨の記載であるが、表	原子炉冷却系統施設(共通
	設計基準対象施設につい	設計基準対象施設につい		動的地震力は、Sクラス		2.1.1 耐震設計
	ては,動的地震力は,Sクラ	ては,動的地震力は,Sクラ		の施設,屋外重要土木構造		
	スの施設、屋外重要土木構	スの施設、屋外重要土木構		物及びBクラスの施設のう	(津波防護施設,浸水防止	
	造物及び B クラスの施設の	造物及び B クラスの施設の		ち共振のおそれのあるもの	設備及び津波監視設備。)	
	うち共振のおそれのあるも	うち共振のおそれのあるも		に適用することとし、基準		
	のに適用する。	のに適用する。		地震動Ss及び弾性設計用		
	Sクラスの施設について	S クラスの施設 (津波防護		地震動Sdから定める入力		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉 ・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

:前回提出時からの変更箇所

### 様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
1人们 本 中 观别	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	VH <sup>2</sup> ¬
	は, 基準地震動及び弾性設	施設、浸水防止設備及び津		<u>地震動を</u> 入力として, <b>⑤</b> f <u>動</u>		
	計用地震動から定める入力	波監視設備を除く。)につい		<u>的解析</u> により <u>水平2方向及</u>		
	地震動を適用する。	ては、基準地震動Ss及び		び鉛直方向について適切に		
		弾性設計用地震動 S d から		組み合わせて算定する。 ⑤i		
		定める入力地震動を適用す		なお,構造特性から水平2		
		る。⑤f		方向及び鉛直方向の地震力		
	B クラスの施設のうち共	B クラスの施設のうち共		の影響が考えられる施設及		
	振のおそれのあるものにつ	振のおそれのあるものにつ		び設備については、水平2		
	いては, 弾性設計用地震動	いては、弾性設計用地震動		方向及び鉛直方向の地震力		
	から定める入力地震動の振	Sdから定める入力地震動		の組合せに対して、許容限		
	幅を2分の1にしたものに	の振幅を2分の1にしたも		界の範囲内にとどまること		
	よる地震力を適用する。	のによる地震力を適用す		を確認する。  <td></td> <td></td>		
		3. 5g		d 重複)		
	屋外重要土木構造物につ	屋外重要土木構造物,津		Bクラスの施設のうち共		
	いては、基準地震動による	波防護施設,浸水防止設備		振のおそれのあるものにつ		
	地震力を適用する。	及び津波監視設備並びに浸		いては、弾性設計用地震動		
	【5条16】	水防止設備が設置された建		Sdから定める入力地震動		
		物・構築物については、基準		の振幅を2分の1にしたも		
		地震動Ssによる地震力を		のによる地震力を適用す		
		適用する。		3. 5g		
		⑤h 【5条16】		屋外重要土木構造物,津		
		動的解析においては、地		波防護施設, 浸水防止設備	凯供到到 の明かり	百 7 标》和 7 休长凯 (井泽)
		盤の諸定数も含めて材料の		及び津波監視設備並びに浸	設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(共通) 2.1.1 耐震設計
		ばらつきによる変動幅を適		水防止設備が設置された建物、構築物にのいては、基準	(評価時の考慮事項を明確	2.1.1 順展設計
		切に考慮する。		物・構築物については、基準地震制な	化) 追加要求事項に伴う差異	
		動的地震力は水平 2 方向		<u>地震動 S s による地震力を</u> 適用する。(5)h	近加安水争頃に伴り左共(ばらつき等の考慮並びに	
		及び鉛直方向について適切		<u>適用する。</u> <b>3</b> II	水平2方向及び鉛直方向の	
		に組み合わせて算定する。			組合せ)	
		動的地震力の水平2方向及			池山口 ピノ	
		び鉛直方向の組合せについ				
		ては、水平1方向及び鉛直方				
		向地震力を組み合わせた既				
		往の耐震計算への影響の可				
		能性がある施設・設備を抽				
		出し,3次元応答性状の可能				
		性も考慮したうえで既往の				

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

# 要求事項との対比表し

++分气 計 海 +日 日   春刀 重日	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
		方法を用いた耐震性に及ぼ				
		す影響を評価する。				
		⑤i 【5条17】				⑤i 引用元:P17
			基準地震動Ssは,敷地	「添付書類六 5.地震」に		
			ごとに震源を特定して策定	示す基準地震動Ssは,「敷		
			する地震動及び震源を特定	地ごとに震源を特定して策		
			せず策定する地震動につい	定する地震動」及び「震源を		
			て、敷地の解放基盤表面に	特定せず策定する地震動」		
			おける水平方向及び鉛直方	について,解放基盤表面に		
			向の地震動としてそれぞれ	おける水平方向及び鉛直方		
			策定する。策定した基準地	向の地震動としてそれぞれ		
			震動Ssの応答スペクトル	策定した。「敷地ごとに震源		
			を第1図及び第2図に,基	を特定して策定する地震		
			準地震動 S s の加速度時刻	動」に基づき策定した基準		
			歴波形を第3図から第5図	地震動 S s - D 1 ~ D 3 の		
			に示す。 3	年超過確率は 10-4~10-6 程		
			原子炉格納施設設置位置	度で, Ss-F1~F2の		
			周辺は,地質調査の結果に	年超過確率は, Ss-D1		
			よれば,約1.4km/s のS波	を超過する帯域で 10-6 よ		
			速度を持つ堅硬な岩盤が十	り低くなっており, Ss-		
			分な広がりをもって存在す	F3の年超過確率は,短周		
			ることが確認されており,	期側でおおむね 10-4 程度		
			建物・構築物はこの堅硬な	である。「震源を特定せず策		
			岩盤に支持させる。	定する地震動」に基づき設		
			敷地周辺には中生界ジュ	定した基準地震動Ss-N		
			ラ系の砂岩、頁岩等が広く	1の年超過確率は 10-4~10		
			分布し,原子炉建屋の設置	<sup>-7</sup> 程度である。		
			レベルにもこの岩盤が分布	また、弾性設計用地震動		
			していることから,解放基	Sdは, 基準地震動Ssと		
			盤表面は、この岩盤が分布	の応答スペクトルの比率が		
			する原子炉建屋の設置位置	目安として 0.5 を下回らな		
			0.P.−14.1mに設定する。	いよう基準地震動Ssに係		
			②(⑤j重複)	数を乗じて設定する。ここ		
			また,弾性設計用地震動	で,係数は工学的判断とし		
			Sdは、基準地震動Ssと	て,原子炉施設の安全機能		
			の応答スペクトルの比率が	限界と弾性限界に対する入		
			目安として 0.5 を下回らな	力荷重の比率が 0.5 程度で		

様式-7

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 ・技術3 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

・関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所 様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	五年48月77年(III)	四/100円/751 (区)	い値とし、さらに応答スペ	あるという知見(1)を踏ま	人。在中級前分割已分为	
			クトルに基づく手法による	え, さらに, 「発電用原子炉		
			基準地震動 S s - D 1, D	施設に関する耐震設計審査		
			2に対しては,「発電用原子	指針 (昭和 56 年 7 月 20 日		
			炉施設に関する耐震設計審	原子力安全委員会決定, 平		
			查指針(昭和 56 年 7 月 20	成 13 年 3月 29 日一部改		
			日原子力安全委員会決定,	訂)」における基準地震動 S		
			平成13年3月29日一部改	1の応答スペクトルをおお		
			訂)」における基準地震動 S	むね下回らないよう配慮し		
			1を踏まえて設定する。具	た値とする。具体的には, S		
			体的には、工学的判断によ	s - F 1 ~ F 3 及び S s -		
			り, 基準地震動Ss-F1,	N 1 は係数 0.5 を乗じた地		
			F 2, F 3 及びS s - N 1	震動,応答スペクトルに基		
			は係数 0.5 を乗じた地震	づく地震動評価による基準		
			動, 基準地震動 S s - D 1,	地震動Ss-D1~D3は		
			D2, D3は係数0.58 を乗	係数 0.58 を乗じた地震動		
			じた地震動を弾性設計用地	を弾性設計用地震動Sdと		
			震動S <sub>d</sub> として設定する。3	して設定する。また,建物・		
				構築物及び機器・配管系と		
				もに係数 0.5 又は 0.58 を		
				採用することで、弾性設計		
				用地震動Sdに対する設計		
				に一貫性をとる。弾性設計		
				用地震動Sdの年超過確率		
				は短周期側で 10-2~10-4		
				程度,長周期側で 10-3~10-		
				5 程度である。弾性設計用地		
				震動 S d の応答スペクトル		
				を第1.4-1 図に, 弾性設計		
				用地震動Sdの加速度時刻		
				歴波形を第 1.4-2 図〜第		
				1.4-8 図に、弾性設計用地		
				震動Sdと基準地震動S1		
				の応答スペクトルの比較を		
				第1.4-9 図に, 弾性設計用		
				地震動Sdと解放基盤表面		
				における地震動の一様ハザ		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	安水争切との対比衣・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
				ードスペクトルの比較を第		
				1.4-10 図に示す。		
				<u></u>		
	(a) 入力地震動	(a) 入力地震動		a. 入力地震動	同趣旨の記載であるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
	原子炉格納施設設置位置	原子炉格納施設設置位置		原子炉格納施設設置位置	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	周辺は,地質調査の結果に	周辺は,地質調査の結果に		周辺は,地質調査の結果に		
	よれば,約1.4km/sのS波	よれば, 約 1.4km/s の S 波		よれば,約1.4km/s のS波		
	速度を持つ堅硬な岩盤が十	速度を持つ堅硬な岩盤が十		速度を持つ堅硬な岩盤が十		
	分な広がりをもって存在す	分な広がりをもって存在す		分な広がりをもって存在す		
	ることが確認されており,	ることが確認されており,		ることが確認されており,		
	建物・構築物はこの堅硬な	建物・構築物はこの堅硬な		建物・構築物はこの堅硬な		
	岩盤に支持させる。	岩盤に支持させる。		岩盤に支持させる。		
	敷地周辺には中生界ジュ	敷地周辺には中生界ジュ		敷地周辺には中生界ジュ		
	ラ系の砂岩, 頁岩等が広く	ラ系の砂岩, 頁岩等が広く		ラ系の砂岩, 頁岩等が広く		
	分布し,原子炉建屋の設置	分布し,原子炉建屋の設置		分布し,原子炉建屋の設置		
	レベルにもこの岩盤が分布	レベルにもこの岩盤が分布		レベルにもこの岩盤が分布		
	していることから,解放基	していることから,解放基		していることから,解放基		
	盤表面は,この岩盤が分布	盤表面は、この岩盤が分布		盤表面は,この岩盤が分布		
	する原子炉建屋の設置位置	する原子炉建屋の設置位置		する原子炉建屋の設置位置		
	0. P14.1m に設定する。	0.P14.1mに設定する。		<u>0.P.−14.1m</u> に設定する。		
	建物・構築物の地震応答	建物・構築物の地震応答		建物・構築物の地震応答		
	解析における入力地震動	解析における入力地震動		解析における入力地震動		
	は,解放基盤表面で定義さ	は,解放基盤表面で定義さ		は、解放基盤表面で定義さ		
	れる基準地震動及び弾性設	れる基準地震動Ss及び弾		れる基準地震動Ss及び弾		
	計用地震動を基に、対象建	性設計用地震動Sdを基		性設計用地震動Sdを基		
	物・構築物の地盤の非線形	に,対象建物・構築物の地盤		に,対象建物・構築物の地盤		
	特性等の条件を適切に考慮	の非線形特性等の条件を適		の非線形特性等の条件を適		
	した上で,必要に応じ2次元	切に考慮した上で、必要に		切に考慮した上で,必要に		
	FEM 解析, 1 次元波動論又は	応じ2次元 FEM 解析, 1次元		応じ2次元FEM解析, 1		
	1次元地盤応答解析により,	波動論又は 1 次元地盤応答		次元波動論又は1次元地盤		
	地震応答解析モデルの入力	解析により、地震応答解析		応答解析により, 地震応答		
	位置で評価した入力地震動	モデルの入力位置で評価し		解析モデルの入力位置で評		
	を設定する。地盤条件を考	た入力地震動を設定する。		価した入力地震動を設定す		
	慮する場合には、地震動評	地盤条件を考慮する場合に		る。地盤条件を考慮する場		
	価で考慮した敷地全体の地	は、地震動評価で考慮した		合には、地震動評価で考慮		
	下構造との関係や対象建	敷地全体の地下構造との関		した敷地全体の地下構造と		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要水事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	物・構築物位置と炉心位置	係や対象建物・構築物位置		の関係にも留意し, 地盤の		
	での地質・速度構造の違い	と炉心位置での地質・速度		非線形応答に関する動的変		
	にも留意するとともに,地	構造の違いにも留意すると		形特性を考慮する。また,必		
	盤の非線形応答に関する動	ともに, 地盤の非線形応答		要に応じ敷地における観測		
	的変形特性を考慮する。ま	に関する動的変形特性を考		記録による検証や最新の科		
	た、必要に応じ敷地におけ	慮する。また、必要に応じ敷		学的・技術的知見を踏まえ		
	る観測記録による検証や最	地における観測記録による		<u>設定する。</u> ⑤j		
	新の科学的・技術的知見を	検証や最新の科学的・技術				
	踏まえ, 地質・速度構造等の	的知見を踏まえ, 地質・速度				
	地盤条件を設定する。	構造等の地盤条件を設定す				
		る。 <b>⑤</b> j				
	また,設計基準対象施設	また、設計基準対象施設	なお, <u>Bクラスの</u> 施設 <u>の</u>			
	における耐震 B クラスの建	における耐震 B クラスの建	<u>うち</u> , <u>共振のおそれ</u> のある			
	物・構築物のうち共振のお	物・構築物のうち共振のお	施設については、 <u>弾性設計</u>			
	それがあり,動的解析が必	それがあり,動的解析が必	用地震動Sdに2分の1を			
	要なものに対しては, 弾性	要なものに対しては, 弾性	乗じた 地震動によりその影			
	設計用地震動に 2 分の 1 を	設計用地震動Sdに 2 分の	響についての検討を行う。			
	乗じたものを用いる。	1を乗じたものを用いる。	建物・構築物及び機器・配			
	【5条18】	⑤k 【5条 18】	管系ともに,おおむね弾性			
			状態にとどまる範囲で耐え			
			られるように設計する。 ⑤k			
			e. 津波防護施設, 浸水防止			
			設備及び津波監視設備並び			
			に浸水防止設備が設置され			
			た建物・構築物は、基準地震			
			動Ssによる地震力に対し			
			て、それぞれの施設及び設			
			備に要求される機能が保持			
			できるように設計する。2			
			(③e 重複)			
	(1 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	(1) Like First Kr. 477 477		I like of the first live		E 7 LEVA to 7 At 15 to 1
	(b) 地震応答解析	(b) 地震応答解析		b. <u>地震応答解析</u>	同趣旨の記載であるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
	イ. 動的解析法 (4)	イ. 動的解析法		(a) <u>動的解析法</u>	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	(イ) 建物・構築物	(イ) 建物・構築物		i. 建物・構築物		
	動的解析による地震力の	動的解析による地震力の		動的解析による地震力の		
	算定に当たっては, 地震応	算定に当たっては、地震応		算定に当たっては、地震応		

# 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第5条 地震による損傷の防止】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
	答解析手法の適用性、適用	答解析手法の適用性、適用		<u>答解析手法の適用性、適用</u>		
	限界等を考慮の上、適切な	限界等を考慮の上、適切な		限界等を考慮の上、適切な		
	解析法を選定するととも	解析法を選定するととも		解析法を選定するととも		
	に、建物・構築物に応じた適	に、建物・構築物に応じた適		に、建物・構築物に応じた適		
	切な解析条件を設定する。	切な解析条件を設定する。		切な解析条件を設定する。		
	動的解析は、時刻歴応答解	動的解析は、時刻歴応答解		動的解析は、時刻歴応答解		
	析法又は線形解析に適用可	析法又は線形解析に適用可		析法又は線形解析に適用可		
	能な周波数応答解析法によ	能な周波数応答解析法によ		能な周波数応答解析法によ		
	る。	3.		<u> 3.</u>		
	建物・構築物の動的解析	建物・構築物の動的解析		建物・構築物の動的解析		
	に当たっては,建物・構築物	に当たっては、建物・構築物		に当たっては、建物・構築物		
	の剛性はそれらの形状、構	の剛性はそれらの形状、構		の剛性はそれらの形状,構		
	造特性等を十分考慮して評	造特性等を十分考慮して評		造特性等を十分考慮して評		
	価し、集中質点系等に置換	価し、集中質点系等に置換		価し、集中質点系等に置換		
	した解析モデルを設定す	した解析モデルを設定す		した解析モデルを設定す		
	る。	る。		<u> 3.</u>		
	動的解析には,建物・構築	動的解析には、建物・構築		動的解析には、建物・構築		
	物と地盤との相互作用を考			物と地盤との相互作用を考		
	慮するものとし,解析モデ	慮するものとし、解析モデ		慮するものとし、解析モデ		
	ルの地盤のばね定数は,基	ルの地盤のばね定数は、基		ルの地盤のばね定数は,基		
	礎版の平面形状,基礎側面	礎版の平面形状, 基礎側面		礎版の平面形状, 地盤の剛		
	と地盤の接触状況, 地盤の	と地盤の接触状況, 地盤の		性等を考慮して定める。設		
	剛性等を考慮して定める。	剛性等を考慮して定める。		計用地盤定数は,原則とし		
	設計用地盤定数は,原則と	設計用地盤定数は,原則と		て, 弾性波試験によるもの		
	して, 弾性波試験によるも	して, 弾性波試験によるも		<u>を用いる。</u> ⑤1		
	のを用いる。	のを用いる。				
	【5条19】	⑤1 【5条19】				
		地盤-建物・構築物連成		地盤-建物・構築物連成	設備設計の明確化	   原子炉冷却系統施設(共通)
		系の減衰定数は、振動エネ		系の減衰定数は、振動エネ	(設計用地震力の設定方法	2.1.1 耐震設計
		ルギの地下逸散及び地震応		ルギーの地下逸散及び地震	を記載)	INT/JX/BX/H1
		答における各部のひずみレ		応答における各部のひずみ	追加要求事項に伴う差異	
		ベルを考慮して定める。		レベルを考慮して定める。	(ひずみレベルの考慮並び	
		基準地震動 S s 及び弾性		基準地震動Ss及び弾性	に応答解析の検討)	
		設計用地震動Sdに対する		設計用地震動Sdに対する	(G/G) [] /[T] [ Y / [X H ] /	
		応答解析において、主要構		応答解析において、主要構		
		造要素がある程度以上弾性		造要素がある程度以上弾性		
	1	セダボルの3住及以上押性		四女米がのの性及以上弾性		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 <関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

:前回提出時からの変更箇所

様式-7

	凯工和由註書	九丁初山非書	安水争頃との対比衣	<b>乳墨</b> 杂豆虫注:	机果赤豆 计往其维担则	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	坐學校刊//J□□ (刊/	範囲を超える場合には、実	72	範囲を超える場合には、実	及り基本限引力到この利比	
		験等の結果に基づき、該当		験等の結果に基づき、該当		
		する建物部分の構造特性に		する建物部分の構造特性に		
		応じて, その弾塑性挙動を		応じて、その弾塑性挙動を		
		適切に模擬した復元力特性		適切に模擬した復元力特性		
		を考慮した応答解析を行		を考慮した応答解析を行		
		5.		5.		
		また、Sクラスの施設を支		<del>。</del>   また, Sクラスの施設を		
		持する建物・構築物の支持		支持する建物・構築物の支		
		機能を検討するための動的		持機能を検討するための動		
		解析において、施設を支持		的解析において、施設を支		
		する建物・構築物の主要構		持する建物・構築物の主要		
		造要素がある程度以上弾性		構造要素がある程度以上弾		
		範囲を超える場合には、そ		性範囲を超える場合には,		
		の弾塑性挙動を適切に模擬		その弾塑性挙動を適切に模		
		した復元力特性を考慮した		擬した復元力特性を考慮し		
		応答解析を行う。		た応答解析を行う。		
		応答解析に用いる材料定		応答解析に用いる材料定		
		数については, 地盤の諸定		数については,地盤の諸定		
		数も含めて材料のばらつき		数も含めて材料のばらつき		
		による変動幅を適切に考慮		による変動幅を適切に考慮		
		する。なお, 平成 23 年 (2011		する。なお, 平成23年(2011		
		年) 東北地方太平洋沖地震		年) 東北地方太平洋沖地震		
		等の地震やコンクリートの		等の地震やコンクリートの		
		乾燥収縮によるひび割れ等		乾燥収縮によるひび割れ等		
		に伴う初期剛性の低下につ		に伴う初期剛性の低下につ		
		いては、観測記録や試験デ		いては、観測記録や試験デ		
		ータなどから適切に応答解		<u>ータなどから適切に応答解</u>		
		析モデルへ反映し, 保守性		析モデルへ反映し,保守性		
		を確認した上で適用する。		を確認した上で適用する。		
		屋外重要土木構造物につい		屋外重要土木構造物につい		
		ては,平成23年(2011年)		ては,平成23年(2011年)		
		東北地方太平洋沖地震等の		東北地方太平洋沖地震等の		
		地震に起因する構造上問題		地震に起因するひび割れが		
		となるひび割れが認められ		認められないこと及び地中		
		ないこと及び地中構造物で		構造物である屋外重要土木		
		ある屋外重要土木構造物に		構造物に対する支配的な地		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

### 様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	安水争頃との対比衣・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
1文州 基 华 况 只 一	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	加力
		対する支配的な地震時荷重		震時荷重である土圧は,ひ		
		である土圧は, ひび割れ等		び割れ等に起因する初期剛		
		に起因する初期剛性低下を		性低下を考慮しない方が保		
		考慮しない方が保守的な評		守的な評価となることか		
		価となることから, 初期剛		ら, 初期剛性低下は考慮し		
		性低下は考慮しない。また,		ない。また、必要に応じて建		
		必要に応じて建物・構築物		物・構築物及び機器・配管系		
		及び機器・配管系の設計用		の設計用地震力に及ぼす影		
		地震力に及ぼす影響を検討		<u>響を検討する。</u> 5m		
		する。 更に、材料のばらつき				
		による変動が建物・構築物				
		の振動性状や応答性状に及				
		ぼす影響として考慮すべき				
		要因を選定した上で、選定				
		された要因を考慮した動的				
		解析により設計用地震力を				
		設定する。				
		⑤m 【5条20】				
		建物・構築物の動的解析		建物・構築物の動的解析	同趣旨の記載であるが、表	     原子炉冷却系統施設(共通
		にて、地震時の地盤の有効		において、地震時における	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
		応力の変化に応じた影響を			追加要求事項に伴う差異	2.1.1 删展取引
		考慮する場合は、有効応力		地盤の有効応力の変化に伴	(有効応力解析の実施と設	
		解析を実施する。有効応力		う <u>影響を考慮する場合</u> に は、有効応力解析等を実施	定) (有効心力解析の美地と設定)	
		解析に用いる液状化強度特		する。有効応力解析を実施する。有効応力解析に用い	足)	
		性は、敷地の原地盤におけ				
		る代表性及び網羅性を踏ま		る液状化強度特性は、敷地の原地船における仕事性を		
		えた上で実施した液状化強		の原地盤における代表性及 び網羅性を踏まえた上で実		
		度試験結果に基づき、保守				
		性を考慮して設定する。		施した液状化強度試験結果		
		性を考慮して放足する。 <b>5n</b> 【5条21】		に基づき、保守性を考慮して記字されて、『		
		<b>◎Ⅱ 【</b> 0 未 41】		<u>て設定する。</u> ⑤n		
		原子炉建屋については,3		原子炉建屋については,	設備設計の明確化	同上
		次元 FEM 解析等から, 建物・		3次元FEM解析等から,	(解析モデル関する考慮事	
		構築物の 3 次元応答性状及		建物・構築物の3次元応答	項の明確化)	
		びそれによる機器・配管系		性状及び機器・配管系への	追加要求事項に伴う差異	
		への影響を評価する。		影響を評価する。	(解析による評価並びに水	

# 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第5条 地震による損傷の防止】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可, 技術基準規則	備考
424114 (114 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	N114 2
		動的解析に用いる解析モ		屋外重要土木構造物の動	平2方向及び鉛直方向の組	
		デルは、地震観測網により		的解析は、構造物と地盤の	合せ)	
		得られた観測記録により振		相互作用を考慮できる連成		
		動性状の把握を行い、解析		系の地震応答解析手法と		
		モデルの妥当性の確認を行		し、地盤及び構造物の地震		
		Ď		時における非線形挙動の有		
		屋外重要土木構造物の動		無や程度に応じて、線形、等		
		的解析は、構造物と地盤の		価線形又は非線形解析のい		
		相互作用を考慮できる連成		<u>ずれかにて行う。</u>		
		系の地震応答解析手法と		また, 地震力については,		
		し、地盤及び構造物の地震		水平2方向及び鉛直方向に		
		時における非線形挙動の有		ついて適切に組み合わせて		
		無や程度に応じて、線形、等		<u>算定する。</u> ⑤o		
		価線形又は非線形解析のい				
		ずれかにて行う。				
		地震力については、水平2				
		方向及び鉛直方向について				
		適切に組み合わせて算定す				
		る。				
		⑤o 【5 条 22】				
	(ロ) 機器・配管系	(ロ) 機器・配管系		   ii.機器・配管系	設備設計の明確化	   原子炉冷却系統施設(共通)
	動的解析による地震力の	動的解析による地震力の		動的解析による地震力の	(評価時の考慮事項を明確	2.1.1 耐震設計
	算定に当たっては, 地震応	算定に当たっては、地震応		算定に当たっては, 地震応	化)	
	答解析手法の適用性, 適用	答解析手法の適用性,適用		答解析手法の適用性, 適用	追加要求事項に伴う差異	
	限界等を考慮の上,適切な	限界等を考慮の上, 適切な		限界等を考慮の上, 適切な	(原子炉本体基礎の復元力	
	解析法を選定するととも	解析法を選定するととも		解析法を選定するととも	特性の設定並びに加力試験	
	に,解析条件として考慮す	に,解析条件として考慮す		に,解析条件として考慮す	結果を踏まえた不確実性,	
	べき減衰定数, 剛性等の各	べき減衰定数、剛性等の各		べき減衰定数, 剛性等の各	保守性の考慮)	
	種物性値は,適切な規格及	種物性値は、適切な規格及		種物性値は,適切な規格及		
	び基準又は試験等の結果に	び基準又は試験等の結果に		び基準又は試験等の結果に		
	基づき設定する。なお,原子	基づき設定する。ここで,原		基づき設定する。ここで,原		
	炉本体の基礎の構造強度	子炉本体の基礎について		子炉本体の基礎について		
	は,鋼板のみで地震力に耐	は、鋼板とコンクリートの		は、鋼板とコンクリートの		
	える設計とする。	複合構造物として、より現		複合構造物として、より現		
		実に近い適正な地震応答解		実に近い適正な地震応答解		
		析を実施する観点から、コ		析を実施する観点から,コ		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

様式-1への展開表(補足説明資料)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	安水争切との対比衣・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	22-1 8/41/32/1 (13)	ンクリートの剛性変化を適		ンクリートの剛性変化を適	70 E   10 E   70	
		切に考慮した復元力特性を		切に考慮した復元力特性を		
		設定する。復元力特性の設		設定する。復元力特性の設		
		定に当たっては, 既往の知		定に当たっては、既往の知		
		見や実物の原子炉本体の基		見や実物の原子炉本体の基		
		礎を模擬した試験体による		礎を模擬した試験体による		
		加力試験結果を踏まえて,		加力試験結果を踏まえて,		
		妥当性、適用性を確認する		妥当性,適用性を確認する		
		とともに、設定における不		とともに、設定における不		
		確実性や保守性を考慮し,		確実性や保守性を考慮し,		
		機器・配管系の設計用地震		機器・配管系の設計用地震		
		力を設定する。なお,原子炉		力を設定する。なお、原子炉		
		本体の基礎の構造強度は,		本体の基礎の構造強度は,		
		鋼板のみで地震力に耐える		鋼板のみで地震力に耐える		
		設計とする。		<u>設計とする。</u>		
	機器の解析に当たって	機器の解析に当たって		機器の解析に当たって		
	は,形状,構造特性等を考慮	は, 形状, 構造特性等を考慮		は,形状,構造特性等を考慮		
	して, 代表的な振動モード	して、代表的な振動モード		して,代表的な振動モード		
	を適切に表現できるよう質	を適切に表現できるよう質		を適切に表現できるよう質		
	点系モデル, 有限要素モデ	点系モデル,有限要素モデ		点系モデル,有限要素モデ		
	ル等に置換し,設計用床応	ル等に置換し、設計用床応		ル等に置換し,設計用床応		
	答曲線を用いたスペクトル	答曲線を用いたスペクトル		答曲線を用いたスペクトル		
	モーダル解析法又は時刻歴	モーダル解析法又は時刻歴		モーダル解析法又は時刻歴		
	応答解析法により応答を求	応答解析法により応答を求		応答解析法により応答を求		
	める。	める。 <mark>⑤p</mark>		<u> める。</u> 5p 配管系について		
	また, 時刻歴応答解析法	また、時刻歴応答解析法		は、配管の形状や構造を考		
	及びスペクトルモーダル解	及びスペクトルモーダル解		慮して,代表的な振動モー		
	析法を用いる場合は地盤物	析法を用いる場合は地盤物		ドを適切に表現できる <u>モデ</u>		
	性等のばらつきを適切に考	性等のばらつきを適切に考		<u>ル</u> を作成 <u>し、設計用床応答</u>		
	慮する。スペクトルモーダ	慮する。スペクトルモーダ		曲線を用いたスペクトルモ		
	ル解析法には地盤物性等の	ル解析法には地盤物性等の		ーダル解析法又は時刻歴応		
	ばらつきを考慮した床応答	ばらつきを考慮した床応答		答解析法により応答を求め		
	曲線を用いる。	曲線を用いる。5		<u>る。</u> ⑤q スペクトルモーダ		
	配管系については、その	配管系については、その		ル解析法及び時刻歴応答解		
	仕様に応じて適切なモデル	仕様に応じて適切なモデル		析法の選択に当たっては,		
	に置換し,設計用床応答曲	に置換し,設計用床応答曲		衝突, すべり等の非線形現		
	線を用いたスペクトルモー	線を用いたスペクトルモー		象を模擬する観点又は既往		

青色:設置変更許可本文及び添付書類ハからの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可, 技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	ダル解析法又は時刻歴応答	ダル解析法又は時刻歴応答		研究の知見を取り入れ実機		
	解析法により応答を求め	解析法により応答を求め		の挙動を模擬する観点で,		
	る。	る。 <b>⑤</b> q		建物・構築物の剛性, 地盤物		⑤q 引用元: P26
	スペクトルモーダル解析	スペクトルモーダル解析		性のばらつき等への配慮を		
	法及び時刻歴応答解析法の	法及び時刻歴応答解析法の		しつつ時刻歴応答解析法を		
	選択に当たっては, 衝突・す	選択に当たっては, 衝突・す		用いる等,解析対象とする		
	べり等の非線形現象を模擬	べり等の非線形現象を模擬		現象,対象設備の振動特性,		
	する観点又は既往研究の知	する観点又は既往研究の知		構造特性等を考慮し適切に		
	見を取り入れ実機の挙動を	見を取り入れ実機の挙動を		選定する。		
	模擬する観点で,建物・構築	模擬する観点で,建物・構築		また,設備の3次元的な		
	物の剛性, 地盤物性のばら	物の剛性, 地盤物性のばら		広がりを踏まえ、適切に応		
	つきへの配慮をしつつ時刻	つきへの配慮をしつつ時刻		答を評価できるモデルを用		
	歴応答解析法を用いる等,	歴応答解析法を用いる等,		い, 水平2方向及び鉛直方		
	解析対象とする現象, 対象	解析対象とする現象、対象		向の応答成分について適切		
	設備の振動特性・構造特性	設備の振動特性・構造特性		に組み合わせるものとす		
	等を考慮し適切に選定す	等を考慮し適切に選定す		<u>る。</u>		
	る。	る。		なお、剛性の高い機器は、		
	また,設備の3次元的な広	また,設備の3次元的な広		その機器の設置床面の最大		
	がりを踏まえ,適切に応答	がりを踏まえ、適切に応答		応答加速度の 1.2 倍の加速		
	を評価できるモデルを用	を評価できるモデルを用		度を震度として作用させて		
	い,水平2方向及び鉛直方向	い,水平2方向及び鉛直方向		地震力を算定する。 ⑤r		
	の応答成分について適切に	の応答成分について適切に				
	組み合わせるものとする。	組み合わせるものとする。				
	剛性の高い機器は、その	剛性の高い機器は,その				
	機器の設置床面の最大応答					
	加速度の 1.2 倍の加速度を	加速度の 1.2 倍の加速度を				
	震度として作用させて構造	震度として作用させて構造				
	強度評価に用いる地震力を	強度評価に用いる地震力を				
	算定する。	算定する。				
	【5条23】	⑤r 【5条 23】				
	c. 設計用減衰定数	c. 設計用減衰定数		(3) 設計用減衰定数	同趣旨の記載であるが、表	原子炉冷却系統施設(共通
	地震応答解析に用いる減	地震応答解析に用いる減		応答解析に用いる減衰定	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	衰定数は、安全上適切と認	衰定数は、安全上適切と認		数は、安全上適切と認めら	追加要求事項に伴う差異	
	められる規格及び基準に基	められる規格及び基準に基		れる規格及び基準、既往の	(屋外重要土木構造物の地	
	づき,設備の種類,構造等に	づき, 設備の種類, 構造等に		振動実験, 地震観測の調査	震応答解析モデルの減衰定	

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基係則・解釈		設工認申請書	設工認申請書	安不事項との別れなる	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
より 海切に滞在するととも、に、 深襲等で受当性を確認した信息用いる。	技術基準規則・解釈	12 1 11 11 11					備考
した値も用いる。 なお、		より適切に選定するととも			結果等を考慮して適切な値	数設定の妥当性確認)	
なお、建物・構築物の地震 に答解析に用いる飲節コンクリートの減衰産数の設定については、既往の知見に 加え、既改施設か地震観測 記録等により、その妥当性 を検討する。 【5 条 24】  (4) 荷重の組合せと許容 限界  耐震設計における荷重の 組合せと許容 限界  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		に, 試験等で妥当性を確認	に,試験等で妥当性を確認		を定める。		
広答解析に用いる鉄筋コン クリートの減衰定数の設定 については、既往の知見に 加え、既設施設の地質観測 記録等により、その妥当性 を検討する。 【5条24】  (4) 荷重の組合せと許容 限界  耐震設計における荷重の 組合せと許容 限界  耐震設計における荷重の 組合せと許容 限界  「開展設計における荷重の 組合せと許容 限界  「耐震設計上お慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する大き。  「会別となど以下に示す。 (a) 建物・構築物		した値も用いる。	した値も用いる。		なお、建物・構築物の応答		
クリートの減衰定数の設定 については、既在の知見に 加え、既改施設の地策観測 記録等により、その妥当性 を検討する。 【5条24】  (4) 荷重の組合せと許容 限界 耐震設計における荷重の 組合せと許容 限界 耐震設計における荷重の 組合せと許容 限界 耐震設計と考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態 地震以外に示す。 (a) 建物・構築物		なお,建物・構築物の地震	なお,建物・構築物の地震		解析に用いる鉄筋コンクリ		
については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。 【5 条 24】  (4) 荷重の組合せと許容限界は以下による。 高、耐震設計上考慮する状態を以下に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 建物・構築物  (2) 建物・構築物  (3) 建物・構築物  (4) (4) 荷重の組合せと許容限界は以下による。 高、 融無設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 建物・構築物  (b) 建物・構築物  (c) (a) 建物・構築物  (c) (b) 展技施設の地震観測記録等 により、その妥当性を検討する。 また、地壁と屋外重要土 木橋造物の運成支化機能で 解析モデルの減衰定数については、地中構造物としての特徴。同モデルの援助特性を考慮して適切に設定する。 (b) 長年を考慮して適切に設定する。 (c) 【5 条 24】  (4) 荷重の組合せと許容限界は以下による。		応答解析に用いる鉄筋コン	応答解析に用いる鉄筋コン		ートの減衰定数の設定につ		
加え、既設施設の地震観測 記録等により、その妥当性 を検討する。 【5 条 24】  (4) 荷重の組合せと許容 限界 耐震設計における荷重の 組合せと許容限界は以下による。 a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 建物・構築物  加え、既設施設の地震観測 記録等により、その妥当性を検討 する。 ・ また、地盤と屋外重要土 ・ 大横造物の連成系地震応答 解析モデルの減衰定数については、地中構造物として の特徴及び同モデルの振動 特性を考慮して適切に設定 する。③s  1.4.1.4 荷重の組合せと許 容限界 耐震設計における荷重の 組合せと許容限界は以下による。 a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 建物・構築物		クリートの減衰定数の設定	クリートの減衰定数の設定		いては, 既往の知見に加え,		
記録等により、その妥当性 を検討する。 【5条24】		については, 既往の知見に	については, 既往の知見に		既設施設の地震観測記録等		
を検討する。 【5 条 24】  を検討する。 また、地盤と屋外重要士 木構造物の連成系地震応答 解析モデルの減衰定数については、地中構造物として の特徴及び同モデルの振動 特性を考慮して適切に設定する。 ③8 【5 条 24】  (4) 荷重の組合せと許容 限界 耐震設計における荷重の 組合せと許容限界は以下による。 a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態 を検討する。 また、地盤と屋外重要士 木構造物の連成系地震応答 解析モデルの減衰定数については、地中構造物として の特徴及び同モデルの振動 特性を考慮して適切に設定 する。③8  1. 4. 1. 4 荷重の組合せと許 容限界  設計基準対象施設の耐震 設計における荷重の 組合せと許容限界は以下による。 a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 建物・構築物		加え、既設施設の地震観測	加え、既設施設の地震観測		により,その妥当性を検討		
また、地盤と屋外重要土 木構造物の連成系地震応答 解析モデルの減衰定数については、地中構造物としての特徴及び同モデルの減衰定数については、地中構造物としての特徴及び同モデルの減衰定数については、地中構造物としての特徴及び同モデルの援動特性を考慮して適切に設定する。  (4) 荷重の組合せと許容 限界		記録等により、その妥当性	記録等により、その妥当性		<u>する。</u>		
本構造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中構造物としての特徴及び同モデルの減衰定数については、地中構造物としての特徴及び同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。  (4) 荷重の組合せと許容限 (4) 荷重の組合せと許容限界    (5)		を検討する。	を検討する。		また,地盤と屋外重要土		
解析モデルの減衰定数については、地中構造物としての特徴及び同モデルの振動 特性を考慮して適切に設定する。。。。。 (4) 荷重の組合せと許容 限界 耐震設計における荷重の 組合せと許容限界は以下による。。。。 a. 耐震設計上考慮する状態 態 地張以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 建物・構築物		【5条24】	また,地盤と屋外重要土		木構造物の連成系地震応答		
いては、地中構造物としての特徴、同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。			木構造物の連成系地震応答		解析モデルの減衰定数につ		
の特徴、同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。。			解析モデルの減衰定数につ		いては、地中構造物として		
性を考慮して適切に設定する。			いては、地中構造物として		<u>の特徴</u> 及び同モデルの振動		
る。       (3)        【5条24】         (4) 荷重の組合せと許容限界       (4) 荷重の組合せと許容限界       1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界       同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり         耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。       組合せと許容限界は以下による。       組合せと許容限界は以下による。       組合せと許容限界は以下による。         点 耐震設計上考慮する状態       地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。       他震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。       地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。         (a) 建物・構築物       (a) 建物・構築物       連動・構築物			の特徴、同モデルの振動特		特性を考慮して適切に設定		
(4) 荷重の組合せと許容 (4) 荷重の組合せと許容限界は以下による。 (4) 耐震設計上考慮する状態 (4) 耐震設計上考慮する状態 (4) 荷車の記載であるが、表現の違いによる差異あり (5) 可能によりによる差異あり (5) 可能によりによる差異なり (5) 可能によりによる。 (5) 可能によりによる。 (6) 可能によりによる。 (7) 可能によりによりによりにようによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに			性を考慮して適切に設定す		<u>する。</u> ⑤s		
(4) 荷重の組合せと許容 (4) 荷重の組合せと許容 限界			る。				
限界       マ展界         耐震設計における荷重の       組合せと許容限界は以下による。         よる。       組合せと許容限界は以下による。         a. 耐震設計上考慮する状態       (1) 耐震設計上考慮する状態         地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。       (a) 建物・構築物         (a) 建物・構築物       (a) 建物・構築物			<b>⑤s</b> 【5条 24】				
限界       マ限界         耐震設計における荷重の       組合せと許容限界は以下による。         よる。       組合せと許容限界は以下による。         a. 耐震設計上考慮する状態       (1) 耐震設計上考慮する状態         地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。       (a) 建物・構築物         (a) 建物・構築物       (a) 建物・構築物		(4) 共手の知人より許安	(4) 芸香の知会はし新宏		1 4 1 4 共手の知人にしか	日本にの名称ですフルーナ	医乙烷次加조佐状剂 (井)
耐震設計における荷重の 組合せと許容限界は以下に よる。 a. 耐震設計上考慮する状態 態 地震以外に設計上考慮する状態 した。 (1) 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態。 地震以外に設計上考慮する状態。 地震以外に設計上考慮する状態。 (1) 耐震設計上考慮する状態。 地震以外に設計上考慮する状態。 地震以外に設計上考慮する状態。 地震以外に設計上考慮する状態。 地震以外に設計上考慮する状態。 地震以外に設計上考慮する状態。 地震以外に設計上考慮する状態。 地震以外に設計上考慮する状態。 地震以外に設計上考慮する状態。 地震以外に設計上考慮する状態。 地震以外に設計上考慮する状態。 地震以外に設計上考慮する状態。 地震以外に設計上考慮する状態。 (a) 建物・構築物							
組合せと許容限界は以下に よる。 a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 建物・構築物  組合せと許容限界は以下による。 (1) 耐震設計上考慮す  地震以外に設計上考慮す る状態を以下に示す。 (a) 建物・構築物  組合せと許容限界は以下による。 (1) 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 る状態を以下に示す。 (a) 建物・構築物  温. 建物・構築物		12.21	12171			現の遅いによる左乗めり	2.1.1 删展設計
よる。 a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 建物・構築物  よる。 (a) と許容限界は以下による。 (1) 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 建物・構築物  よる。 (1) 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (方 大態を以下に示す。 (a) 建物・構築物  と許容限界は以下による。 (1) 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (2) 本語の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の							
a. 耐震設計上考慮する状態       a. 耐震設計上考慮する状態         態       地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。         る状態を以下に示す。       る状態を以下に示す。         (a) 建物・構築物       (a) 建物・構築物             (1) 耐震設計上考慮する状態         地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。         る状態を以下に示す。         a. 建物・構築物							
態     地震以外に設計上考慮す     る状態を以下に示す。     (a) 建物・構築物     態     地震以外に設計上考慮す     る状態を以下に示す。     (a) 建物・構築物     態     地震以外に設計上考慮す     る状態を以下に示す。     (a) 建物・構築物     直・建物・構築物		The state of the s	-				
地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。     も状態を以下に示す。       (a) 建物・構築物     (a) 建物・構築物    地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 建物・構築物 (a) 建物・構築物 (b) 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 建物・構築物							
る状態を以下に示す。       る状態を以下に示す。         (a) 建物・構築物       (a) 建物・構築物		·	·-				
(a) 建物・構築物       (a) 建物・構築物							
<u>∞.</u> / <u>∞.</u> / / / / / / / / / / / / / / / / / / /							
ては以下のイ、~ハ、の状態 ては以下のイ、~ハ、の状態 発電用原子炉施設が運転							
を考慮する。     を考慮する。       状態にあり、通常の自然条			7.1.2				
イ. 運転時の状態       イ. 運転時の状態       件下におかれている状態。		イ. 運転時の状態	イ. 運転時の状態				
発電用原子炉施設が運転 発電用原子炉施設が運転 ただし、運転状態には通		発電用原子炉施設が運転					
状態にあり、通常の自然条   状態にあり、通常の自然条   常運転時、運転時の異常な		状態にあり, 通常の自然条	状態にあり, 通常の自然条				
件下におかれている状態。  件下におかれている状態。		件下におかれている状態。	件下におかれている状態。		過渡変化時を含むものとす		
ただし,運転状態には通常 ただし,運転状態には通 <u>る。</u> <u>る。</u>		ただし,運転状態には通常	ただし、運転状態には通		<u>5.</u>		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

#### 様式-7

1124 H W 12 24	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/++- +z
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	運転時,運転時の異常な過	常運転時,運転時の異常な		(b) <u>設計基準事故時の状態</u>		
	渡変化時を含むものとす	過渡変化時を含むものとす		発電用原子炉施設が設計		
	る。	る。		基準事故時にある状態。		
	ロ. 設計基準事故時の状	ロ. 設計基準事故時の状		(c) <u>設計用自然条件</u>		
	態	態		設計上基本的に考慮しな		
	発電用原子炉施設が設計	発電用原子炉施設が設計		ければならない自然条件		
	基準事故時にある状態。	基準事故時にある状態。		(風,積雪等)。		
	ハ. 設計用自然条件	八. 設計用自然条件		⑥a		
	設計上基本的に考慮しな	設計上基本的に考慮しな				
	ければならない自然条件	ければならない自然条件				
	(風,積雪)。	(風,積雪)。				
	【5条 25】	<b>⑥a</b> 【5条 25】				
	(b) 機器・配管系	(b) 機器・配管系		<u>b</u> . 機器・配管系	同趣旨の記載であるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
	設計基準対象施設につい	設計基準対象施設につい		(a) <u>通常運転時の状態</u>	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	ては以下のイ. ~二. の状態	ては以下のイ. ~ニ. の状態		発電用原子炉の起動,停		
	を考慮する。	を考慮する。		止, 出力運転, 高温待機, 燃		
	イ. 通常運転時の状態	イ. 通常運転時の状態		料取替等が計画的又は頻繁		
	発電用原子炉の起動,停	発電用原子炉の起動,停		<u>に行われた場合であって運</u>		
	止, 出力運転, 高温待機, 燃	止, 出力運転, 高温待機, 燃		転条件が所定の制限値以内		
	料取替等が計画的又は頻繁	料取替等が計画的又は頻繁		にある運転状態。		
	に行われた場合であって運	に行われた場合であって運		(b) <u>運転時の異常な過渡変</u>		
	転条件が所定の制限値以内	転条件が所定の制限値以内		化時の状態		
	にある運転状態。	にある運転状態。		通常運転時に予想される		
	口. 運転時の異常な過渡	口. 運転時の異常な過渡		機械又は器具の単一の故障		
	変化時の状態	変化時の状態		若しくはその誤作動又は運		
	通常運転時に予想される	通常運転時に予想される		<u>転員の単一の誤操作及びこ</u>		
	機械又は器具の単一の故障	機械又は器具の単一の故障		れらと類似の頻度で発生す		
	若しくはその誤作動又は運	若しくはその誤作動又は運		ると予想される外乱によっ		
	転員の単一の誤操作及びこ	転員の単一の誤操作及びこ		て発生する異常な状態であ		
	れらと類似の頻度で発生す	れらと類似の頻度で発生す		って, 当該状態が継続した		
	ると予想される外乱によっ	ると予想される外乱によっ		場合には炉心又は原子炉冷		
	て発生する異常な状態であ	て発生する異常な状態であ		却材圧力バウンダリの著し		
	って, 当該状態が継続した	って, 当該状態が継続した		い損傷が生じるおそれがあ		
	場合には炉心又は原子炉冷	場合には炉心又は原子炉冷		るものとして安全設計上想		
	却材圧力バウンダリの著し	却材圧力バウンダリの著し		定すべき事象が発生した状		
	い損傷が生じるおそれがあ	い損傷が生じるおそれがあ		態。		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

# 亜水車項との対比表

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	るものとして安全設計上想	るものとして安全設計上想		(c) 設計基準事故時の状態		
	定すべき事象が発生した状	定すべき事象が発生した状		発生頻度が運転時の異常		
	態。	能。		な過渡変化より低い異常な		
	ハ. 設計基準事故時の状	ハ. 設計基準事故時の状		状態であって, 当該状態が		
	態	態		発生した場合には発電用原		
	発生頻度が運転時の異常	発生頻度が運転時の異常		子炉施設から多量の放射性		
	な過渡変化より低い異常な	な過渡変化より低い異常な		物質が放出するおそれがあ		
	状態であって, 当該状態が	状態であって, 当該状態が		るものとして安全設計上想		
	発生した場合には発電用原	発生した場合には発電用原		定すべき事象が発生した状		
	子炉施設から多量の放射性	子炉施設から多量の放射性		態。		
	物質が放出するおそれがあ	物質が放出するおそれがあ		(d) <u>設計用自然条件</u>		
	るものとして安全設計上想	るものとして安全設計上想		設計上基本的に考慮しな		
	定すべき事象が発生した状	定すべき事象が発生した状		ければならない自然条件		
	態。	態。		(風,積雪等)。		
	二. 設計用自然条件	二. 設計用自然条件		<b>6</b> b		
	設計上基本的に考慮しな	設計上基本的に考慮しな				
	ければならない自然条件	ければならない自然条件				
	(風,積雪)。	(風,積雪)。				
	【5条26】	⑥b 【5条 26】				
	b. 荷重の種類	b. 荷重の種類		(2) 荷重の種類	同趣旨の記載であるが、表	   原子炉冷却系統施設(共通)
	(a) 建物·構築物	(a) 建物·構築物		<u>a</u> . 建物・構築物	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	設計基準対象施設につい	設計基準対象施設につい		(a) 発電用原子炉のおかれ		
	ては以下のイ. ~二. の荷重	ては以下のイ. ~二. の荷重		ている状態にかかわらず常		
	とする。	とする。		時作用している荷重, すな		
	イ. 発電用原子炉のおか	イ. 発電用原子炉のおか		わち固定荷重, 積載荷重, 土		
	れている状態にかかわらず	れている状態にかかわらず		圧, 水圧及び通常の気象条		
	常時作用している荷重,す	常時作用している荷重,す		<u>件による荷重</u>		
	なわち固定荷重、積載荷重、	なわち固定荷重、積載荷重、		(b) <u>運転時の状態で施設に</u>		
	土圧、水圧及び通常の気象	土圧、水圧及び通常の気象		作用する荷重		
	条件による荷重	条件による荷重		(c) <u>設計基準事故時の状態</u>		
	ロ. 運転時の状態で施設	ロ. 運転時の状態で施設		で施設に作用する荷重		
	に作用する荷重	に作用する荷重		(d) <u>地震力, 風荷重, 積雪荷</u>		
	ハ. 設計基準事故時の状	ハ. 設計基準事故時の状		重等		
	態で施設に作用する荷重	態で施設に作用する荷重		<b>6</b> c		
	二. 地震力,風荷重,積雪	二. 地震力,風荷重,積雪				
	荷重	荷重				

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

### 様式-7

	T		安水争項との対比衣			T .
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	【5条27】	⑥c 【5条27】				⑥c 引用元: P30
	ただし、運転時の状態及び設計基準事故時の状態での荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。 【5条28】	ただし、運転時の状態及び設計基準事故時の状態での荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの		ただし、運転時の状態及び設計基準事故時の状態での荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。⑥d		原子炉冷却系統施設(共通)2.1.1 耐震設計
	(b) 機器・配管系 設計基準対象施設につい ては,以下のイ.~ニ.の荷 重とする。 イ. 通常運転時の状態で 施設に作用する荷重 ロ. 運転時の異常な過渡 変化時の状態で施設に作用 する荷重 ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用 する荷重 ニ. 地震力,風荷重,積雪 荷重 【5条29】	ては、以下のイ.~ニ.の荷重とする。 イ. 通常運転時の状態で施設に作用する荷重 ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用 する荷重 ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用		b. 機器・配管系 (a) 通常運転時の状態で施設に作用する荷重 (b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 (c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (d) 地震力,風荷重,積雪荷重等	同趣旨の記載であるが,表 現の違いによる差異あり	同上
	c. 荷重の組合せ 地震と組み合わせる荷重 については,以下のとおり 設定する。 【5条30】	c. 荷重の組合せ 地震と組み合わせる荷重 については、「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している風及び 積雪による荷重を考慮し、 以下のとおり設定する。 ⑥ 【5条30】		(3) 荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組 合せを以下に示す。	基準要求への適合性を明確 化	同上

# 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第5条 地震による損傷の防止】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
	(a) 建物·構築物	(a) 建物・構築物((c)に記載のものを除く。)		<u>a</u> . 建物・構築物(c. に記載のものを除く。)	同趣旨の記載であるが,表現の違いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(共通)
	   イ. S クラスの建物・構築	N		(a) Sクラスの建物・構築	光の度いによる左共のり	2.1.1 删展以刊
	物については、常時作用し	物については、常時作用し		物については、常時作用し		
	ている荷重及び運転時(通	ている荷重及び運転時(通		ている荷重及び運転時(通		
		常運転時又は運転時の異常		常運転時又は運転時の異常		
	な過渡変化時)の状態で施	な過渡変化時)の状態で施		な過渡変化時)の状態で施		
	設に作用する荷重と地震力	設に作用する荷重と地震力		設に作用する荷重と地震力		
	とを組み合わせる。	とを組み合わせる。		とを組み合わせる。 <b>6</b> f		
	【5条31】	⑥f 【5条31】				
	ロ. S クラスの建物・構築	ロ. S クラスの建物・構築		(b) <u>Sクラスの建物・構築</u>	同趣旨の記載であるが,表	同上
	物については,常時作用し	物については,常時作用し		物については、常時作用し	現の違いによる差異あり	
	ている荷重及び設計基準事	ている荷重及び設計基準事		ている荷重及び設計基準事		
	故時の状態で施設に作用す	故時の状態で施設に作用す		故時の状態で施設に作用す		
	る荷重のうち長時間その作	る荷重のうち長時間その作		る荷重のうち長時間その作		
	用が続く荷重と弾性設計用	用が続く荷重と弾性設計用		用が続く荷重と弾性設計用		
	地震動による地震力又は静	地震動Sdによる地震力又		地震動Sdによる地震力又		
	的地震力とを組み合わせ	は静的地震力とを組み合わ		は静的地震力とを組み合わ		
	る。 	せる。*1, *2		<u>せる。</u> ⑥g		
	【5条32】	⑥g 【5条 32】				
	ハ. Bクラス及び C クラス	ホ. B クラス及び C クラス		(c) Bクラス及びCクラス	同趣旨の記載であるが、表	同上
	の建物・構築物については,	の建物・構築物については,		の建物・構築物については、	現の違いによる差異あり	
	常時作用している荷重及び	常時作用している荷重及び		常時作用している荷重及び		
	運転時の状態で施設に作用	運転時の状態で施設に作用		運転時の状態で施設に作用		
	する荷重と動的地震力又は	する荷重と動的地震力又は		する荷重と動的地震力又は		
	静的地震力とを組み合わせ	静的地震力とを組み合わせ		静的地震力とを組み合わせ		
	る。	る。		<u>る。</u> ⑥h		
	【5条33】	<b>⑥</b> h 【5条33】				
		*1:8クラスの建物・構築物			設備設計の明確化	同上
		の設計基準事故の状態で施			追加要求事項に伴う差異	
		設に作用する荷重について				
		は, (b) 機器・配管系の考				
		え方に沿った下記の 2 つの				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	要水事頃との対比表し 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
1X 附	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	1
		考え方に基づき検討した結				
		果として後者を踏まえ、施				
		設に作用する荷重のうち長				
		時間その作用が続く荷重と				
		弾性設計用地震動Sdによ				
		る地震力又は静的地震力と				
		を組み合わせることとして				
		いる。この考え方は,JEA				
		G4601における建物・				
		構築物の荷重の組合せの記				
		載とも整合している。				
		・常時作用している荷重及				
		び設計基準事故時の状態				
		のうち地震によって引き				
		起こされるおそれのある				
		事象によって施設に作用				
		する荷重は、その事故事象				
		の継続時間との関係を踏				
		まえ、適切な地震力と組み				
		合わせて考慮する。				
		・常時作用している荷重及				
		び設計基準事故時の状態				
		のうち地震によって引き				
		起こされるおそれのない 事象であっても, いったん				
		事故が発生した場合,長時間継続する事象による荷				
		重は、その事故事象の発生				
		確率、継続時間及び地震動				
		の超過確率の関係を踏ま				
		え、適切な地震力と組み合				
		た、過労な地長力と組み自わせる。				
		*2:原子炉格納容器バウン				
		ダリを構成する施設につい				
		ては、異常時圧力の最大値				
		と弾性設計用地震動Sdに				
		よる地震力とを組み合わせ				

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

## 亜水車項との対比表

			要求事項との対比表し		•	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	(b) 機器・配管系  イ. S クラスの機器・配管 系については、通常運転時 の状態で施設に作用する荷 重と地震力とを組み合わせ る。	る。 ⑥ 【5条34】 (b) 機器・配管系((c)に記載のものを除く。) イ. S クラスの機器・配管 系については、通常運転時 の状態で施設に作用する荷 重と地震力とを組み合わせ る。		b.機器・配管系(c. に記載のものを除く。) (a) <u>S</u> クラスの機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。⑥i	同趣旨の記載であるが,表 現の違いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(共通) 2.1.1 耐震設計
	【5条35】 ロ. S クラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。	⑥i【5条35】  ロ. S クラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。		(b) <u>Sクラスの機器・配管</u> 系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。	設備設計の明確化(地震力との組み合わせ時の考え方を明確化した)	同上
	【5条36】 ハ. S クラスの機器・配管 系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。 【5条37】			(c) <u>Sクラスの機器・配管系については</u> ,運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。 (6) k	同趣旨の記載であるが,表 現の違いによる差異あり	同上

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
次们	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	5.14 4
	ニ. B クラス及び C クラス	へ. Bクラス及びCクラス		(d) <u>Bクラス及びCクラス</u>	同趣旨の記載であるが,表	原子炉冷却系統施設(共通)
	の機器・配管系については,	の機器・配管系については、		の機器・配管系については、	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	通常運転時の状態で施設に	通常運転時の状態で施設に		通常運転時の状態で施設に		
	作用する荷重及び運転時の	作用する荷重及び運転時の		作用する荷重及び運転時の		
	異常な過渡変化時の状態で	異常な過渡変化時の状態で		異常な過渡変化時の状態で		
	施設に作用する荷重と、動	施設に作用する荷重と、動		施設に作用する荷重と、動		
	的地震力又は静的地震力と	的地震力又は静的地震力と		的地震力又は静的地震力と		
	を組み合わせる。	を組み合わせる。		<u>を組み合わせる。</u> 61		
	【5条38】	⑥1 【5条38】				
		ト. 炉心内の燃料被覆管		(e) 炉心内の燃料被覆管の	同趣旨の記載であるが、表	同上
		の放射性物質の閉じ込めの		放射性物質の閉じ込めの機	現の違いによる差異あり	
		機能の確認においては,通		能の確認においては, 通常	追加要求事項に伴う差異	
		常運転時の状態で燃料被覆		運転時の状態で燃料被覆管	(燃料被覆管の耐震性につ	
		管に作用する荷重及び運転		に作用する荷重及び運転時	いては追加要求事項であ	
		時の異常な過渡変化時の状		の異常な過渡変化時の状態	る。)	
		態のうち地震によって引き		のうち地震によって引き起		
		起こされるおそれのある事		こされるおそれのある事象		
		象によって燃料被覆管に作		によって燃料被覆管に作用		
		用する荷重と地震力とを組		する荷重と地震力とを組み		
		み合わせる。		<u>合わせる。</u> ⑥m®a		
		⑥m®a 【5条39】				
		(c) 津波防護施設,浸水防		c. <u>津波防護施設, 浸水防止</u>	同趣旨の記載であるが,表	同上
		止設備及び津波監視設備並		設備及び津波監視設備並び	現の違いによる差異あり	
		びに浸水防止設備が設置さ		に浸水防止設備が設置され	追加要求事項に伴う差異	
		れた建物・構築物		た建物・構築物	(津波防護施設,浸水防止	
		イ. 津波防護施設及び浸		(a) <u>津波防護施設及び浸水</u>	設備及び津波監視設備並び	
		水防止設備が設置された建		防止設備が設置された建	に浸水防止設備が設置され	
		物・構築物については、常時		物・構築物については、常時	た建物・構築物に関する耐	
		作用している荷重及び運転		作用している荷重及び運転	震設計は追加要求事項であ	
		時の状態で施設に作用する		時の状態で施設に作用する	る。)	
		荷重と基準地震動Ssによ		荷重と基準地震動Ssによ		
		る地震力とを組み合わせ		る地震力とを組み合わせ		
		る。		<u>る。</u>		
		口. 浸水防止設備及び津		(b) <u>浸水防止設備及び津波</u>		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	安水争頃との対比衣・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
		波監視設備については、常		監視設備については、常時		
		時作用している荷重及び運		作用している荷重及び運転		
		転時の状態で施設に作用す		時の状態で施設に作用する		
		る荷重と基準地震動Ssに		荷重と基準地震動Ssによ		
		よる地震力とを組み合わせ		る地震力とを組み合わせ		
		る。		<u>5.</u>		
		なお,上記(c)イ., ロ. に		なお,上記c. (a), (b)に		
		ついては,地震と津波が同		ついては,地震と津波が同		
		時に作用する可能性につい		時に作用する可能性につい		
		て検討し,必要に応じて基		て検討し、必要に応じて基		
		準地震動 S s による地震力		準地震動Ssによる地震力		
		と津波による荷重の組合せ		と津波による荷重の組合せ		
		を考慮する。また、津波以外		を考慮する。また、津波以外		
		による荷重については,「b.		による荷重については,		
		荷重の種類」に準じるもの		<u>「(2) 荷重の種類」に準じ</u>		
		とする。		<u> </u>		
		<b>6</b> n 【5条 40】				
		(d) 荷重の組合せ上の留		d. 荷重の組合せ上の留意	,	
		意事項		<u>事項</u>	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
		動的地震力については,		(a) Sクラスの施設に作用		
		水平2方向と鉛直方向の地		する地震力のうち動的地震	(動的地震力の荷重の組合	
		震力とを適切に組み合わせ		力については、水平2方向	せについては追加要求事項	
		算定するものとする。		と鉛直方向の地震力とを適	である。)	
		⑤t 【5条41】		切に組み合わせ算定するも		
				<u>のとする。</u> ⑤t		
				(b) ある荷重の組合せ状態		
				での評価が明らかに厳しい		
				ことが判明している場合に		
				は、その他の荷重の組合せ		
				状態での評価は行わないこ とがある。 <b>⑥</b>		
				(c) 複数の荷重が同時に作		
				用する場合、それらの荷重		
				による応力の各ピークの生		
				起時刻に明らかなずれがあ		
				四吋列に切りかなり40かめ		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 <関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

:前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

技術基準規則 • 解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
及	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	vm·. J
				ることが判明しているなら		
				ば、必ずしもそれぞれの応		
				力のピーク値を重ねなくて		
				もよいものとする。 ô		
				(d) 上位の耐震重要度分類		
				の施設を支持する建物・構		
				築物の当該部分の支持機能		
				を確認する場合において		
				は,支持される施設の耐震		
				重要度分類に応じた地震力		
				と常時作用している荷重,		
				運転時の状態で施設に作用		
				する荷重及びその他必要な		
				荷重とを組み合わせる。		
				なお, 第1.4.1-1 表に対		
				象となる建物・構築物及び		
				その支持機能が維持されて		
				いることを検討すべき地震		
				動等について記載する。⑥		
				(e) 地震と組み合わせる自		
				然現象として、風及び積雪		
				を考慮し、風荷重及び積雪		
				荷重については、施設の設		
				置場所、構造等を考慮して、		
				地震荷重と組み合わせる。		
				地展刊里と組み口がせる。		
				<u> </u>		
	d. 許容限界	d. 許容限界		(4) 許容限界	同趣旨の記載であるが、表	   原子炉冷却系統施設(共
	は、 計替限が 各施設の地震力と他の荷	各施設の地震力と他の荷		(4) <u>計谷限外</u> 各施設の地震力と他の荷	現の違いによる差異あり	原子炉行却系統施設(共) 2.1.1 耐震設計
	を組み合わせた状態に 重とを組み合わせた状態に	重とを組み合わせた状態に		<u> 全地設の地展力を他の何</u> 重とを組み合わせた状態に	枕の睡いによる左共めり	4.1.1     展议訂
		単とを組み合わせた状態に 対する許容限界は次のとお				
	対する許容限界は次のとお	対りの計谷限がは伏のとね     りとし,安全上適切と認め		対する許容限界は次のとお		
	りとし、安全上適切と認め			りとし、安全上適切と認め		
	られる規格及び基準、試験	られる規格及び基準、試験		られる規格及び基準、試験		
	等で妥当性が確認されてい	等で妥当性が確認されてい		等で妥当性が確認されてい		
	る値を用いる。	る値を用いる。		<u>る</u> 許容応力等 <u>を用いる。</u> ⑥o		
	【5条 42】	⑥o 【5 条 42】				

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則	備考
	(a) 建物・構築物	(a) 建物・構築物((c)に記	本文	a.建物・構築物(c.に記	及び基本設計方針との対比同趣旨の記載であるが、表	   原子炉冷却系統施設(共通)
	(4) 12 11 11 12 13	載のものを除く。)		載のものを除く。)	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	イ.Sクラスの建物・構築	イ、Sクラスの建物・構築		(a) Sクラスの建物・構築	追加要求事項に伴う差異	2. 1. 1 mj/pepe
	物	物		物   物	(長期的荷重に対する許容	
	(イ) 弾性設計用地震動に	(イ) 弾性設計用地震動 S		i. 弾性設計用地震動 S d	限界, 東北地方太平洋沖地	
	よる地震力又は静的地震力	d による地震力又は静的地		による地震力又は静的地震	震やコンクリートの乾燥収	
	との組合せに対する許容限	震力との組合せに対する許		力との組合せに対する許容	縮によるひび割れの影響に	
	界	容限界		限界	ついては追加要求事項であ	
	「建築基準法」等の安全	「建築基準法」等の安全		 「建築基準法」等の安全	る)	
	上適切と認められる規格及	上適切と認められる規格及		上適切と認められる規格及		
	び基準による許容応力度を	び基準による許容応力度を		び基準による許容応力度を		
	許容限界とする。	許容限界とする。		許容限界とする。		
		ただし、冷却材喪失事故		ただし、冷却材喪失事故		
		時に作用する荷重との組合		時に作用する荷重との組合		
		せ(原子炉格納容器バウン		せ(原子炉格納容器バウン		
		ダリを構成する設備におけ		ダリにおける長期的荷重と		
		る長期的荷重との組合せを		の組合せを除く。) に対して		
		除く。)に対しては,下記イ.		は, 下記 ii. に示す許容限界		
		(ロ) に示す許容限界を適		<u>を適用する。</u>		
		用する。		ii. <u>基準地震動Ssによる</u>		
	(ロ) 基準地震動による地	(ロ) 基準地震動Ssによ		地震力との組合せに対する		
	震力との組合せに対する許	る地震力との組合せに対す		許容限界		
	容限界	る許容限界		構造物全体としての変形		
	構造物全体としての変形	構造物全体としての変形		能力(終局耐力時の変形)に		
	能力(終局耐力時の変形)に	能力(終局耐力時の変形)に		ついて十分な余裕を有し,		
	ついて十分な余裕を有し,	ついて十分な余裕を有し,		建物・構築物の終局耐力に		
	建物・構築物の終局耐力に	建物・構築物の終局耐力に		対し妥当な安全余裕を持た		
		対し妥当な安全余裕を持た		せることとする(評価項目		
	せることとする(評価項目	せることとする(評価項目		はせん断ひずみ、応力等)。		
	はせん断ひずみ、応力等)。	はせん断ひずみ、応力等)。		なお、終局耐力は、建物・		
	なお、終局耐力は、建物・	なお、終局耐力は、建物・		構築物に対する荷重又は応		
	構築物に対する荷重又は応	構築物に対する荷重又は応		力を漸次増大していくと		
	力を漸次増大していくと	力を漸次増大していくと		き、その変形又はひずみが		
	き、その変形又はひずみが	き、その変形又はひずみが		著しく増加するに至る限界		
	著しく増加するに至る限界	著しく増加するに至る限界の見せるは、		の最大耐力とし、初期剛性		
	の最大耐力とし、既往の実際はなる。	の最大耐力とし、初期剛性		の低下の要因として考えら		
	験式等に基づき適切に定め	の低下の要因として考えら		れる平成 23 年(2011 年)		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則 • 解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前) るものとする。	基本設計方針(後) れる平成23年(2011年)東	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	-17
	るものとする。 【5条 43】	北地方太平洋沖地震等の地 北地方太平洋沖地震等の地		東北地方太平洋沖地震等の		
	[5 朱 45]	表やコンクリートの乾燥収		地震やコンクリートの乾燥		
		続によるひび割れ等が鉄筋		収縮によるひび割れ等が鉄		
		和によるいい割れ寺が鉄肋 コンクリート造耐震壁の変		筋コンクリート造耐震壁の		
		形能力及び終局耐力に影響		変形能力及び終局耐力に影響を与えないことを確認し		
		か能力及い於向間力に影響   を与えないことを確認して		響を与えないことを確認していることがなっていることがよっている。		
		いることから、既往の実験		ていることから,既往の実		
		式等に基づき適切に定める		験式等に基づき適切に定めるものとする。⑥p		
		ものとする。		<u> </u>		
		6p 【5条43】				
		<mark>♥p 【</mark> 0 末 40】				
	ロ Rカラス及びCカラフ	ロ. Bクラス及びCクラス		(b) Dカラフ及がCカニコ	日毎日の記載でもてが ま	   原子炉冷却系統施設(共通
		の建物・構築物(へ. 及びト.		(b) <u>Bクラス及びCクラス</u>	同趣旨の記載であるが、表 現の違いによる差異あり	原子炉行却系統施設(共連 2.1.1 耐震設計
	に記載のものを除く。)	に記載のものを除く。)		<u>の建物・構築物((e)及び(f)</u> に記載のものを除く。)	売の遅いによる左共のり	2.1.1 删展放訂
	上記イ.(イ)による許容	上記イ.(イ)による許容				
	応力度を許容限界とする。	応力度を許容限界とする。		<u>上記(a) i . による許容応</u> 力度を許容限界とする。 <b>⑥</b> q		
	【5条44】	⑥q 【5条44】		<u>刀及を計谷限かとりる。</u> 04		
	[3 未 44]	0q [3 ★ 44]				
	ハ 耐震重要度分類の異	ハ. 耐震重要度分類の異		(c) 耐震重要度分類の異な	同趣旨の記載であるが、表	同上
	なる施設を支持する建物・	なる施設を支持する建物・		る施設を支持する建物・構	現の違いによる差異あり	147
	構築物(へ.及びト.に記載			築物 ((e) 及び(f) に記載の	Storet (ca oregan)	
	のものを除く。)	のものを除く。)		ものを除く。)		
	上記イ.(ロ)を適用する	上記イ.(ロ)を適用する		上記(a) ii. を適用するほ		
	ほか、耐震重要度分類の異	ほか、耐震重要度分類の異		か、耐震重要度分類の異な		
	なる施設がそれを支持する	なる施設がそれを支持する		る施設を支持する建物・構		
	建物・構築物の変形等に対	建物・構築物の変形等に対		築物が、変形等に対してそ		
	して、その支持機能を損な	して、その支持機能を損な		の支持機能を損なわないも		
	わないものとする。	わないものとする。		のとする。		
	当該施設を支持する建	当該施設を支持する建		なお、当該施設を支持す		
	物・構築物の支持機能が維	物・構築物の支持機能が維		る建物・構築物の支持機能		
	持されることを確認する際	持されることを確認する際		が損なわれないことを確認		
	の地震動は,支持される施	の地震動は,支持される施		する際の地震動は, 支持さ		
	設に適用される地震動とす	設に適用される地震動とす		れる施設に適用される地震		
	る。	る。		動とする。 <b>6</b> r		
	【5条45】	<b>6</b> r 【5条45】				

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

		-n	安水争項との対比衣			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	ニ. 建物・構築物の保有水	ニ. 建物・構築物の保有水	1/27	(d) 建物・構築物の保有水	同趣旨の記載であるが,表	原子炉冷却系統施設(共通)
	平耐力(へ.及びト.に記載	平耐力(へ.及びト.に記載		平耐力 ((e) 及び(f) に記載	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	のものを除く。)	のものを除く。)		のものを除く。)		
	建物・構築物については,	建物・構築物については,		建物・構築物については、		
	当該建物・構築物の保有水	当該建物・構築物の保有水		当該建物・構築物の保有水		
	平耐力が必要保有水平耐力	平耐力が必要保有水平耐力		平耐力が必要保有水平耐力		
	に対して耐震重要度分類に	に対して耐震重要度分類に		に対して耐震重要度分類に		
	応じた安全余裕を有してい	応じた安全余裕を有してい		<u>応じた</u> 妥当な <u>安全余裕を有</u>		
	るものとする。	るものとする。		<u>している</u> ことを確認する。		
	【5条46】	⑥s 【5条46】		<b>6</b> s		
	ホ. 気密性,止水性,遮蔽	ホ. 気密性,止水性,遮蔽			設備設計の明確化	同上
	性,通水機能,貯水機能を考	性, 通水機能, 貯水機能を考			(通水,貯水機能を考慮す	
	慮する施設	慮する施設			る施設があるため, その耐	
	構造強度の確保に加えて	構造強度の確保に加えて			震設計について明確化し	
	気密性, 止水性, 遮蔽性, 通	気密性, 止水性, 遮蔽性, 通			た)	
	水機能、貯水機能が必要な	水機能、貯水機能が必要な				
	建物・構築物については、そ	建物・構築物については、そ				
	の機能を維持できる許容限	の機能を維持できる許容限				
	界を適切に設定するものと	界を適切に設定するものと				
	する。	する。				
	【5条47】	⑥ 【5条47】				
	へ. 屋外重要土木構造物	へ. 屋外重要土木構造物		(e) 屋外重要土木構造物	同趣旨の記載であるが、表	同上
	(イ) 静的地震力との組合	(イ) 静的地震力との組合		i. 静的地震力との組合せ	現の違いによる差異あり	
	せに対する許容限界	せに対する許容限界		に対する許容限界		
	安全上適切と認められる	安全上適切と認められる		安全上適切と認められる		
	規格及び基準による許容応	規格及び基準による許容応		規格及び基準による許容値		
	力度を許容限界とする。	力度を許容限界とする。		を許容限界とする。		
	(ロ) 基準地震動による地	(ロ) 基準地震動 Ssによ		ii. 基準地震動Ssによる		
	震力との組合せに対する許	る地震力との組合せに対す		地震力との組合せに対する		
	容限界	る許容限界		許容限界		
	構造部材の曲げについて	構造部材の曲げについて		構造部材の曲げについて		
	は限界層間変形角, 許容応	は限界層間変形角、許容応		は限界層間変形角、許容応		
	力度等,構造部材のせん断	力度等,構造部材のせん断		力度等、構造部材のせん断		
	についてはせん断耐力, 許	についてはせん断耐力,許		についてはせん断耐力, 許		
	容応力度に対して、妥当な	容応力度に対して、妥当な		容応力度等に対して, 妥当		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
·	基本設計方針(前) 安全余裕を持たせることと	基本設計方針(後) 安全余裕を持たせることと	本文	添付書類八 な安全余裕を持たせること	及び基本設計方針との対比	
	女主示俗を行にせることと	女主示俗を行にせることと				
	3 次元静的材料非線形解	3 次元静的材料非線形解		とする。3次元静的材料非 線形解析により評価を行う		
	析により評価を行うもの	析により評価を行うもの				
	等、ひずみを許容値とする	等、ひずみを許容値とする		する場合は、構造物の要求		
	場合は、構造物の要求機能	場合は、構造物の要求機能		機能に応じた許容値に対し		
	に応じた許容値に対し妥当	に応じた許容値に対し妥当		後 ・ 一 後 ・ に が し に 対 し の と の も る る る る る る る る る る る る る		
	な安全余裕を持たせること	な安全余裕を持たせること		<u>女当な女主未俗を行たせる</u> こととする。		
	とする。	とする。		<u>こととりる。</u> ⑥t		
	【5条48】	られ 【5条 48】		wt		
	[5 未 40]	<b>0</b> t [3 未 40]				
	ト. その他の土木構造物	ト. その他の土木構造物		(f) その他の土木構造物	同趣旨の記載であるが、表	   原子炉冷却系統施設(共通)
	安全上適切と認められる	安全上適切と認められる		安全上適切と認められる		2.1.1 耐震設計
	規格及び基準による許容応	規格及び基準による許容応		規格及び基準による許容値	500年(による圧突の)	2. 1. 1 mj/kg/kg/j
	力度を許容限界とする。	力度を許容限界とする。		を許容限界とする。 ⑥u		
	【5条49】	6u 【5条49】		<u> </u>		
	10 % 10					
	(b) 機器・配管系	(b) 機器・配管系((c)に記		b. 機器・配管系(c. <u>に記</u>	設備設計の明確化	同上
		載のものを除く。)		載のものを除く。)	(動的機能の他, 電気的機	1.422
	イ. Sクラスの機器・配管	イ.Sクラスの機器・配管		(a) Sクラスの機器・配管	能を発揮するものがあるた	
	系	系		系	め具体的に記載した。)	
	(イ) 弾性設計用地震動に	(イ) 弾性設計用地震動 S		i. 弾性設計用地震動 S d に	追加要求事項に伴う差異	
	よる地震力又は静的地震力	d による地震力又は静的地		よる地震力又は静的地震力	(荷重の組合せの考え方に	
	との組合せに対する許容限	震力との組合せに対する許		との組合せに対する許容限	ついては追加要求に該当す	
	界	容限界		界	る。)	
	応答が全体的におおむね	応答が全体的におおむね		 応答が全体的におおむね		
	弾性状態にとどまるものと	弾性状態にとどまるものと		弾性状態にとどまることと		
	する(評価項目は応力等)。	する (評価項目は応力等)。		する(評価項目は応力等)。		
		ただし、冷却材喪失事故		ただし、冷却材喪失事故		
		時に作用する荷重との組合		時に作用する荷重との組合		
		せ(原子炉格納容器バウン		せ(原子炉格納容器バウン		
		ダリ及び非常用炉心冷却設		ダリを構成する設備,非常		
		備等における長期的荷重と		用炉心冷却設備等における		
		の組合せを除く。) に対して		長期的荷重との組合せを除		
		は、下記イ.(ロ)に示す許容		く。) に対しては, 下記 ii.		
		限界を適用する。		に示す許容限界を適用す		
	(ロ) 基準地震動による地	(ロ) 基準地震動Ssによ		<u>る。</u>		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	安小事項との別比叡・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	震力との組合せに対する許	る地震力との組合せに対す		ii. 基準地震動Ssによる		
	容限界	る許容限界		地震力との組合せに対する		
	塑性ひずみが生じる場合	塑性ひずみが生じる場合		許容限界		
	であっても,その量が小さ	であっても、その量が小さ		塑性ひずみが生じる場合		
	なレベルにとどまって破断	なレベルにとどまって破断		であっても, その量が小さ		
	延性限界に十分な余裕を有	延性限界に十分な余裕を有		なレベルにとどまって破断		
	し,その施設に要求される	し、その施設に要求される		延性限界に十分な余裕を有		
	機能に影響を及ぼさないよ	機能に影響を及ぼさないよ		し, その施設に要求される		
	うに応力、荷重等を制限す	うに応力、荷重等を制限す		機能に影響を及ぼさないよ		
	る値を許容限界とする。	る値を許容限界とする。		うに応力,荷重等を制限す		
	また,地震時又は地震後	また,地震時又は地震後		る値を許容限界とする。		
	に動的機能又は電気的機能	に動的機能又は電気的機能		また,地震時又は地震後		
	が要求される機器について	が要求される機器について		に動的機能が要求される機		
	は,基準地震動による応答	は、基準地震動Ssによる		器等については,基準地震		
	に対して,実証試験等によ	応答に対して,実証試験等		動Ssによる応答に対し		
	り確認されている機能確認	により確認されている機能		て, 実証試験等により確認		
	済加速度等を許容限界とす	確認済加速度等を許容限界		されている機能確認済加速		
	る。	とする。		度等を許容限界とする。		
	【5条50】	⑥v 【5条 50】		⑥v		
	ロ. B クラス及び C クラス				同趣旨の記載であるが,表	原子炉冷却系統施設(共通)
	の機器・配管系	の機器・配管系		の機器・配管系	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	応答が全体的におおむね	応答が全体的におおむね		応答が全体的におおむね		
	弾性状態にとどまることと	弾性状態にとどまることと		弾性状態にとどまることと		
	する(評価項目は応力等)。	する(評価項目は応力等)。		する (評価項目は応力等)。		
	【5条51】	⑥w 【5条 51】		<b>⑥</b> w		
	) ハ. チャンネルボックス	ニ. チャンネルボックス		() 1	回悔じの割掛でようが、ま	
	チャンネルボックスは、	ー. フィンネルボックスは,		(c) <u>チャンネルボックス</u> 地震時に作用する荷重に	同趣旨の記載であるが、表 現の違いによる差異あり	円上
	地震時に作用する荷重に対	地震時に作用する荷重に対			現の遅いによる左乗めり	
	して、燃料 <mark>集合</mark> 体の <mark>原子炉</mark>	して、燃料集合体の原子炉		対して、燃料集合体の冷却		
	冷却材流路を維持できるこ	冷却材流路を維持できるこ		材流路を維持できること及び過去な恋におかれば		
	日本 日	たるい と及び過大な変形や破損を		び過大な変形や破損を生じ ることにより制御棒の挿入		
	生ずることにより制御棒の	生ずることにより制御棒の		が阻害されることがないこ		
	<b>挿入が阻害されないものと</b>	生することにより制御俸の 挿入が阻害されないものと		<u>が阻害され</u> ることがないことを確認する。 <b>6</b> x		
	する。	する。		こてV性的なりる。 UX		
	りる。 【5条 52】	9 る。 ⑥x 【5 条 52】				
	[0 木 04]	<u>₩</u> ▲ [0 未 04]		1		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 本色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 本色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対け

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 <関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
1文州 基 平	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	湘石
		ホ. 燃料被覆管		(d) <u>燃料被覆管</u>	同趣旨の記載であるが,表	原子炉冷却系統施設(共通)
		炉心内の燃料被覆管の放		<u>炉心内の燃料被覆管の放</u>	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
		射性物質の閉じ込めの機能		射性物質の閉じ込めの機能	追加要求事項に伴う差異	
		についての許容限界は,以		についての許容限界は,以	(燃料被覆材の耐震性につ	
		下のとおりとする。		下のとおりとする。	いては追加要求に該当す	
		(イ) 弾性設計用地震動 S		i . 弾性設計用地震動 S d	る。)	
		d による地震力又は静的地		による地震力又は静的地震		
		震力との組合せに対する許		力との組合せに対する許容		
		容限界		<u>限界</u>		
		応答が全体的におおむね		応答が全体的におおむね		
		弾性状態にとどまることと		弾性状態にとどまることと		
		する。		<u>する。</u>		
		(ロ) 基準地震動Ssによ		ii. 基準地震動Ssによる		
		る地震力との組合せに対す		地震力との組合せに対する		
		る許容限界		許容限界		
		塑性ひずみが生じる場合		塑性ひずみが生じる場合		
		であっても、その量が小さ		であっても、その量が小さ		
		なレベルにとどまって破断		なレベルにとどまって破断		
		延性限界に十分な余裕を有		延性限界に十分な余裕を有		
		し,放射性物質の閉じ込め		し、放射性物質の閉じ込め		
		の機能に影響を及ぼさない		の機能に影響を及ぼさない		
		こととする。		こととする。 <b>⑥y⑧</b> b		
		⑥y⑧b 【5条 53】				
	ニ. 主蒸気逃がし安全弁	へ. 主蒸気逃がし安全弁			設備設計の明確化	同上
	排気管及び主蒸気系(主蒸	排気管及び主蒸気系(主蒸			(JEAG4601-1984	
	気第二隔離弁から主蒸気止	気第二隔離弁から主蒸気止			への適合性を明確化するた	
	め弁まで)	め弁まで)			め記載している。)	
	主蒸気逃がし安全弁排気	主蒸気逃がし安全弁排気			19 112 194 0 0 1 1 200	
	管は基準地震動に対して,	管は基準地震動Ssに対し				
	主蒸気系(主蒸気第二隔離	て,主蒸気系(主蒸気第二隔				
	弁から主蒸気止め弁まで)	離弁から主蒸気止め弁ま				
	は弾性設計用地震動に対し	で)は弾性設計用地震動S				
	てイ.(ロ)に示す許容限界	d に対してイ.(ロ)に示す				
	を適用する。	許容限界を適用する。				
	を適用する。 【5条54】	6 【5条54】				
	[ ] 本 94]	<b>◎</b> 【0 木 0±】		1	<u> </u>	

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	20 20 -b 24 -b	20 20 da 24 da.	安水争項との対比衣	20 m 26 4 24 4.	30 m 36> LL//12 ++ 2/6 (0.0)	Т
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
		/ ) No No Policia (1620 ) 3   154				
		(c) 津波防護施設,浸水防		c. <u>津波防護施設, 浸水防止</u>	同趣旨の記載であるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
		止設備及び津波監視設備並		設備及び津波監視設備並び	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
		びに浸水防止設備が設置さ		に浸水防止設備が設置され	追加要求事項に伴う差異	
		れた建物・構築物		た建物・構築物	(津波防護施設,浸水防止	
		津波防護施設及び浸水防		津波防護施設及び浸水防	設備及び津波監視設備並び	
		止設備が設置された建物・		<u>止設備が設置された建物・</u>	に浸水防止設備が設置され	
		構築物については, 当該施		構築物については, 当該施	た建物・構築物については	
		設及び建物・構築物が構造		設及び建物・構築物が構造	追加要求事項に該当する。)	
		物全体としての変形能力		物全体としての変形能力		
		(終局耐力時の変形)及び		(終局耐力時の変形) につ		
		安定性について十分な余裕		いて十分な余裕を有すると		
		を有するとともに,その施		ともに,その施設に要求さ		
		設に要求される機能(津波		れる機能(津波防護機能及		
		防護機能及び浸水防止機		び浸水防止機能)が保持で		
		能) が保持できるものとす		<u>きる</u> ことを確認 <u>する(評価</u>		
		る(評価項目はせん断ひず		項目はせん断ひずみ, 応力		
		み, 応力等)。		<u>等)。</u>		
		浸水防止設備及び津波監		浸水防止設備及び津波監		
		視設備については, その設		視設備については, その設		
		備に要求される機能(浸水		備に要求される機能(浸水		
		防止機能及び津波監視機		防止機能及び津波監視機		
		能) が保持できるものとす		能)が保持できることを確		
		る。		認 <u>する。</u> ⑥z		
		⑥z 【5条 55】				
				d. 基礎地盤の支持性能 ②		
				(a) Sクラスの建物・構築		
				物及びSクラスの機器・配		
				管系(津波防護施設,浸水防		
				止設備及び津波監視設備を		
				除く。)の基礎地盤		
				i. 弹性設計用地震動 S d		
				による地震力又は静的地震		
				力との組合せに対する許容		
				限界		
				接地圧に対して、安全上		
				適切と認められる規格、基		
	1	1		<u> </u>	l	1

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

・様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
汉州基中州烈,所机	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	€-, ни
				準等による地盤の短期許容		
				支持力度を許容限界とす		
				る。		
				ii. 基準地震動Ssによる		
				地震力との組合せに対する		
				許容限界		
				接地圧が、安全上適切と		
				認められる規格、基準等に		
				よる地盤の極限支持力度に		
				対して妥当な余裕を有する		
				ことを確認する。		
				(b) 屋外重要土木構造物,		
				津波防護施設, 浸水防止設		
				備及び津波監視設備並びに		
				浸水防止設備が設置された		
				建物・構築物の基礎地盤		
				i. 基準地震動Ssによる		
				地震力との組合せに対する		
				許容限界		
				(c) Bクラス及びCクラ		
				スの建物・構築物, Bクラス		
				及びCクラスの機器・配管		
				系並びにその他の土木構造		
				物の基礎地盤		
				上記 (a) i. による許容		
				支持力度を許容限界とす		
				る。		
		(5) 設計における留意事		1.4.1.5 <u>設計における留意</u>	設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(共通)
		項		<u>事項</u>	(波及的影響を防止するた	2.1.1 耐震設計
		a. 波及的影響	f. <u>耐震重要施設は</u> ,耐震重	耐震重要施設は, 耐震重	め,設備設計を運用で担保	
		耐震重要施設(以下「上位	要度分類の下位のクラスに	要度分類の下位のクラスに	する事項を明確化。また、上	
		クラス施設」という。) は,	属する施設の波及的影響に	属する施設(以下「 <u>下位クラ</u>	位クラス,下位クラスの定	
		下位クラス施設の波及的影	よって,その安全機能を損	ス施設」という。) <u>の波及的</u>	義を明記した。)	
		響によって、その安全機能	<u>なわない</u> ように <u>設計する。</u>	影響によって、その安全機	追加要求事項に伴う差異	
		を損なわない設計とする。	③f 波及的影響の評価に当	能を損なわないように設計	(下位クラスの波及的影響	
		波及的影響については,	たっては、敷地全体を俯瞰	<u>する。</u>	については追加要求事項に	

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後) 耐震重要施設の設計に用い	本文した調査・検討を行い、事象	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
		る地震動又は地震力を適用		波及的影響については,	該当する。以下、波及的影響	
		して評価を行う。なお、地震	選定及び影響評価を行う。	耐震重要施設の設計に用い	に関する基本設計方針について同じ。)	
		動又は地震力の選定に当た	なお、影響評価においては、	る地震動又は地震力を適用	( ) (同し。)	
		っては,施設の配置状況,使	耐震重要施設の設計に用い	して評価を行う。なお、地震		
		用時間等を踏まえて適切に	る地震動又は地震力を適用 する。 2 (3h, ⑦a 重複)	動又は地震力の選定に当た		
		設定する。また、波及的影響	9 つ。 🖾 (③n, (/)a 里後)	っては,施設の配置状況,使 用時間等を踏まえて適切に		
		においては水平 2 方向及び		設定する。また、波及的影響		
		鉛直方向の地震力が同時に		においては水平2方向及び		
		作用する場合に影響を及ぼ		鉛直方向の地震力が同時に		
		す可能性のある施設、設備		作用する場合に影響を及ぼ		
		を選定し評価する。		す可能性のある施設及び設		
		波及的影響の評価に当た		備を選定し評価する。		
		っては、敷地全体を俯瞰し		波及的影響の評価に当た		
		た調査・検討等を行う。		っては,以下(1)~(4)をも		
		ここで、下位クラス施設		とに、敷地全体を俯瞰した		
		とは、上位クラス施設以外		調査・検討を行い、耐震重要		
		の発電所内にある施設(資		施設の安全機能への影響が		
		機材等含む。)をいう。		ないことを確認する。		
		波及的影響を防止するよ		なお、原子力発電所の地		
		う現場を維持するため、機		震被害情報をもとに、以下		
		器設置時の配慮事項等を保		(1)~(4)以外に検討すべき		
		安規定に定めて管理する。		事項がないかを確認し, <u>新</u>		
		耐震重要施設に対する波		たな検討事項が抽出された		
		及的影響については,以下		場合には、その観点を追加		
		に示す(a)~(d)の 4 つの事		<u>する。</u>		
		項から検討を行う。		3h7a		
		なお,原子力発電所の地				
		震被害情報等から新たに検				
		討すべき事項が抽出された				
		場合には、これを追加する。				
		③h⑦a 【5条 56】				
		(a) 設置地盤及び地震応		(1) 設置地盤及び地震応答	同趣旨の記載であるが、表	   原子炉冷却系統施設(共通
		答性状の相違等に起因する		性状の相違等に起因する不	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
		不等沈下又は相対変位によ		等沈下又は相対変位による		
		る影響		影響		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉 ・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<b>基</b> 华权可力到 (刑)	イ. 不等沈下	- 本文	a. 不等沈下	及い基本政司力訓との対比	
		耐震重要施設の設計に用		a. <u>小寺化下</u>   耐震重要施設の設計に用		
		いる地震動又は地震力に対				
		して、不等沈下による耐震		いる地震動又は地震力に対		
		重要施設の安全機能への影		して不等沈下により、耐震		
				重要施設の安全機能へ影響		
		響。		がないことを確認する。		
		口. 相対変位		b. <u>相対変位</u>		
		耐震重要施設の設計に用		耐震重要施設の設計に用		
		いる地震動又は地震力に対		いる地震動又は地震力によ		
		して、下位クラス施設と耐		る下位クラス施設と耐震重		
		震重要施設の相対変位によ		要施設の相対変位により,		
		る耐震重要施設の安全機能		耐震重要施設の安全機能へ		
		への影響。		<u>影響</u> がないことを確認す		
		③i⑦b 【5条 57】		る <u>。</u> ③i⑦b		
		(b) 耐震重要施設と下位		(2) 耐震重要施設と下位ク	同趣旨の記載であるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
		クラス施設との接続部にお		ラス施設との接続部におけ	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
		ける相互影響		る相互影響		
		耐震重要施設の設計に用		耐震重要施設の設計に用		
		いる地震動又は地震力に対		いる地震動又は地震力に対		
		して, 耐震重要施設に接続		して、耐震重要施設に接続		
		する下位クラス施設の損傷		する下位クラス施設の損傷		
		による耐震重要施設の安全		により, 耐震重要施設の安		
		機能への影響。		全機能へ影響がないことを		
		③j⑦c 【5条58】		確認する <u>。</u> ③j⑦c		
		(c) 建屋内における下位		(3) 建屋内における下位ク	同趣旨の記載であるが、表	同上
		クラス施設の損傷, 転倒, 落		ラス施設の損傷,転倒,落下	現の違いによる差異あり	
		下等による耐震重要施設へ		等による耐震重要施設への	32.5 (2.1)	
		の影響		影響		
		耐震重要施設の設計に用		耐震重要施設の設計に用		
		いる地震動又は地震力に対		いる地震動又は地震力に対		
		して, 建屋内の下位クラス		して、建屋内の下位クラス		
		施設の損傷, 転倒, 落下等に		施設の損傷, 転倒, 落下等に		
		よる耐震重要施設の安全機		より、耐震重要施設の安全		
		能への影響。		機能へ影響がないことを確		
		③k⑦d 【5条59】		<u>認する。③k⑦d</u>		
		C. C	<u> </u>	Br. \ \Delta \overline{0} \overline{0} \overline{1} \overline{0} \over		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

LLANC HE NALLED DATE AND THE	設工認申請書	設工認申請書	安小事項との別れなる	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	falls after
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
		(d) 建屋外における下位		(4) 建屋外における下位ク	同趣旨の記載であるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
		クラス施設の損傷, 転倒, 落		ラス施設の損傷, 転倒, 落下	現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
		下等による耐震重要施設へ		等による耐震重要施設への		
		の影響		影響		
		耐震重要施設の設計に用		a. 耐震重要施設の設計に		
		いる地震動又は地震力に対		用いる地震動又は地震力に		
		して、建屋外の下位クラス		対して、施設の設置地盤及		
		施設の損傷, 転倒, 落下等に		び周辺地盤の液状化による		
		よる耐震重要施設の安全機		影響を考慮した上で、建屋		
		能への影響。		外の下位クラス施設の損		
		③1⑦e 【5条60】		傷, 転倒, 落下等により, 耐		
				震重要施設の安全機能へ影		
				響がないことを確認する。		
				③1⑦e		
		b. 主要施設への地下水の			設備設計の明確化	同上
		影響			(地下水位低下設備の設計	
		設計基準対象施設は, 防	g. 設計基準対象施設は, 防		方針(設置する設備とその	
		潮堤下部の地盤改良等によ	潮堤下部の地盤改良等によ		仕様)について明確化)	
		り地下水の流れが遮断され	り地下水の流れが遮断され		追加要求事項に伴う差異	
		敷地内の地下水位が地表面	敷地内の地下水位が地表面		(地下水位低下設備の要求	
		付近まで上昇するおそれが	付近まで上昇するおそれが		は追加要求に該当)	
		あることを踏まえ,地下水	あることを踏まえ,地下水			
		位を一定の範囲に保持する	位を一定の範囲に保持する			
		地下水位低下設備(揚水ポ	地下水位低下設備を設置			
		ンプ (個数 8, 容量 375m³/h,	し、同設備の効果が及ぶ範			
		揚程 52m, 原動機出力	囲においては、その機能を			
		110kW), 水位計 (個数 12, 計	考慮した設計用地下水位を			
		測範囲 0.P28.8m~0.P	設定し水圧の影響を考慮す			
		26.1m のものを6個,計測範	<u>る。</u>			
		囲 0. P. −31. 8m~0. P. −29. 1m	<u>地下水位低下設備の効果</u>			
		のものを6個))を設置し,	が及ばない範囲において			
		同設備の効果が及ぶ範囲に	は、自然水位より保守的に			
		おいては,その機能を考慮	設定した水位又は地表面に			
		した設計用地下水位を設定	て設計用地下水位を設定し			
		し水圧の影響を考慮する。	水圧の影響を考慮する。3m			
		- 170- 170- 170- 170- 170- 170- 170- 170	7/2 / 40 E C 7/65 / 60	<u>I</u>	<u> </u>	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈   設工認申請書   設工認申請書   設置許可申請書   設置許可申請書   設置許可申請書   設置許可申請書   設置許可申請書   設置許可申請書   及び基本設計   及び基本設計   なお、地下水位低下設備の   なお、地下水位低下設備の   というには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これ		
	2 m   C 42 X   M	
効果が及ばない範囲におい		
ては、自然水位より保守的		
に設定した水位又は地表面		
に放足した小位又は地衣田にて設計用地下水位を設定		
し水圧の影響を考慮する。	0.7177	
③m 【5条 61】	③m 引用元:P48	
地下水位低下設備は、基 設備設計の明	■	設(共通)
準地震動Ssによる地震力 (設置許可基	■12条2項へ 2.1.1 耐震設計	
に対して必要な機能を維持の適合性を明	2, DB 電源か	
する設計とするとともに, らの給電につ	て記載)	
系統を構成する機器の単一 追加要求事項	2件う差異	
故障が発生した場合でも機(地下水位促	下設備の要求	
能喪失しないよう多重性又は追加要求に	(当)	
は多様性及び独立性を考慮		
し、更に外部事象を考慮し		
た設計とする。また、非常用		
電源設備からの給電が可能		
な設計とする。		
③n③o 【5条62】	③n③o 引用元:P6	52
地下水位低下設備の機能	であるが、表 同上	
喪失への対応として、復旧		
のための予備品及び可搬型 追加要求事		
	下設備の要求	
また、地下水位低下設備は追加要求に		
の機能喪失時の措置につい	<=)	
ては、運転管理上の方針と		
して保安規定に定めて管理		
する。		
③p 【5条63】	③p 引用元: P63	
	@b 21/H7E : 169	
3 耐震重要施設が設置許       2.1.2 地震による周辺斜		
可基準規則第四条第三項の 面の崩壊に対する設計方針 現の違いによ		
地震により生ずる斜面の崩 耐震重要施設について b. 耐震重要施設の設計に 追加要求事項	2件う差異 の崩壊に対する設	計方針

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

### 亜水車値との対比素

接によりその安全性が損な おれるおそれがないよう、防護措置を変しい。 ① 【5 条 64】	
壊によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を前じなければならない。① 【5条64】	考
かれるおそれがないよう、 助護措置その他の適切な措 置を講じなければならな い。① 【解釈】 4 第3項の規定は、設置許可で確 認した設計方針に基づき表置許可で確 認した設計方針に基づき表 選の地震により斜面の崩 壊が生じるおそれがある場 合には、耐震重要施設の安 全性を損なわないよう、 敷 地内土木工作物による斜面 の保持等の措置を維持して	
下護措置その他の適切な指置を講じなければならない。①	!
置を講じなければならない。① 【5 条 64】	ļ
い。① 【解釈】	ļ
【解釈】	!
4 第3項の規定は、設置許可基準規則第4条第4項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、設置許可基準規則第4条第 3項の地震により斜面の崩壊が生じるおそれがある場合には、耐震重要施設の安全性を損なわないよう、敷地内土木工作物による斜面の保持等の措置を講ずること及びその機能を維持して  # 第3項の規定は、設置許可表達規則第4条第 3項の地震により斜面の崩壊が生じるおそれがある場合には、耐震重要施設の安全性を損なわないよう、敷地内土木工作物による斜面の保持等の措置を講ずること及びその機能を維持して    対	!
可基準規則第4条第4項の 規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、 設置許可基準規則第4条第 3項の地震により斜面の崩壊が生じるおそれがある場合には、耐震重要施設の安全性を損なわないよう、敷地内土木工作物による斜面の保持等の措置を講ずること及びその機能を維持して	!
規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、 設置許可基準規則第4条第 3項の地震により斜面の崩壊が生じるおそれがある場合には、耐震重要施設の安全性を損なわないよう、敷地内土木工作物による斜面の保持等の措置を講ずること及びその機能を維持して	!
記した設計方針に基づき、  設置許可基準規則第4条第   3項の地震により斜面の崩壊が生じるおそれがある場合には、耐震重要施設の安全性を損なわないよう、敷地内土木工作物による斜面の保持等の措置を講ずること及びその機能を維持して   上記の観点で検討した波   兼用キャスクは保有しない。	<b>モヤルコン</b>
設置許可基準規則第 4 条第 3 項の地震により斜面の崩壊が生じるおそれがある場合には、耐震重要施設の安全性を損なわないよう、敷地内土木工作物による斜面の保持等の措置を講ずること及びその機能を維持して  ② 【5 条 65】  ② 【5 条 65】  ② 【5 条 65】  ② 【5 条 65】  ② (	以扱施設及い
3項の地震により斜面の崩壊が生じるおそれがある場合には、耐震重要施設の安全性を損なわないよう、敷地内土木工作物による斜面の保持等の措置を講ずること及びその機能を維持して	50.7#
<ul> <li>壊が生じるおそれがある場合には、耐震重要施設の安全性を損なわないよう、敷地内土木工作物による斜面の保持等の措置を講ずること及びその機能を維持して</li> <li>収入して記載する。</li> <li>収入して記載する。<td><b>设幅の基本力</b></td></li></ul>	<b>设幅の基本力</b>
<ul> <li>合には、耐震重要施設の安全性を損なわないよう、敷地内土木工作物による斜面の保持等の措置を講ずること及びその機能を維持して</li> <li>追加要求事項に伴う差異</li> </ul>	!
全性を損なわないよう、敷         地内土木工作物による斜面         の保持等の措置を講ずること及びその機能を維持して	!
地内土木工作物による斜面 の保持等の措置を講ずるこ と及びその機能を維持して	!
<i>の保持等の措置を講ずるこ</i> と及びその機能を維持して	ļ
と及びその機能を維持して	!
	ļ
	!
<i>いることをいう。</i> ①	
4 炉心内の燃料被覆材は、	
基準地震動による地震力に h. 炉心内の燃料被覆材(燃	!
対して放射性物質の閉じ込料で変化を表現して放射性物質の料では、対して放射性物質の	ļ
めの機能が損なわれるおそ	ļ
れがないように施設しなけしは、以下のとおり設計する。	!
ればならない。   ればならない。    第 性設計用地震動 S d に	ļ
【解釈】	!
5 第4項に規定する「基準   のいずれか大きい方の地震	!
地震動による地震力に対し	!
て放射性物質の閉じ込めの 被覆管の応答が全体的にお	ļ
機能が損なわれるおそれが	ļ
ない」とは、通常運転時及び	
運転時の異常な過渡変化時 基準地震動 S s による地	
に生じるそれぞれの荷重と	!
基準地震動による地震力を	ļ
<i>組み合わせた荷重条件によ</i> 及ぼさないように設計す	
り塑性ひずみが生じる場合 る。② (⑥y, ®b 重複)	ļ

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
であっても、その量が小さ	<u> </u>	<b>基</b> 平取訂刀釘(仮)	本文	1.4.1.6 構造計画と配置計	及い基本政計方針との対比	
なレベルに留まって破断延				画		
性限界に十分な余裕を有				設計基準対象施設の構造		
し、放射性物質の閉じ込め				計画及び配置計画に際して		
の機能に影響を及ぼさない				は、地震の影響が低減され		
ことをいう。8				るように考慮する。		
5 兼用キャスクは、設置許				建物・構築物は、原則とし		
可基準規則第四条第六項に				て剛構造とし、重要な建物・		
規定する地震力に対してそ				構築物は、地震力に対し十		
の安全性が損なわれるおそ				分な支持性能を有する地盤		
れがないように施設しなけ				に支持させる。剛構造とし		
ればならない。				ない建物・構築物は、剛構造		
【解釈】				と同等又はそれを上回る耐		
6 第5項の規定は、設置許				震安全性を確保する。		
可基準規則第4条第6項の				機器・配管系は、応答性状		
規定に基づき設置許可で確				を適切に評価し、適用する		
認した設計方針に基づき、				地震力に対して構造強度を		
兼用キャスクが、同項の地				有する設計とする。配置に		
震力に対し、施設の機能を				自由度のあるものは、耐震		
維持していること又は構造				上の観点からできる限り重		
強度を確保していることを				心位置を低くし,かつ,安定		
いう。⑨				性のよい据付け状態になる		
				よう配置する。		
6 兼用キャスクが設置許				また,建物・構築物の建屋		
可基準規則第四条第七項の				間相対変位を考慮しても,		
地震により生ずる斜面の崩				建物・構築物及び機器・配管		
壊によりその安全性が損な				系の耐震安全性を確保する		
われるおそれがないよう、				設計とする。		
防護措置その他の適切な措				下位クラス施設は原則,		
置を講じなければならな				耐震重要施設に対して離隔		
V, 9				をとり配置する,又は基準		
【解釈】				地震動Ssに対し構造強度		
7 第6項の規定は、設置許				を保つようにし, 耐震重要		
可基準規則第4条第7項の				施設の安全機能を損なわな		
規定に基づき設置許可で確				い設計とする。		
認した設計方針に基づき、				\$		
同項の斜面の崩壊が生じる						

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 本色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	では、こ
おそれがある場合には、兼				1.4.3 主要施設の耐震構造		
用キャスクの安全性を損な				1.4.3.1 原子炉建屋		
わないよう、敷地内土木工				原子炉建屋は,中央部に		
作物による斜面の保持等の				地上3階,地下3階で,平面		
措置を講ずること及びその				が約 66m(南北方向)×約 53m		
機能を維持していることを				(東西方向) の原子炉建屋		
いう。⑨				原子炉棟があり、その周囲		
				に地上2階,地下3階の原		
				子炉建屋付属棟を配置した		
				鉄筋コンクリート造 (一部		
				鉄骨鉄筋コンクリート造及		
				び鉄骨造) の建物である。原		
				子炉建屋原子炉棟と原子炉		
				建屋付属棟は,一体構造で		
				同一基礎版上に設置され,		
				本建屋の平面は外側で約		
				77m (南北方向) ×約 84m (東		
				西方向) である。最下階床面		
				からの高さは約59m で,地		
				上高さは約36m である。		
				原子炉建屋原子炉棟中央部		
				には, 鋼製の原子炉格納容		
				器を囲む厚さ約2mの鉄筋		
				コンクリート造の生体遮蔽		
				壁があり, その外側に内部		
				ボックス壁及び原子炉建屋		
				付属棟の外側である外部ボ		
				ックス壁がある。		
				これらは、原子炉建屋の		
				主要な耐震壁を構成し、そ		
				れぞれ壁の間を強固な床板		
				で一体に連結しているの		
				で、全体として剛な構造と		
				なっている。		
				8		
				1.4.3.2 タービン建屋		
				タービン建屋は,地上2		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 本色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	金石版II // / / / / / / / / / / / / / / / / /	五/·[K] [// 2] (K)	112	階, 地下 2 階で, 平面が約 96	次0盆中版前为3百00万2	
				m (南北方向) ×約 58m (東		
				西方向)の鉄筋コンクリー		
				ト造(一部鉄骨鉄筋コンク		
				リート造及び鉄骨造)の建		
				物である。		
				建物の内部は、多くの遮		
				蔽壁をもち、剛性が高い。し		
				たがって十分な耐震性を有		
				する構造となっている。		
				8		
				1.4.3.3 制御建屋		
				制御建屋は,地上3階,地		
				下 2 階で, 平面が約 41m (南		
				北方向)×約40m(東西方向)		
				の鉄筋コンクリート造 (一		
				部鉄骨造)の建物である。		
				8		
				1.4.3.4 防潮堤		
				防潮堤は,鋼管式鉛直壁		
				(一般部),鋼管式鉛直壁		
				(岩盤部)及び盛土堤防の		
				3種類の構造形式に区分さ		
				れ、敷地の前面に設置する。		
				鋼管式鉛直壁 (一般部)		
				は,延長約420m,直径2.2m		
				及び 2.5m の鋼管杭に天端		
				高さ 0.P.+29m*の鋼製遮水		
				壁を取り付け、周囲に背面		
				補強工 (コンクリート), セ		
				メント改良土, 改良地盤及		
				び置換コンクリートを配置		
				した剛な構造物であり、鋼		
				管杭及び改良地盤を介して		
				砂岩, 頁岩, 砂岩頁岩互層で		
				ある荻の浜累層に着岩して		
				いる。		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

-	設工認申請書	設工認申請書	安水争頃との対比衣・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設直計可申請書 本文	設直計可申請書 添付書類八	設直計り、技術基準規則   及び基本設計方針との対比	備考
	金个队们为到 (间)	全不成 田 万 町 (区)	7-2	鋼管式鉛直壁(岩盤部)	人の基本政府分割での利見	
				は,延長約260m,直径2.2m		
				及び 2.5m の鋼管杭に天端高		
				さ 0. P. +29m の鋼製遮水壁		
				を取り付けた剛な構造物で		
				あり、鋼管杭を介して砂岩、		
				頁岩,砂岩頁岩互層である		
				荻の浜累層に着岩してい		
				る。		
				る。   盛土堤防は,延長約120m,		
				金工堤がは、延安が120m, 天端高さ 0.P.+29m のセメ		
				ント改良土で盛り立てた盛 土構造物であり,直接又は		
				改良地盤を介して砂岩、頁		
				岩、砂岩頁岩互層である荻		
				の浜累層に着岩している。		
				* 防潮堤の高さは, 平成		
				23 年 (2011 年) 東北		
				地方太平洋沖地震に		
				よる約1mの沈降を		
				考慮した表記とする。		
				8		
				1.4.3.5 防潮壁		
				防潮壁は,鋼製遮水壁(鋼		
				板),鋼製遮水壁(鋼桁),鋼		
				製扉及び鉄筋コンクリート		
				(RC) 遮水壁の4種類の		
				構造形式に区分され, 2号		
				及び3号炉海水ポンプ室,		
				2号及び3号炉放水立坑並		
				びに3号炉海水熱交換器建		
				屋取水立坑に設置する。		
				鋼製遮水壁(鋼板)のう		
				ち, 2号及び3号炉海水ポ		
				ンプ室, 2号及び3号炉放		
				水立坑に設置する防潮壁		
				は、フーチング上に設置す		

青色:設置変更許可本文及び添付書類ハからの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 <関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

:前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基 <b>本</b> 設計力針(削)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八 るH形鋼に、鋼板をボルト	及び基本設計方針との対比	
				で接合した構造物であり、		
				フーチングと一体化した鋼		
				管杭を介して砂岩, 頁岩, 砂		
				岩頁岩互層である荻の浜累		
				層に着岩している。		
				鋼製遮水壁(鋼桁)は、海		
				水ポンプ室及び地中構造物		
				を横断し、フーチング上に		
				設置した鉄筋コンクリート		
				(RC) 支柱に, 支承ゴムを		
				介して鋼桁を設置する構造		
				物であり、フーチングと一		
				体化した鋼管杭を介して砂		
				岩、頁岩、砂岩頁岩互層であ		
				る荻の浜累層に着岩してい		
				る。		
				鋼製扉は、フーチング上		
				に設置した鉄筋コンクリー		
				ト(RC)支柱と鋼製扉を、		
				「		
				合した片開き式の構造物で		
				あり、フーチングと一体化		
				した鋼管杭を介して砂岩、		
				頁岩、砂岩頁岩互層である		
				荻の浜累層に着岩してい		
				る。		
				鉄筋コンクリート (RC)		
				遮水壁は, フーチングと鉄		
				筋コンクリート (RC) 壁を		
				一体とした剛な構造物であ		
				り、フーチングと一体化し		
				た鋼管杭を介して砂岩、頁		
				岩、砂岩頁岩互層である荻		
				の浜累層に着岩している。		
				8		
				1.4.3.6 原子炉格納容器		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
汉州圣牛州州 府州	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	C. BIA
				原子炉格納容器はドライ		
				ウェルとサプレッションチ		
				ェンバから構成しており,		
				ドライウェルは内径約 23m		
				の円筒殻の上に, 内径約 23m		
				の半球殻をつけた高さ約		
				37m の鋼製圧力容器であ		
				り、ベント管を介してサプ		
				レッションチェンバと接続		
				している。		
				半球殻上部付近にはシヤ		
				ラグを設けて,原子炉圧力		
				容器から原子炉格納容器に		
				伝えられる水平力及び原子		
				炉格納容器にかかる水平力		
				の一部を周囲の生体遮蔽壁		
				に伝える構造としている。		
				サプレッションチェンバ		
				は,円環形をしており,断面		
				径約 9.4m, 円環部の中心径		
				約38m の鋼製容器である。		
				8		
				1.4.3.7 原子炉圧力容器		
				原子炉圧力容器は、内径		
				約5.6m, 高さ約22m, 質量は		
				原子炉圧力容器内部構造		
				物,内部冷却材及び燃料集		
				合体を含めて約 1,250t で		
				ある。		
				原子炉圧力容器は,底部		
				の鋼製スカートで支持さ		
				れ、スカートは鋼製円筒形		
				基礎にアンカボルトで接続		
				されている。原子炉圧力容		
				器は,容器外周に位置する		
				円筒状の原子炉遮蔽壁頂部		
				で原子炉圧力容器スタビラ		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 また。い置次更常可以其大型は144(26)との大比

茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八 イザによって水平方向に支	及び基本設計方針との対比	
				持され、原子炉遮蔽壁の頂		
				部は原子炉格納容器スタビ		
				ライザによって原子炉格納		
				容器と結合する。原子炉圧		
				力容器スタビライザは地震		
				力に対し、原子炉圧力容器		
				の上部を水平方向に支持し		
				ている。		
				したがって,原子炉圧力		
				容器は、スカートで下端固		
				定, スタビライザで上部ピ		
				ン支持となっている。		
				8		
				1.4.3.8 原子炉圧力容器内		
				部構造物		
				炉心に作用する水平力		
				は,ステンレス鋼製の炉心		
				シュラウド及び炉心シュラ		
				ウド支持ロッドで支持す		
				る。炉心シュラウドは周囲		
				に炉心シュラウド支持ロッ		
				ドを設置した円筒形の構造		
				で、シュラウドサポートを		
				介して原子炉圧力容器の下		
				部に溶接する。		
				燃料集合体に作用する水		
				平力は、上部格子板及び炉		
				心支持板を通して炉心シュ		
				ラウドに伝える。燃料集合		
				体は、ジルカロイ製の細長		
				いチャンネルボックスに納		
				める。燃料棒は、燃料集合体		
				頂部及び底部のタイプレー		
				トで押さえられ、中間部もスペーサによって押さえら		
				れるので過度の変形を生じ		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	1				備考
		基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	PID 9
				ることはない。		
				気水分離器は,シュラウ		
				ドヘッドに取り付けられた		
				スタンドパイプに溶接す		
				る。蒸気乾燥器は,原子炉圧		
				力容器に付けたブラケット		
				で支持する。		
				20 台のジェットポンプ		
				は, 炉心シュラウドの外周		
				に配置する。ジェットポン		
				プライザ管は,原子炉圧力		
				容器を貫通して立ち上が		
				り,上部において原子炉圧		
				力容器にライザブレースで		
				支持される。ジェットポン		
				プ上部のノズルアセンブリ		
				はボルトでライザに結合す		
				る。ジェットポンプのディ		
				フューザ下部はバッフルプ		
				レートに溶接する。ディフ		
				ューザ上部とスロートはス		
				リップジョイント結合にし		
				て,縦方向に滑ることがで		
				きるようにする。したがっ		
				て、ジェットポンプの支持		
				機構は、熱膨張は許すが、振		
				動を防止することができ		
				る。		
				制御棒駆動機構ハウジン		
				グは、上部は原子炉圧力容		
				器底部のスタブチューブに		
				溶接し、下部はハウジング		
				サポートで支持し、地震荷		
				重に対しても十分な強度を		
				もつように設計する。		
				⊗		
				1.4.3.9 原子炉再循環系		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可, 技術基準規則	備考
1文州 基 中 規 則 ・	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	7用 与
				原子炉再循環ループは2		
				ループあって, 外径約 0.52m		
				のステンレス鋼管で原子炉		
				圧力容器から下方に伸び,		
				その下に原子炉再循環ポン		
				プを設け,再び立ち上げて		
				ヘッダに入れ,そこから5		
				本の外径約 0.28m のステン		
				レス鋼管に分け、原子炉圧		
				力容器に接続する。この系		
				の支持方法は, 熱膨張によ		
				る動きを拘束せず、できる		
				限り剛な系になるように,		
				スプリングハンガ,スナッ		
				バ等を採用する。原子炉再		
				循環ポンプは、ケーシング		
				に取り付けたコンスタント		
				ハンガ等で支持する。		
				8		
				1.4.3.10 原子炉本体の基		
				<b></b>		
				原子炉本体の基礎につい		
				ては, 内筒及び外筒の円筒		
				鋼板の間にコンクリートを		
				充填した,鋼材とコンクリ		
				ートの複合構造となってい		
				る。		
				8		
				1.4.3.11 その他		
				その他の機器,配管につ		
				いては、運転荷重、地震荷		
				重、熱膨張による荷重を考		
				重, 然過級による何重を与 慮して, 必要に応じてリジ		
				ットハンガ, スナッバ, その		
				他の支持装置を使用して耐		
				震性に対しても熱的にも十		
				分な設計を行う。		
				刀な取削を11フ。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	安水争切との対比衣・設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文		及び基本設計方針との対比	備考
	至个队门为如 (间)	至不以日万町(区)	<b>本</b> 久	<b>8</b> 8	及り基本設計分割との利比	
				1.4.4 地震検知による耐震		
				安全性の確保		
				= ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '		
				1.4.4.1 地震感知器		
				安全保護系の一つとして		
				地震感知器を設け、ある程		
				度以上の地震が起こった場		
				合に原子炉を自動的に停止		
				させる。スクラム設定値は		
				弾性設計用地震動Sdの加		
				速度レベルに余裕を持たせ		
				た値とする。安全保護系は,		
				フェイル・セイフ設備とす		
				るが, 地震以外のショック		
				によって原子炉をスクラム		
				させないよう配慮する。		
				地震感知器は,基盤の地		
				震動をできるだけ直接的に		
				検出するため建屋基礎版の		
				位置, また主要な機器が設		
				置されている代表的な床面		
				に設置する。なお、設置に当		
				たっては試験及び保守が可		
				能な原子炉建屋の適切な場		
				所に設置する。		
				9>		
				1.4.4.2 地震観測等による		
				耐震性の確認		
				発電用原子炉施設のうち		
				安全上特に重要なものに対		
				しては、地震観測網を適切		
				に設置し、地震観測等によ		
				り振動性状の把握を行い,		
				それらの測定結果に基づく		
				解析等により施設の機能に		
				支障がないことを確認して		
	l			人は、な、ここと推覧して		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設工認申請書	安か事項との別れ扱う設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
				いくものとする。また, 原子		
				炉をスクラムさせるような		
				ある程度以上の地震が起こ		
				った場合には,平成 23 年		
				(2011 年) 東北地方太平洋		
				沖地震等の影響を踏まえて		
				設計体系に反映した事項		
				(初期剛性低下の考慮等)		
				について分析し, 設計の妥		
				当性を確認する。		
				なお, 地震観測装置の設		
				置に当たっては、地震観測		
				を継続して実施するため		
				に,地震観測網の適切な維		
				持管理を行うとともに, 平		
				成 23 年 (2011 年) 東北地		
				方太平洋沖地震等に対する		
				振動性状の詳細検討結果に		
				応じて観測装置の充実を図		
				る。		
				<b>③</b>		
				10. その他発電用原子炉の		
				附属施設		
				10.15 地下水位低下設備		
				10.15.1 概要		
				地下水位低下設備は, 防		
				潮堤下部の地盤改良等によ		
				り地下水の流れが遮断され		
				敷地内の地下水位が地表面		
				付近まで上昇するおそれが		
				あることを踏まえ,発電用		
				原子炉施設周辺の地下水位		
				を一定の範囲に保持するた		
				めのものである。		
				地下水位低下設備は 0.P.		
				+14.8m 盤の発電用原子炉		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

深巴: 改画変更計列と基本改計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色: 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

LLANG HEAVE LE DAT A A TOTAL	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/+to -t-y
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
				施設周辺に設置する。		
				③(③m 重複)		
				10.15.2 設計方針		
				(1) 地下水位低下設備は,		
				基準地震動Ssに対して機		
				能維持する設計とする。3n		
				(2) 地下水位低下設備は,		
				設置許可基準規則第十二条		
				第2項に基づく設計とす		
				3. <b>♦</b>		
				(3) 地下水位低下設備は,		
				全交流動力電源喪失に配慮		
				し, 常設代替交流電源設備		
				からの電源供給が可能な設		
				計とする。◆		
				(4) 地下水位低下設備は,		
				外部事象へ配慮した設計と		
				<u>する。</u> ③o		
				10.15.3 主要設備		
				地下水位低下設備は,ドレ		
				ーン, 揚水井戸, 揚水ポン		
				プ,配管及び計測制御装置		
				により構成される。		
				40		
				10.15.4 手順等		
				地下水位低下設備の機能		
				喪失への対応として、復旧		
				のための予備品の確保及び		
				可搬型設備を用いた機動的		
				な措置について手順書及び		
				体制を整備するとともに,		
				地下水位を一定の範囲に保		
				持できないと判断した場合		
				には、プラントを停止する。		
				また,地下水位低下設備の		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

### 様式-7

			安水争項との対比茲・			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	TT   1941/20   (1417		1 / 2	機能喪失時の措置について	Nea The Mark State of	
				は、運転管理上の方針とし		
				て保安規定に定めて、管理		
				していく。③p		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

### 亜水車項との対比表

放けが中央音響   技術が中央音響   技術が中央音響   技術が中央音響   技術が中央音響   技術が中央音響   技術が中央音響   技術が中央音響   技術が中央音響   技術が中央音響   大学   技術が中央音響   大学   技術が中央音響   大学   技術が中央音響   大学   大学   大学   大学   大学   大学   大学   大
施加速水車項に伴う分表現 (波皮が形形では、100mmの 1 1 1 100mmの 1 1 1 100mmの

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

設工認申請書設工認申請書設置許可申請書設置許可,技術基準規基本設計方針(前)基本設計方針(後)添付書類八及び基本設計方針との	備考
	山 佣有
	凡
19	比

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

<関連する資料>

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

	要求事項との		
設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比 備考
	Bullion   Bul	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	追加要求事項に伴う差異 (津波防護施設,浸水防止設 備,津波監視設備は追加要求 事項に該当)

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

30 30 th 3t ±	要水事頃との		20. H 26 -7 44 /F # W 10 D I
設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比 備考
<b>空</b> 行以日 / 月リ/	全が下版日177半1(収)		
計機直要収分 数 数 数 8 クラス	耐震重要度分類 多数類 Bクラス	野農園販売 分 類 類 類	
(i) (i) 原子学の大人 田子学の学生を表現して、 (i) 原子学の大人 田子学の大学、 西子学の大学、 西子学の大学、 一般の大学、 の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一	機能別分類 機能別分類 機能別分類 人間 以東子炉冷却材圧 ガバシングリに直 投液 酸されていて、一次治却材を 分膜 しているか ス にかったい ス にから	機能別分類 機能別分類 機能別分類 力スウンダリに両 カスウンダリに両 技族 教会 さんてい 人 一次治却対化 人 一次治地 対外 に り 放射性 佐藤 美 さんてい	
主要設備。 道用範囲 主業気系(主蒸気 第二陽編申から主 第二陽編申から主 第五陽編申から主 蒸気止め弁まで) ・主蒸気透がし安全 ・井振気等 ・土蒸気がし安全 ・井原気等及び給水 系。デが合却対冷化 ・放射性経薬物処理 ・放射性経薬物処理 ラスに取するもの は除く	主要設備。 ・ 直要設備。 ・ 主藤気系(主藤気 第二陽離中から主 第二陽離中から主 第二陽離中から主 ※気止め争まで) ・ 主藤気系及び給水 ・ 上華気系及び給水 ・ 上本の ・ 上さし、 ・ ことし、 ・	主要設備	
第2.1.1 表 ・	要 B B B B B B B B B B B B B B B B B B B	第1.4.1-1 (注1) 融 融 か ラスス (注9) (注9) (注9) (注10) (注10) (注10)	
表 耐震重要度分類表 補助股備。2	1.1 表 耐震重要度分類表 補助設備 **	表 耐震重要度分類表 (4/6)	
類表 (4/6) 虚 虚 虚 の ラス		類表 (4/6 (注2) 耐 歳 クラス	
直接支持構造的 適用範囲 ・機器・配管等の支 持構造物 持構造物 ・機器・配管等の支 持構造物 特構造物 特構造物	(4/6) 直接支持構造相 通用範囲 通用範囲 通用範囲 通用範囲 持衛治物 经票 配管等の支持構造物 经票 配管等の支持構造物 经票据 配管等の支持構造物 化管等の支持精造物	直接支持構造物 適用範囲 ・機器・配管等の支 持構造物 ・機器・配管等の支 特構造物 ・機器・配管等の支 特構造物 ・機器・配管等の支 特構造物	
B B B B B B B B B B B B B B B B B B B	かま3	造物 (注3) (注3) (注3) (注3) (注3) (注3) (注3) (注3) (注3) (注4) (注5) (注5) (注6) (注6) (注6) (注7) (	
間接支持構造物 適用範囲 適用範囲 多ーにど離園住業 気帯二陽手がも の配管・弁を支持するの配合・弁を支持するのので、 の配管・分を支持するのので、 の配合・ のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので	間接支持構造物 適用範囲 適用範囲 原子好難屋 クーピン準度(主義 文第二隔離弁から 主然気止め非定 の配管・弁を支持す を放け、保証 の配管・弁を支持す のので、投資 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、	間接支持構造物 適用範囲 適用範囲・原子炉建屋・原子炉建屋(主 英気第二隔離弁上 つの配管・弁を支 付する部分) ・原子炉建屋・カービン建屋・カービービー	
S S S S G d S S G G S S G G G S G S G G G S G G G S G G S G G S G G S G G S G G S G G S G G S G G S G G S G G G G S G G S G G S G G S G G S G G S G G S G G S G G S G G G S G G G S G G G S G G G S G G G S G G G G S G	のののの のの のの のの のの のの のの ののの ののの のののの の	(注 4)	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

20 27 -b- 2+ -b-	要水事頃との		-D. III - 25
設工認申請書 其本認弘本( ) ( ) ( )	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則 備考 備考
(4) (大き (1) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	1	1	及び基本設計方針との対比

# 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第5条 地震による損傷の防止】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

# 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第5条 地震による損傷の防止】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

様式-7

# 亜水車項との対比表

要求事項との対比表						
設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考		
基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	添付書類八	及び基本設計方針との対比	畑石		
注記*1: 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。 *2: 補助設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。 *3: 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物又はこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物(建物・構築物、土材構造物)をいう。 *5: S s: 基础遺動S s は、り定まる地震力 S d : 弊性設計用地運動S d により定まる地震力 S c : C タラス版に適用される地震力 S c : C タラス版に適用される地震力 S c : にクラス版に適用される地震力 S c : にクラス版に適用される地震力 **6: ほう酸た注入系は、安全機能の重要度を考慮して、S クラスに準じて取り扱う。 *7: 原子が担力容器内部構造物は、炉内にあることの重要度を考慮して、S クラスに準じて取り扱う。 *8: B クラスではあるが、弾性設計用地運動S d に対し破損しないことを確認する。 *9: 主義改造がし安全計構改管については、基準地運動S s に対して破損しないことを確認することで、蒸気範縮性能の信頼性を担保する。	注記*1: 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する影像をいう。 *2: 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。 *3: 直接支持特殊金物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物という。 *4: 間接支持特益物とに、直接支持機能から伝達される資金を受ける構造物 健物・構築物、土土構造物)をいう。 *5: 波及的影響を考慮する主動設力 S は、部地震が出海の書き、主動定まる地震力 S は、解性認計出距離的 S により定まる地震力 S は、解性認計出距離的という定まる地震力 S は、第年を開始に動力という定まる地震力 S に、クラス施設に適用される地震力 S に、クラスを設に適用される地震力 S に、クラスを設に適用される地震力 S に、クラスを設い適用される地震力 S に、クラスを設い適用される地震力 *7: ほう酸水は入海・大学・大学・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス	(注1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。 (注2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。 (注3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物(建物・構築物)をいう。 (注5) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位の耐震クラスに属するものの破損等によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。 (注6) Ss:基準地震動Ssにより定まる地震力 Sa:Bクラス施設に適用される地震力 Sa:Bクラス施設に適用される地震力 Sa:Bクラス施設に適用される地震力 Sc:Cクラス施設に適用される地震力 Sc)でクラスに準じて取り扱う。 (注7) ほう酸木注入系は、安全機能の重要度を考慮して、Sクラスに準して取り扱う。 (注8) 原子が圧力容器内部構造物は、炉内にあることの重要度を考慮して、Sクラスに準じて取り扱う。 (注9) Bクラスではあるが、弾性設計用地震動S は対し破損しないことを確認する。 (注10) 主蒸気透がし安全弁排気管でついては、基準地震動Ssに対して破損しないことを確認する。とのうなが、基準地震動Ssに対し機能維持することを確認する。	追加要求事項に伴う差異 (波及的影響については追 加要求事項に該当)			

【第5条 地震による損傷の防止】

-:該当なし :前回提出時からの変更箇所

様式-6

# 各条文の設計の考え方

第	5条(地震による損傷の防	1上)					
1.	. 技術基準の条文,解釈への適合性に関する考え方						
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類		
1	設計基準対象施設の地震 による周辺斜面の崩壊に 対する設計方針	技術基準の要求を受けた内容とし て記載している。	3	4	а		
2	設計基準対象施設の耐震 設計の基本方針	同 上	1	1 3	a, b, e		
3	本方針	技術基準の要求を受けた内容として記載している。 また,地下水位低下設備の機能喪失時の措置については,保安規定で担保する旨を記載している。	2	2 3	a, b, e		
4	設計基準対象施設の耐震 重要度分類	技術基準の要求を受けた内容として記載している。	1 2	1 2 3	a		
5	地震力の算定方法	同上	1 2	1 2 3	а		
6	荷重の組合せと許容限界	同上	1 2	1 2 3	a, h		
7	設計における留意事項の うち,各段階における波 及的影響の評価方針	技術基準の要求を受けた内容として記載している。 また,波及的影響を防止するための機器設置時の配慮事項については, 保安規定で担保する旨を記載している。	2	2	a		
8	燃料被覆管の耐震性	技術基準の要求を受けた内容として記載している。	4	5	а		
9	兼用キャスクの耐震性	兼用キャスクを用いた使用済燃料 の貯蔵設備を設置しない旨を記載 している。	5 6	6 7	_		
	1	こ設計方針に記載しないことの考え方  「 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·				
No.	項目	考え方	- 1 - 1		添付書類		
1	るため、基本設計方針には記載しない。						
2	② 重複記載 設置許可の中で重複記載があるため記載しない。						
3	基準地震動Ss及び弾性 ③ 設計用地震動Sdの策定 方針						
3.	設置許可添八のうち、基本	お計方針に記載しないことの考え方 を表表する。 を表まする。 を表表する。 を表まする。 を表まするる。 を表まするる。 を表まするる。 を表まするる。 を表まするる。 を表まするる。 を表まする。 を表まする。 を表まするる。 を表まするる。 を表まするる。 を表まするる。 を表まするる。 を表まするる。 を表まする。 を表まするる。  を表まするる。 を表まするる。 を表まするる。 を表まするる。 を表まするる。 を表まするる。 を表まするる。 を表まするる。 を表まするる。 を表まするる。 を表まするる。 を表まするる。 を表まするる。 を表まするるるる。 を表まするるる。 を表まするる。 を表まするるるるるるるる。 を表まするるるるるるる。 を表まするるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる。 を表まするるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる	·				
No.	項目	考え方			添付書類		

【第5条 地震による損傷の防止】

-:該当なし :前回提出時からの変更箇所

様式-6

a	耐震性に関する説明書	自炽石	
1. No.	ヰ™は快刊が必安は事場 ┃ ┃		
1	多様性等 詳細な検討が必要な事項	基本設計方針に具体的な内容を記載するため記載しない。	a
10	地下水位低下設備の設計 方針	地下水位低下設備の詳細事項については添付書類に記載するため記載しない。	a
•	性の確保	地震感知器及び地震トリップ設定値については、建設工認の添付書類を踏襲し、地震トリップ設定値は設計用地震動 $S_1$ を基に設定しており、今回設定した $S_1$ の応答スペクトルを概ね下回らないよう配慮していることから記載しない。 以上を踏まえ、地震観測を継続して実施するために、地震観測網の維持管理については、保安規定にて担保する。	а
\$	主要施設の耐震構造	主要設備の構造に関する記載であり、当該構造を踏まえた耐震性については添付書類に記載するため、記載しない。	а
◆	波及的影響を考慮すべき施設	耐震重要度分類を示した耐震重要度分類表を基本設計方針に記載するにあたり,波及的影響を考慮すべき施設を基本設計方針に記載した場合,抽出の都度,工事計画認可申請が必要となり,合理的でないため,添付書類に記載し,機器設置時等における波及的影響の防止については,保安規定にて担保する。波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動及びその評価については添付書類に記載する。また,溢水及び火災の観点から抽出した施設の溢水評価及び火災評価について,それぞれ第12条及び第7条に記載するため,記載しない。	а
6	基準地震動 S s 及び弾性 設計用地震動 S d の策定 方針	設置許可で担保されている事項であるため記載しない。	а
\$	設計基準対象施設の構造 計画・設置計画	第5条の要求事項にないことから,添付書類に地震の影響を低減するための構造計画及び配置計画について記載する。	а
4>		津波防護施設に対する設計方針は DB と SA で同様のため, SA に対する設計方針は記載しない。	а
3>	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。	_
2>	設計基準対象施設の地盤に対する設置方針		_
1>	発電用原子炉施設の耐震 設計方針	設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。	_

# 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第5条 地震による損傷の防止】

- : 該当なし : 前回提出時からの変更箇所

様式-6

b	原子炉本体の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面
С	蒸気発生器及び蒸気タービンの基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面
d	排気筒の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面(自立型のものに限る。)
е	原子炉格納施設の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面
f	補助ボイラーの基礎に関する説明書
g	斜面安定性に関する説明書
h	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
i	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
j	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

#### 様式-7

### 亜米車位とのおかま

		要求事項。	との対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
(地震による損傷の防止)		イ 発電用原子炉施設の位置			
		(1) 敷地の面積及び形状			
		常設耐震重要重大事故防止設			
		備又は常設重大事故緩和設備が			
		設置される重大事故等対処施設			
		については, 基準地震動 S s によ			
		<u>る地震力</u> によって生じるおそれ			
第五十条 重大事故等対処施設	2. 自然現象	がある <u>周辺</u> の <u>斜面の崩壊</u> に対し			
は、次に掲げる施設の区分に応	2.1 地震による損傷の防止	て,重大事故等に対処するために			
じ、それぞれ次に定めるところに	2.1.1 耐震設計	必要な機能が損なわれるおそれ			
より施設しなければならない。		がない <u>場所に設置する。</u> ①	1. 安全設計		
【解釈】	(1) 耐震設計の基本方針		1.4 耐震設計		
1 第50条の適用に当たって	耐震設計は,以下の項目に従っ	ロ 発電用原子炉施設の一般構造	1.4.2 重大事故等対処施設の耐		
は、第5条の解釈に準ずるものと	て行う。	(1) 耐震構造	震設計		
する。		(ii) 重大事故等対処施設の <u>耐震</u>	1.4.2.1 重大事故等対処施設の		
	重大事故等対処施設について	<u>設計</u>	耐震設計の基本方針		
	は,施設の各設備が有する重大事	重大事故等対処施設について	重大事故等対処施設については,	設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設 (共通)
一 常設耐震重要重大事故防止	故等に対処するために必要な機	は, 設計基準対象施設の耐震設計	設計基準対象施設の耐震設計に	(重大事故等対処設備の設備区	2.1.1 耐震設計
設備が設置される重大事故等対	能及び設置状態を踏まえて,常設	における動的地震力又は静的地	おける動的地震力又は静的地震	分を記載)	
処施設(特定重大事故等対処施設	耐震重要重大事故防止設備が設	震力に対する設計方針を踏襲し,	力に対する設計方針を踏襲し,重		
を除く。) 基準地震動による地震	置される重大事故等対処施設(特	重大事故等対処施設の構造上の	大事故等対処施設の構造上の特		
力に対して重大事故に至るおそ	定重大事故等対処施設を除く。以	特徴,重大事故等における運転状	徴,重大事故等における運転状		
れがある事故に対処するために	下同じ。),常設耐震重要重大事故	態,重大事故等時の状態で施設に	態,重大事故等時の状態で施設に		
必要な機能が損なわれるおそれ	防止設備以外の常設重大事故防	作用する荷重等を考慮し,適用す	作用する荷重等を考慮し,適用す		
がないこと。	止設備が設置される重大事故等	る地震力に対して重大事故等に	る地震力に対して重大事故等に		
2348910	対処施設 (特定重大事故等対処施	対処するために必要な機能が損	対処するために必要な機能が損		
	設を除く。以下同じ。), 常設重大	なわれるおそれがないことを目	なわれるおそれがないことを目		
	事故緩和設備が設置される重大	的として, □ 設備分類に応じ	的として,設備分類に応じて,以		
	事故等対処施設(特定重大事故等	て,以下の項目に従って耐震設計	下の項目に従って耐震設計を行		
二 常設耐震重要重大事故防止	対処施設を除く。以下同じ。),常	を <u>行う。</u> ②a	う。��(②a 重複)		
設備以外の常設重大事故防止設	設重大事故防止設備(設計基準拡				
備が設置される重大事故等対処	張) が設置される重大事故等対処				
施設 (特定重大事故等対処施設を	施設 (特定重大事故等対処施設を				
除く。) 設置許可基準規則第四	除く。以下同じ。), 常設重大事故				
条第二項の規定により算定する	緩和設備(設計基準拡張)が設置				
地震力に十分に耐えること。②③	される重大事故等対処施設(特定				
589	重大事故等対処施設を除く。以下				

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 <関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

		タバチ バリ	の対比衣	1	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
【解釈】	同じ。)及び可搬型重大事故等対				
2 第 1 項第 2 号に規定する	処設備に分類する。				
「設置許可基準規則第4条第2	②a 【50 条 1】				
項の規定により算定する地震力」					②a 引用元:P1
とは、設置許可基準規則解釈第3					
9条2の地震力とする。258	重大事故等対処施設のうち,常		(1) 常設耐震重要重大事故防止	同趣旨の記載であるが、表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)
	設耐震重要重大事故防止設備又		設備が設置される重大事故等対	いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	は常設重大事故防止設備(設計基		処施設(特定重大事故等対処施設		
	準拡張) (当該設備が属する耐震		を除く。)		
三 常設重大事故緩和設備が設	重要度分類が S クラスのもの) が		基準地震動Ssによる地震力		
置される重大事故等対処施設(特	設置される重大事故等対処施設		に対して,重大事故に至るおそれ		
定重大事故等対処施設を除く。)	は, 基準地震動Ssによる地震力		がある事故に対処するために必		
基準地震動による地震力に対し	に対して,重大事故に至るおそれ		要な機能が損なわれるおそれが		
て重大事故に対処するために必	がある事故に対処するために必		ないように設計する。		
要な機能が損なわれるおそれが	要な機能が損なわれるおそれが		♠(④a⑥a 重複)		
ないこと。2368910	ない設計とする。				
	<b>④a⑥a</b> 【50 条 2】				④a⑥a 引用元:P13
	建物・構築物については、構造			基準要求への適合性を明確化	同上
	物全体としての変形能力(終局耐				
	力時の変形) について十分な余裕				
	を有し,建物・構築物の終局耐力				
	に対し妥当な安全余裕を有する				
	設計とする。機器・配管系につい				
	ては、その施設に要求される機能				
	を保持する設計とし, 塑性ひずみ				
	が生じる場合であっても,その量				
	が小さなレベルにとどまって破				
	断延性限界に十分な余裕を有し,				
	その施設に要求される機能に影				
	響を及ぼさない, また, 動的機器				
	等については, 基準地震動 S s に				
	よる応答に対して,その設備に要				
	求される機能を保持する設計と				
	する。なお、動的機能が要求され				
	る機器については,当該機器の構				
	造,動作原理等を考慮した評価を				

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

・技術基準要求機器リヘト (畝足依拠に関する説明書 か : 前回提出時からの変更箇所

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

#### 様式-7

	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	版工総甲語音 基本設計方針(後)	放	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	行い, 既往の研究等で機能維持の		Mail H WAY		
	確認がなされた機能確認済加速				
	度等を超えていないことを確認				
	する。				
	②b 【50条3】				②b 引用元: P13
					© 5 31711.7 L . 1 1 C
	重大事故等対処施設のうち,常		(2) 常設耐震重要重大事故防止	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)
	設耐震重要重大事故防止設備以		設備以外の常設重大事故防止設	いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	外の常設重大事故防止設備が設		備が設置される重大事故等対処		
	置される重大事故等対処施設は、		施設 (特定重大事故等対処施設を		
	代替する機能を有する設計基準		除く。) <b>5</b> b		
	事故対処設備が属する耐震重要		代替する機能を有する設計基		
	度分類のクラスに適用される地		準事故対処設備が属する耐震重		
	震力に十分に耐えることができ		要度分類のクラスに適用される		
	る設計とする。		地震力に十分に耐えることがで		
	⑤a 【50 条 4】		きるように設計する。		
			<u></u>		
	常設耐震重要重大事故防止設		(3) 常設重大事故緩和設備又は	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上
	備以外の常設重大事故防止設備		常設重大事故緩和設備(設計基準	いによる差異あり	
	が設置される重大事故等対処施		拡張) が設置される重大事故等対		
	設と常設重大事故緩和設備又は		処施設(特定重大事故等対処施設		
	常設重大事故緩和設備(設計基準		<u>を除く。)</u> ⑥b		
	拡張)が設置される重大事故等対		基準地震動 S s による地震力		
	処施設の両方に属する重大事故		に対して, 重大事故に対処するた		
	等対処施設については,基準地震		めに必要な機能が損なわれるお		
	動Ssによる地震力を適用する		それがないように設計する。 🗘		
	ものとする。		(⑥d 重複)		
	⑤b⑤c⑥b 【50条5】		なお,本施設と(2) <u>の両方に属</u>		
			する重大事故等対処施設につい		
			ては, 基準地震動Ssによる地震		
	重大事故等対処施設のうち,常		<u>力を適用するものとする。</u> ⑤c⑤	同趣旨の記載であるが、表現の違	同上
	設重大事故緩和設備又は常設重		e <b>6</b> e	いによる差異あり	
	大事故緩和設備(設計基準拡張)				
	が設置される重大事故等対処施				

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 <関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

#### 様式-7

		タ 小 尹 ・ 只 し	この対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	設は, 基準地震動 S s による地震				
	力に対して,重大事故に対処する				
	ために必要な機能が損なわれる				
	おそれがないように設計する。				
	⑥d 【50条6】				⑥d 引用元:P15
	建物・構築物については, 構造			基準要求への適合性を明確化	原子炉冷却系統施設(共通)
	物全体としての変形能力(終局耐				2.1.1 耐震設計
	力時の変形) について十分な余裕				
	を有し、建物・構築物の終局耐力				
	に対し妥当な安全余裕を有する				
	設計とする。機器・配管系につい				
	ては、その施設に要求される機能				
	を保持する設計とし, 塑性ひずみ				
	が生じる場合であっても,その量				
	が小さなレベルにとどまって破				
	断延性限界に十分な余裕を有し,				
	その施設に要求される機能に影				
	響を及ぼさない, また, 動的機器				
	等については, 基準地震動 S s に				
	よる応答に対して,その設備に要				
	求される機能を保持する設計と				
	する。なお、動的機能が要求され				
	る機器については, 当該機器の構				
	造,動作原理等を考慮した評価を				
	行い, 既往の研究等で機能維持の				
	確認がなされた機能確認済加速				
	度等を超えていないことを確認				
	する。				
	②c 【50条7】				②c 引用元: P15
	_				
	重大事故 <mark>等</mark> 対処施設のうち,常		(4) 常設重大事故防止設備(設計	同趣旨の記載であるが, 表現の違	同上
	設重大事故防止設備(設計基準拡		基準拡張) が設置される重大事故	いによる差異あり	
	張)(当該設備が属する耐震重要		等対処施設 (特定重大事故等対処		
	度分類が B クラス又は C クラス		施設を除く。)		
	のもの) が設置される重大事故等		当該設備が属する耐震重要度		
	対処施設は,当該設備が属する耐		分類のクラスに適用される地震		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

		タ ハ チ ス し	この対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈					
	備(設計基準拡張)が設置される 重大事故等対処施設の両方に属 する重大事故等対処施設につい ては、基準地震動Ssによる地震 力を適用するものとする。 ⑤e⑥e 【50条9】				⑤e⑥e 引用元:P3
四 特定重大事故等対処施設設置許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐え、かつ、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこと。① 【解釈】 3 第1項第4号に規定する	なお,特定重大事故等対処施設に該当する施設は本申請の対象外である。 ① 【50条10】		(5) 可搬型重大事故等対処設備 地震による周辺斜面の崩壊,溢 水,火災等の影響を受けない場所 に適切に保管する。 ◆(⑦b 重複)	特定重大事故等対処施設は本工事の計画対象外	同上
「設置許可基準規則第4条第2項の規定により算定する地震力」とは、設置許可基準規則解釈第39条3の地震力とする。①  2 重大事故等対処施設(前項第二号の重大事故等対処施設を除く。)が設置許可基準規則第四条第三項の地震により生ずる斜面			(6) 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については,基準地震動Ssによる地震力が作用した場合においても,接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。 また,常設耐震重要重大事故防		

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 <関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添二 : 前回提出時からの変更箇所

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

#### 様式-7

		タ	との対比衣	Т	1
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
の崩壊によりその重大事故等に			止設備以外の常設重大事故防止		
対処するために必要な機能が損			設備が設置される重大事故等対		
なわれるおそれがないよう、防護			処施設については、代替する機能		
措置その他の適切な措置を講じ			を有する設計基準事故対処設備		
なければならない。(1)			が属する耐震重要度分類のクラ		
(1) 10 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)			スに適用される地震力,常設重大		
			事故防止設備(設計基準拡張)が		
			設置される重大事故等対処施設		
			については、当該設備が属する耐		
			については、ヨ該政備が属する間   震重要度分類のクラスに適用さ		
			れる地震力が作用した場合にお		
			いても、接地圧に対する十分な支 持力な方式を出場に記罢する		
			持力を有する地盤に設置する。   ②		
			<b>₩</b>		
	d. 常設耐震重要重大事故防止		(7) 香土東北笠牡如坎郭尼湾田	同趣旨の記載であるが、表現の違	   原子炉冷却系統施設(共通)
	a. 吊設剛展里安里八爭敬防止 設備, 常設重大事故緩和設備, 常		(7) 重大事故等対処施設に適用	内座目の記載であるか、衣尻の崖   いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	設備, 吊設里人事故核和設備, 吊 設重大事故防止設備(設計基準拡		する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み	いによる左共のり	2.1.1 顺展放計
	張)(当該設備が属する耐震重要		合わせて算定するものとする。な		
	度分類がSクラスのもの)又は常		お、水平2方向及び鉛直方向の地		
	設重大事故緩和設備(設計基準拡				
	張 単 八 事 収 核 和 設 加 ( 設 計 基 準 払 張 ) が 設 置 さ れ る 重 大 事 故 等 対 処		震力が同時に作用し、影響が考えられる施設及び設備については		
	施設については、基準地震動Ss		許容限界の範囲内にとどまるこ		
	ル設については、基準地展動Ss 及び弾性設計用地震動Sdによ		計谷版外の配囲内にととまるこ   とを確認する。 <b>4</b> b <b>6</b> f		
	る地震力は水平 2 方向及び鉛直		とを推薦する。4001		
	方向について適切に組み合わせ				
	て算定するものとする。				
	<ul><li>○ 算足りるものとりる。</li><li>④ b⑥f 【50条11】</li></ul>				
	4001 【50 来 11】				
	e. 常設耐震重要重大事故防止		(8) 常設耐震重要重大事故防止	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上
	設備,常設重大事故緩和設備,常		設備,常設重大事故緩和設備,常	内座目の記載であるか, 表現の達   いによる差異あり	P=J
	設重大事故防止設備(設計基準拡		設重大事故防止設備(設計基準拡	* による左共のソ	
	張)(当該設備が属する耐震重要		張)(当該設備が属する耐震重要		
	度分類がSクラスのもの)又は常		度分類がSクラスのもの)又は常		
	設重大事故緩和設備(設計基準拡				
			設重大事故緩和設備(設計基準拡 産)が設置される重大事故等対処		
	張)が設置される重大事故等対処		張)が設置される重大事故等対処 拡乳の土木構造物は 基準地震動		
	施設の土木構造物は、基準地震動		施設の土木構造物は、基準地震動		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		2(1:1 )(1	この対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	基本設計方針(後) Ssによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ④c⑥g【50条12】  津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物は、基準地震動Ssによる地震力に対して、構造物全体として変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有するとともに、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できる設計とする。 ④d⑥h⑦a【50条13】	本文	添付書類八  Ssによる地震力に対して、重大 事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。④c⑥g  (9) 重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物は、基準地震動Ssによる地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計することとし、「1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計」に示す津波防護施設、浸水防止設備及び津波	及び基本設計方針との対比 同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	
	f. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、上記に示す、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対して、おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。 ⑤ 【50条14】 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が B クラス又は C ク		監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物の設計方針に基づき設計する。 ④d⑥h⑦a	基準要求への適合性を明確化	同上

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

#### 様式-7

	그미, 구그미 나 아 하.		_ V/N LL X =================================	20. EP 26 11.75 + 36 (D D)	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	数等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)は、上記に示す、当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対して、おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。 ⑤【50条15】  g. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故緩和計震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計事故緩和設備(設計事故緩和設備(設計事故緩和設備(設計事故緩和設が、それ以外の発電所内にある施設(資機材等含む。)の波及的影響によって、要な機能を損なわない設計とする。 ④e⑥i【50条16】		(10) 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設が,Bクラス及びCクラスの施設,常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備では常設重大事故防止設備がBクラスのもの)が設置される大事故等対処施設が、別を対処をである。 ででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(共通)2.1.1 耐震設計
	h. 可搬型重大事故等対処設備 については、地震による周辺斜面			同趣旨の記載であるが、表現の違 いによる差異あり	同上

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

:前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	の崩壊等の影響を受けないよう				
	に「5.1.5 環境条件等」に基づ				
	く設計とする。				
	<b>⑦b</b> 【50 条 17】		(11) 重大事故等対処施設の構造		⑦b 引用元: P16
			計画及び配置計画に際しては,地		
			震の影響が低減されるように考		
			慮する。③		
			(12) 常設耐震重要重大事故防止		
			設備, 常設重大事故緩和設備, 常		
			設重大事故防止設備(設計基準拡		
			張) 又は常設重大事故緩和設備		
			(設計基準拡張)が設置される重		
			大事故等対処施設については,防		
			潮堤下部の地盤改良等により地		
			下水の流れが遮断され敷地内の		
			地下水位が地表面付近まで上昇		
			するおそれがあることを踏まえ,		
			地下水位を一定の範囲に保持す		
			る地下水位低下設備を設置し,同		
			設備の効果が及ぶ範囲において		
			は、その機能を考慮した設計用地		
			下水位を設定し水圧の影響を考		
			慮する。地下水位低下設備の効果		
			が及ばない範囲においては、自然		
			水位より保守的に設定した水位		
			又は地表面にて設計用地下水位		
			を設定し水圧の影響を考慮する。		
			◆(④g⑥1 重複)		
			(13) 常設耐震重要重大事故防止		
			設備,常設重大事故緩和設備,常		
			設重大事故防止設備(設計基準拡		
			張)(当該設備が属する耐震重要		
			度分類がSクラスのもの)又は常		
			設重大事故緩和設備(設計基準拡		
			張) が設置される重大事故等対処		

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

・技術差距安水域器リヘト(設定依拠に関する説明書:前回提出時からの変更箇所

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

#### 様式-7

安米事項との対比衣							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
			施設については、液状化、揺すり				
			込み沈下等の周辺地盤の変状を				
			考慮した場合においても,重大事				
			故等に対処するために必要な機				
			能が損なわれるおそれがないよ				
			<u>うに設計する。4f⑥k</u>				
	i. 緊急時対策所の耐震設計の		(14) 緊急時対策所の耐震設計の	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)		
	基本方針については,「(6) 緊急		<u>基本方針については,「</u> 1.4.2.7	いによる差異あり	2.1.1 耐震設計		
	時対策所」に示す。		<u>緊急時対策所」に示す。</u> ⑥j				
	⑥j 【50条 18】						
	Wang and a second state of the second						
	j. 常設耐震重要重大事故防止			同趣旨の記載であるが,表現の違	同上		
	設備,常設重大事故緩和設備,常			いによる差異あり			
	設重大事故防止設備(設計基準拡						
	張)(当該設備が属する耐震重要 度分類がSクラスのもの)又は常						
	設重大事故緩和設備(設計基準拡						
	張)が設置される重大事故等対処						
	施設については、液状化、揺すり						
	込み沈下等の周辺地盤の変状を						
	考慮した場合においても,重大事						
	故等に対処するために必要な機						
	能が損なわれるおそれがないよ						
	う, 適切な対策を講ずる設計とす						
	る。						
	④f⑥k 【50条19】						
	(2) 耐震重要度分類及び重大事						
	故等対処施設の設備の分類		1 4 0 0 壬上市北州北川田田州 ~				
	b. 重大事故等対処施設の設備		1.4.2.2 重大事故等対処設備の				
	分類 重大事故等対処設備について	a. 重大事故等対処設備につい	設備分類 重大事故等対処設備について,	同趣旨の記載であるが, 表現の違	同上		
	重大事故等対処設備について、 施設の各設備が有する重大事故	a. <u> 重人事政寺</u> 別処設備にうい て, 施設の各設備が有する重大事	単八事似寺が処設備に <sup>*</sup> プバーで、 施設の各設備が有する重大事故	回極目の記載であるか, 表現の達   いによる差異あり	HJ		
	等に対処するために必要な機能	故等に対処するために必要な機	等に対処するために必要な機能	くである左共のソ			
	すに小だりるために必安は機能	以中に外だするにのに必安は協	サにれたりるために必要な機能				

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

# 様式-7

++ 45° ++ 3#+ 14 14	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可, 技術基準規則	/#: +v.
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	及び設置状態を踏まえて,以下の	能及び設置状態を踏まえて,(a),	及び設置状態を踏まえて, 以下の		
	設備分類に応じて設計する。3a	(b), (c), (d)及び(e)のとおり分	区分に分類する。		
		類し,以下の設備分類に応じて設	◆(③a 重複)		
		<u>計する。</u> ③a			
	(a) 常設重大事故防止設備	(a) 常設重大事故防止設備	(1) 常設重大事故防止設備		
	重大事故等対処設備のうち,重	重大事故等対処設備のうち,重	重大事故等対処設備のうち,重		
	大事故に至るおそれがある事故	大事故に至るおそれがある事故	大事故に至るおそれがある事故		
	が発生した場合であって, 設計基	が発生した場合であって, 設計基	が発生した場合であって, 設計基		
	準事故対処設備の安全機能又は	準事故対処設備の安全機能又は	準事故対処設備の安全機能又は		
	使用済燃料プールの冷却機能若	使用済燃料貯蔵プール (以下 「 <u>使</u>	使用済燃料プールの冷却機能若		
	しくは注水機能が喪失した場合	<u>用済燃料プール</u> 」という。) <u>の冷</u>	しくは注水機能が喪失した場合		
	において,その喪失した機能(重	却機能若しくは注水機能が喪失	において,その喪失した機能(重		
	大事故に至るおそれがある事故	した場合において,その喪失した	大事故に至るおそれがある事故		
	に対処するために必要な機能に	機能(重大事故に至るおそれがあ	に対処するために必要な機能に		
	限る。)を代替することにより重	る事故に対処するために必要な	限る。)を代替することにより重		
	大事故の発生を防止する機能を	機能に限る。)を代替することに	大事故の発生を防止する機能を		
	有する設備であって常設のもの	より重大事故の発生を防止する	有する設備であって常設のもの		
	3b	機能を有する設備であって常設	◆(③b 重複)		
	イ. 常設耐震重要重大事故防止	<u>のもの</u> ③b			
	設備	(a-1) 常設耐震重要重大事故防	a. 常設耐震重要重大事故防止		
	常設重大事故防止設備であっ	<u>止設備</u>	設備		
	て,耐震重要施設に属する設計基	常設重大事故防止設備であっ	常設重大事故防止設備であっ		
	準事故対処設備が有する機能を	て,耐震重要施設に属する設計基	て,耐震重要施設に属する設計基		
	代替するもの③c	準事故対処設備が有する機能を	準事故対処設備が有する機能を		
	口. 常設耐震重要重大事故防止	<u>代替するもの</u> ③c	代替するもの		
	設備以外の常設重大事故防止設	(a-2) <u>常設耐震重要重大事故防</u>	◆(③c 重複)		
	備	止設備以外の常設重大事故防止	b. 常設耐震重要重大事故防止		
	常設重大事故防止設備であっ	<u>設備</u>	設備以外の常設重大事故防止設		
	て, イ.以外のもの3d	常設重大事故防止設備であっ	備		
	【50条 20】	<u>て,</u> (a-1) <u>以外のもの</u> ③d	常設重大事故防止設備であっ		
			て, a. 以外のもの		
			◆(③d 重複)		
	(b) 常設重大事故緩和設備	(b) 常設重大事故緩和設備	(2) 常設重大事故緩和設備		原子炉冷却系統施設(共通)
	重大事故等対処設備のうち,重	重大事故等対処設備のうち,重	重大事故等対処設備のうち,重		2.1.1 耐震設計
	大事故が発生した場合において、	大事故が発生した場合において、	大事故が発生した場合において、		101/JAK BA H I
	当該重大事故の拡大を防止し、又	当該重大事故の拡大を防止し、又	当該重大事故の拡大を防止し、又		
	コ陜里八尹叺が四八で四里し, 又	<u>コ阪里八ず取り加八て別止し, 入</u>	コ欧里八尹耿ツ加八で別止し,入		

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	はその影響を緩和するための機 能を有する設備であって常設の もの ③e 【50条21】	はその影響を緩和するための機 能を有する設備であって常設の もの③e	はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの①(③e <u>重複</u> )		
	(c) 常設重大事故防止設備(設計基準拡張) 設計基準対象施設のうち,重大 事故等時に機能を期待する設備 であって,重大事故の発生を防止 する機能を有する(a)以外の常設 のもの ③f 【50条22】	(c) 常設重大事故防止設備(設計 基準拡張) 設計基準対象施設のうち,重大 事故等時に機能を期待する設備 であって,重大事故の発生を防止 する機能を有する(a-1)及び(a- 2)以外の常設のもの。3f	(3) 常設重大事故防止設備(設計基準拡張) 設計基準対象施設のうち,重大 事故等時に機能を期待する設備 であって,重大事故の発生を防止 する機能を有する(1)以外の常設 のもの◆(3f重複)	同趣旨の記載であるが, 表現の違いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(共通)2.1.1 耐震設計
	(d) 常設重大事故緩和設備(設計基準拡張) 設計基準対象施設のうち,重大事故等時に機能を期待する設備であって,重大事故の拡大を防止し,又はその影響を緩和するための機能を有する(b)以外の常設のもの 3g【50条23】	(d) 常設重大事故緩和設備(設計基準拡張) 設計基準対象施設のうち,重大 事故等時に機能を期待する設備であって,重大事故の拡大を防止し,又はその影響を緩和するための機能を有する(b)以外の常設のもの③g	(4) 常設重大事故緩和設備(設計基準拡張) 設計基準対象施設のうち,重大 事故等時に機能を期待する設備 であって,重大事故の拡大を防止 し,又はその影響を緩和するため の機能を有する(2)以外の常設の もの①(③g 重複)		同上
	(e) 可搬型重大事故等対処設備 重大事故等対処設備であって可 搬型のもの③h 重大事故等対処設備のうち,耐 震評価を行う主要設備の設備分 類について,第2.1.2表に示す。 ③i【50条24】	(e) 可搬型重大事故等対処設備 重大事故等対処設備であって 可搬型のもの③h  b. 常設耐震重要重大事故防止設 備又は常設重大事故防止設備(設 計基準拡張)(当該設備が属する 耐震重要度分類がSクラスのも の)が設置される重大事故等対処 施設(特定重大事故等対処施設を	(5) 可搬型重大事故等対処設備 重大事故等対処設備であって 可搬型のもの◆(③h 重複) 重大事故等対処設備のうち,耐 震評価を行う主要設備の設備分 類について,第1.4.2−1表に示 す。③i	同趣旨の記載であるが, 表現の違いによる差異あり	同上

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

:前回提出時からの変更箇所

### 要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	本个以引力到(饭)	除く。)は,基準地震動Ssによ	你们 青頬八	及び基本以引力到との利比	
		る地震力に対して,重大事故に至			
		るおそれがある事故に対処する			
		ために必要な機能が損われるお			
		それがないように <u>設計する。</u> <b>4</b> a			
		<u>Счом вст</u> ос у ст <u>родиту во</u>			
		建物・構築物については、構造			
		物全体としての変形能力(終局耐			
		力時の変形) について十分な余裕			
		を有し、建物・構築物の終局耐力			
		に対し妥当な安全余裕を有する			
		ように <u>設計する。</u>			
		機器・配管系については, その			
		施設に要求される機能を保持す			
		るように設計し, 塑性ひずみが生			
		じる場合であっても,その量が小			
		さなレベルにとどまって破断延			
		性限界に十分な余裕を有し, その			
		施設に要求される機能に影響を			
		<u>及ぼさない</u> ように, また, 動的機			
		器等については, 基準地震動 S s			
		による応答に対して,その設備に			
		要求される機能を保持するよう			
		に <u>設計する</u> 。②b			
	(3) 地震力の算定方法		1.4.2.3 地震力の算定方法	同趣旨の記載であるが, 表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)
	耐震設計に用いる地震力の算		重大事故等対処施設の耐震設	いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	定方法は、以下の方法による。		計に用いる地震力の算定方法は、		
	8a		「1.4.1.3 地震力の算定方法」に		
			示す設計基準対象施設の静的地		
			震力,動的地震力及び設計用減衰		
			定数について,以下のとおり適用		
			する。 <u></u> 8a		
	a. 静的地震力		(1) 静的地震力	同趣旨の記載であるが, 表現の違	同上
	重大事故等対処施設について	c. 常設耐震重要重大事故防止設	常設耐震重要重大事故防止設	いによる差異あり	100-10
	は、常設耐震重要重大事故防止設	備以外の常設重大事故防止設備	備以外の常設重大事故防止設備	* による圧光のソ	
	備以外の常設重大事故防止設備	が設置される重大事故等対処施	又は常設重大事故防止設備(設計		
	MOVINUMEVLAMMTM	<u>~ KPC4v3 主ハザ以サバだ肥</u>	21.211以至27.4以以上以附(区口		

様式-7

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 <関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
大阳至于观众	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	уга <b>3</b>
	が設置される重大事故等対処施	設 (特定重大事故等対処施設を除	基準拡張)(当該設備が属する耐		
	設に,代替する機能を有する設計	く。) は、 <u>代替する機能を有する</u>	震重要度分類がBクラス又はC		
	基準事故対処設備が属する耐震	設計基準事故対処設備が属する	クラスのもの) が設置される重大		
	重要度分類のクラスに適用され	耐震重要度分類のクラスに適用	事故等対処施設について,		
	る静的地震力を,常設重大事故防	<u>される</u> 地震力に十分に耐えるこ	「1.4.1.3 地震力の算定方法」の		
	止設備(設計基準拡張)(当該設	とができるように設計する。	「(1) 静的地震力」に示すBクラ		
	備が属する耐震重要度分類が B	常設重大事故防止設備(設計基	ス又はCクラスの施設に適用す		
	クラス又は C クラスのもの) が設	準拡張) (当該設備が属する耐震	る <u>静的地震力を適用する。</u> ⑧c		
	置される重大事故等対処施設に,	重要度分類がBクラス又はCク			
	当該設備が属する耐震重要度分	ラスのもの) が設置される重大事			
	類のクラスに適用される静的地	故等対処施設は, 当該設備が属す			
	震力を、それぞれ適用する。	る耐震重要度分類のクラスに適			
	<b>8b8c</b> 【50条 25】	用される地震力に十分に耐える			
		ことができるように設計する。 ⑧			
		b			
		なお, <u>Bクラス施設の機能を代</u>			
		替する常設耐震重要重大事故防			
		止設備以外の常設重大事故防止			
		設備が設置される重大事故等対			
		処施設のうち, 共振のおそれのあ			
		る施設又は常設重大事故防止設			
		備(設計基準拡張)(当該設備が			
		属する耐震重要度分類がBクラ			
		<u>ス</u> 又はCクラスのもの) <u>が設置さ</u>			
		れる重大事故等対処施設が属す			
		る耐震重要度分類がBクラスの			
		もののうち, <u>共振のおそれ</u> のある			
		施設については,弾性設計用地震			
		<u>動 S d に 2 分の 1 を乗じた</u> 地震			
		動によりその影響についての検			
		討を行う。			
		機器・配管系ともに、おおむね弾			
		性状態にとどまる範囲で耐えら			
		れるように設計する。 <mark>2</mark> (⑨ay 重			
		複)			
		建物・構築物については, 発生			
		する応力に対して、「建築基準法」			

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

設工初中誌畫			設置許可 垃圾其潍田町	
基本設計方針(後)	放 直 計 可 中 崩 音 本 文		及び基本設計方針との対比	備考
	等の安全上適切と認められる規			
	格及び基準による許容応力度を			
	許容限界とする。 2 (⑨ao 重複)			
	I I			
	1, 11,0			
	d. 常設重大事故緩和設備又は常			
	施設(特定重大事故等対処施設を			
	除く。)は、基準地震動Ssによ			
	る地震力に対して,重大事故に対			
	われるおそれがないように設計			
	 する。⑥d			
	建物・構築物については、構造			
	物全体としての変形能力(終局耐			
	力時の変形) について十分な余裕			
	を有し、建物・構築物の終局耐力			
	に対し妥当な安全余裕を有する			
	ように設計する。			
	機器・配管系については、その			
	施設に要求される機能を保持す			
	<u>る</u> ように <u>設計し</u> , 塑性ひずみが生			
	じる場合であっても,その量が小			
	さなレベルにとどまって破断延			
	性限界に十分な余裕を有し,その			
	施設に要求される機能に影響を			
	及ぼさないように, また, 動的機			
	器等については, 基準地震動 S s			
	による応答に対して,その設備に			
	要求される機能を保持するよう			
	に <u>設計する。</u> ②c			
	e. 可搬型重大事故等対処設備			
	設工認申請書基本設計方針 (後)	設工認申請書基本文 等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。② (⑨ ao 重複) 機器・配管系については、応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるように設計する。② (⑨ ay 重複)	等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。②(③ao重複)機器・配管系については、応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるように設計する。②(⑤ao重複)を主きるように設計する。②(⑤ao重複)を主きるように設計する。②(⑥ao重数・特定重大事故緩和設備及計基準拡張が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設(特定重大事故等対処を済むに対したしたしを要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。⑥d 建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有するように設計する。機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その最が小さなレベルにとどまって被断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能と影響を及ぼさないように、また、動的機器等については、基準地震動 S s による応答に対して、その設備に要求される機能を保持するように設計する。②c	設工部中請書 設置許可申請書 松文

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 < 関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

	T		の対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	金本版可为如 (仮)	は、地震による周辺斜面の崩壊、	你的音類人	及り基本設計分割との利比	
		溢水,火災 <u>等の影響を受けない</u> 場			
		所に適切に保管する。⑦b			
	b. 動的地震力		(2) 科的地震力	日極ビの記載でもてが、末項の書	臣 7 标次 切 7 统 按 款 ( 升 语 )
	重大事故等対処施設のうち,常		(2) <u>動的地震力</u>	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	型人事政等対処施設のプラ、吊 設耐震重要重大事故防止設備、常		常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設	いによる左共のり	2.1.1 删展放訂
	設重大事故緩和設備,常設重大事		重大事故防止設備(設計基準拡		
	故防止設備(設計基準拡張)(当		<u>単八争収別工設備(設計基準払</u> 張)(当該設備が属する耐震重要		
	該設備が属する耐震重要度分類		度分類がSクラスのもの)又は常		
	該		設重大事故緩和設備(設計基準拡		
	事故緩和設備(設計基準拡張)が		<u>政里人事政核和政備(設計基準拡</u> 張)が設置される重大事故等対処		
	要収録和設備(設計基準拡張)が 設置される重大事故等対処施設		施設について,「1.4.1.3 地震力		
	については、基準地震動Ssによ		<u>ル設について、</u> 11.4.1.3 地展力 の算定方法」の「(2) 動的地震力」		
	る地震力を適用する。		に示す入力地震動を用いた地震		
	8d 【50条26】		応答解析による地震力を適用す		
	(30 x 20)		心合解析 <u>による地展力を適用する。</u> <u>る。</u> <b>8</b> d		
	常設耐震重要重大事故防止設		常設耐震重要重大事故防止設		同上
	備以外の常設重大事故防止設備		備以外の常設重大事故防止設備		IN I
	が設置される重大事故等対処施		が設置される重大事故等対処施		
	設のうち、Bクラスの施設の機能		設のうち、Bクラスの施設の機能		
	を代替する共振のおそれのある		を代替する共振のおそれのある		
	施設、常設重大事故防止設備(設		施設,常設重大事故防止設備(設		
	計基準拡張)が設置される重大事		計基準拡張) が設置される重大事		
	故等対処施設のうち、当該設備が		故等対処施設のうち、当該設備が		
	属する耐震重要度分類が B クラ		属する耐震重要度分類がBクラ		
	スで共振のおそれのある施設に		スで共振のおそれのある施設に		
	ついては、共振のおそれのある B		ついては,「1.4.1.3 地震力の算		
	クラスの施設に適用する地震力		定方法」の「(2) 動的地震力」に		
	を適用する。		示す共振のおそれのあるBクラ		
	8e 【50条 27】		スの施設に適用する地震力を適		
	<u>.</u>		用する。 <b>8</b> e		
	常設耐震重要重大事故防止設		常設耐震重要重大事故防止設	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上
	備,常設重大事故緩和設備,常設		備, 常設重大事故緩和設備, 常設	いによる差異あり	
	重大事故防止設備(設計基準拡		重大事故防止設備(設計基準拡		
	張)(当該設備が属する耐震重要		張)(当該設備が属する耐震重要		
	度分類がSクラスのもの)又は常		度分類がSクラスのもの)又は常		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		女 小 尹 · 只 (	この対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	設重大事故緩和設備(設計基準拡	11.22	設重大事故緩和設備(設計基準拡	X 0 22 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	張)が設置される重大事故等対処		張) が設置される重大事故等対処		
	施設の土木構造物については、基		施設の土木構造物については、		
	準地震動Ssによる地震力を適		「1.4.1.3 地震力の算定方法」の		
	甲地展勤SSによる地展力を適用する。  8f		「(2) 動的地震力」に示す屋外重		
	重大事故等対処施設のうち,設				
	単八事政寺対処施設のりら、設 計基準対象施設の既往評価を適		要土木構造物に適用する <u>地震力</u> を適用する。 <mark>⑧</mark> f		
	用できる基本構造と異なる施設		<u>を適用する。</u> なお, 重大事故等対処施設のう		
	については、適用する地震力に対		ち、設計基準対象施設の基本構造		
	して、要求される機能及び構造健		と異なる施設については、適用す		
	全性が維持されることを確認す		る地震力に対して,要求される機		
	るため、当該施設の構造を適切に		能及び構造健全性が維持される		
	モデル化した上で地震応答解析,		ことを確認するため、当該施設の		
	加振試験等を実施する。		構造を適切にモデル化した上で		
	加減内映寺を天旭する。 <b>8g</b> 【50条 28】		地震応答解析、加振試験等を実施		
	0 g (30 ★ 20)		世展心台評析, 加級政験寺を英旭 する。 8g		
			<u>9 3.</u> 0g		
	(a) 入力地震動			   同趣旨の記載であるが、表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)
	重大事故等対処施設における			いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	耐震 B クラスの施設の機能を代			(による) 産業の分	2. 1. 1 间/及以口
	替する常設重大事故防止設備又				
	は当該設備が属する耐震重要度				
	分類が B クラスの常設重大事故				
	防止設備(設計基準拡張)が設置				
	される重大事故等対処施設の建				
	物・構築物のうち共振のおそれが				
	あり,動的解析が必要なものに対				
	しては、弾性設計用地震動Sdに				
	2分の1を乗じたものを用いる。				
	8h 【50条29】				(8)h 引用元: P14
	Local Local Laboratory				J \$17078 - 111
	(b) 地震応答解析			基準要求への適合性を明確化	同上
	イ. 動的解析法			2,2,7, 2,2,1,2,2,7,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,	—
	(イ) 建物・構築物				
	常設耐震重要重大事故防止設				
	備,常設重大事故緩和設備,常設				
L	MAY THEN TO A SOUNT PER MAY THE		I .	I .	

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

:前回提出時からの変更箇所

様式-7

	安小学点との対比な							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
	重大事故防止設備(設計基準拡							
	張) (当該設備が属する耐震重要							
	度分類が S クラスのもの) 又は常							
	設重大事故緩和設備(設計基準拡							
	張) が設置される重大事故等対処							
	施設を支持する建物・構築物の支							
	持機能を検討するための動的解							
	析において, 施設を支持する建							
	物・構築物の主要構造要素がある							
	程度以上弾性範囲を超える場合							
	には、その弾塑性挙動を適切に模							
	擬した復元力特性を考慮した地							
	震応答解析を行う。							
	45 【50条30】							
	常設耐震重要重大事故防止設			基準要求への適合性を明確化	原子炉冷却系統施設(共通)			
	備,常設重大事故緩和設備,常設			至中安小 № 20 回口 II 2 9 7 唯 II	2.1.1 耐震設計			
	重大事故防止設備(設計基準拡				2. 1. 1 IIII) AR IX FI			
	張)(当該設備が属する耐震重要							
	度分類が S クラスのもの) 又は常							
	設重大事故緩和設備(設計基準拡							
	張) が設置される重大事故等対処							
	施設の土木構造物の動的解析は,							
	構造物と地盤の相互作用を考慮							
	できる連成系の地震応答解析手							
	法とし,地盤及び構造物の地震時							
	における非線形挙動の有無や程							
	度に応じて、線形、等価線形又は							
	非線形解析のいずれかにて行う。							
	45							
	地震力については,水平2方向	f . 重大事故等対処施設に適用す						
	及び鉛直方向について適切に組	る動的地震力は,水平2方向及び						
	み合わせて算定する。	鉛直方向について適切に組み合						
	<b>⑧i</b> 【50条 31】	<u>わせて算定する</u> ものとする <u>。</u> ⑧i						
		g. 重大事故等対処施設を津波か						
		9						
		ら防護するための津波防護施設,		1				

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

: 前回提出時からの変更箇所

# ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

	T		との対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		浸水防止設備及び津波監視設備			
		並びに浸水防止設備が設置され			
		た建物・構築物は,基準地震動S			
		s による地震力に対して, それぞ			
		れの施設及び設備に要求される			
		機能が保持できるように設計す			
		る。 2 (④d⑥h⑦a 重複)			
	c. 設計用減衰定数		(3) 設計用減衰定数	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設 (共通)
	「2.1.1(3) 地震力の算定方		<u>「</u> 1.4.1.3 <u>地震力の算定方法」</u>	いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	法」の「c. 設計用減衰定数」を		の「(3) 設計用減衰定数」を適用		
	適用する。 ⑧j 【50条32】		<u>する。</u> ®j		
	(4) 荷重の組合せと許容限界		1.4.2.4 荷重の組合せと許容限	同趣旨の記載であるが, 表現の違	同上
	耐震設計における荷重の組合		<u>界</u>	いによる差異あり	
	せと許容限界は以下による。 ⑨a		重大事故等対処施設の耐震設		
	a. 耐震設計上考慮する状態		計における荷重の組合せと許容		
	地震以外に設計上考慮する状		<u>限界は以下による。</u> <a>9a</a>		
	態を以下に示す。		(1) 耐震設計上考慮する状態		
	(a) 建物·構築物		地震以外に設計上考慮する状		
	重大事故等対処施設について		態を次に示す。		
	は以下のイ.~二.の状態を考慮		a. 建物・構築物		
	する。		( ) appropriate the file		
	イ. 運転時の状態		(a) 運転時の状態		
	「2.1.1(4) 荷重の組合せと許		「1.4.1.4 荷重の組合せと許容		
	容限界」の「a. 耐震設計上考慮 する状態(a) 建物・構築物」に		<u>限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示</u>		
	する状態(a) 建物・構築物」に 示す「イ. 運転時の状態」を適		<u>る状態 a</u> . <u>建物・構築物」に示</u> す「(a) 運転時の状態」を適用す		
	用する。  の  の  の  の  の  の  の  の  の  の  の  の  の		9 (a) <u></u> <u> </u>		
	ロ. 設計基準事故時の状態		(b) 設計基準事故時の状態		
	「2.1.1(4) 荷重の組合せと許		「1.4.1.4 荷重の組合せと許容		
	容限界」の「a. 耐震設計上考慮		限界」の「(1)耐震設計上考慮す		
	する状態(a) 建物・構築物」に		る状態 a.建物・構築物」に示す		
	示す「ロ. 設計基準事故時の状		「(b) 設計基準事故時の状態」を		
	態」を適用する。  ②c		<u>適用する。</u>		
	八. 設計用自然条件		(c) <u>重大事</u> 故等時の状態		
	「2.1.1(4) 荷重の組合せと許		発電用原子炉施設が, 重大事故		
	容限界」の「a. 耐震設計上考慮		に至るおそれがある事故又は重		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

:前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	する状態(a) 建物・構築物」に	71-2	大事故時の状態で, 重大事故等対	人の温小板町が新でいれた	
	示す「ハ. 設計用自然条件」を		処施設の機能を必要とする状態。		
	適用する。		9e		
	⑨d 【50条33】		(d) 設計用自然条件		
			限界」の「(1)耐震設計上考慮す		
			る状態 a.建物・構築物」に示す		
			<u>「(c)設計用自然条件」を適用す</u>		
			<u>る。</u>		
	ニ. 重大事故等時の状態			同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設 (共通)
	発電用原子炉施設が, 重大事故			いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	に至るおそれがある事故又は重				
	大事故時の状態で, 重大事故等対				
	処施設の機能を必要とする状態。				
	⑨e 【50 条 34】				
	(b) 機器・配管系		b. 機器・配管系	同趣旨の記載であるが、表現の違	同上
	重大事故等対処施設について		0. <u>100,411                                 </u>	いによる差異あり	147
	は以下のイ. ~ホ. の状態を考慮			( (a & a / L / A / A / A / A / A / A / A / A / A	
	する。				
	イ. 通常運転時の状態		(a) 通常運転時の状態		
	「2.1.1(4) 荷重の組合せと許		「1.4.1.4 荷重の組合せと許容		
	容限界」の「a. 耐震設計上考慮		限界」の「(1)耐震設計上考慮す		
	する状態(b)機器・配管系」に		る状態 b.機器・配管系 に示す		
	示す「イ. 通常運転時の状態」		「(a) 通常運転時の状態」を適用		
	を適用する。 <mark>⑨f</mark>		する。 <b>9</b> f		
	ロ. 運転時の異常な過渡変化時		(b) 運転時の異常な過渡変化時		
	の状態		の状態		
	「2.1.1(4) 荷重の組合せと許				
	容限界」の「a. 耐震設計上考慮		限界」の「(1)耐震設計上考慮す		
	する状態(b) 機器・配管系」に		る状態 b.機器・配管系」に示す		
	示す「ロ. 運転時の異常な過渡		「(b)運転時の異常な過渡変化時		
	変化時の状態」を適用する。⑨g		 の状態」を適用する。 ⑨g		
	ハ. 設計基準事故時の状態		(c) 設計基準事故時の状態		
	「2.1.1(4) 荷重の組合せと許				
	容限界」の「a. 耐震設計上考慮		限界」の「(1)耐震設計上考慮す		
	する状態(b) 機器・配管系」に		る状態 b.機器・配管系」に示す		

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後) 示す「ハ. 設計基準事故時の状	本文	添付書類八 「(c)設計基準事故時の状態」を	及び基本設計方針との対比	
	能」を適用する。		<u>「(C) 設計基準事                                    </u>		
	ニ. 設計用自然条件		(d) 重大事故等時の状態		
	「2.1.1(4) 荷重の組合せと許		(d) <u>単八事以等時の状態</u> 発電用原子炉施設が, 重大事故		
	容限界」の「a. 耐震設計上考慮		に至るおそれがある事故又は重		
	する状態(b)機器・配管系」に		大事故時の状態で、重大事故等対		
	示す「二. 設計用自然条件」を		処施設の機能を必要とする状態。		
	適用する。		9 j		
	⑨i 【50条 35】		(e) 設計用自然条件		
			「1.4.1.4 荷重の組合せと許容		
			限界」の「(1)耐震設計上考慮す		
			る状態 b.機器・配管系」に示す		
			「(d)設計用自然条件」を適用す		
			<u>る。</u> ⑨i		
	ホ. 重大事故時の状態			同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)
	発電用原子炉施設が, 重大事故			いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	に至るおそれがある事故又は重				
	大事故時の状態で, 重大事故等対				
	処施設の機能を必要とする状態。				
	⑨j 【50条36】				
	b. 荷重の種類		(2) 荷重の種類	同趣旨の記載であるが, 表現の違	同上
	(a) 建物·構築物		a. 建物・構築物	いによる差異あり	1.4
	重大事故等対処施設について		300 100 113 110 110	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	は以下のイ、~ホ、の荷重とする。				
	イ. 発電用原子炉のおかれてい		(a) 発電用原子炉のおかれてい		
	る状態にかかわらず常時作用し		る状態にかかわらず常時作用し		
	ている荷重, すなわち固定荷重,		ている荷重、すなわち固定荷重、		
	積載荷重, 土圧, 水圧及び通常の		積載荷重, 土圧, 水圧及び通常の		
	気象条件による荷重 <sup>9k</sup>		気象条件による荷重		
	口. 運転時の状態で施設に作用		9k		
	する荷重91		(b) 運転時の状態で施設に作用		
	ハ. 設計基準事故時の状態で施		<u>する荷重</u> 91		
	設に作用する荷重 <sup>⑨m</sup>		(c) <u>設計基準事故時の状態で施</u>		
	二. 地震力,風荷重,積雪荷重		設に作用する荷重9m		
	⑨n 【50条37】		(d) <u>重大事故等時の状態で施設</u>		
			<u>に作用する荷重</u> ⑨o		

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 <関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

	設工認申請書		設置許可申請書	凯里凯司 计终甘油担则	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	ホ. 重大事故等時の状態で施設		(e) <u>地震力,風荷重,積雪荷重</u> 等		同上
	に作用する荷重		9n		
	⑨o 【50条 38】				⑨o 引用元:P21
	ただし, 運転時の状態, 設計基		ただし,運転時の状態,設計基		同上
	準事故時の状態及び重大事故等		準事故時の状態及び重大事故等		
	時の状態での荷重には、機器・配		時の状態での荷重には、機器・配		
	管系から作用する荷重が含まれ		管系から作用する荷重が含まれ		
	るものとし、地震力には、地震時		るものとし、地震力には、地震時		
	土圧,機器・配管系からの反力,		土圧,機器・配管系からの反力,		
	スロッシング等による荷重が含		スロッシング等による荷重が含		
	まれるものとする。		<u>まれるものとする。</u> ⑨p		
	⑨p 【50 条 39】				
	(b) 機器・配管系		b. 機器・配管系	同趣旨の記載であるが, 表現の違	医乙烷染物叉丝按弧 (井泽)
	重大事故等対処施設について		D. <u>機品・配信术</u>	回越自の記載であるか, 表現の達   いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	単八事成寺別処旭設について は以下のイ. ~ホ. の荷重とする。			いによる左共のり	2.1.1 删展放計
	イ. 通常運転時の状態で施設に		(a) 通常運転時の状態で施設に		
	作用する荷重9g		作用する荷重⑨q		
	ロ. 運転時の異常な過渡変化時		(b) 運転時の異常な過渡変化時		
	の状態で施設に作用する荷重®r		の状態で施設に作用する荷重9r		
	ハ. 設計基準事故時の状態で施		(c) 設計基準事故時の状態で施		
	設に作用する荷重9s		設に作用する荷重9s		
	二. 地震力,風荷重,積雪荷重		(d) 重大事故等時の状態で施設		
	⑨t 【50 条 40】		 に作用する荷重 <mark>⑨u</mark>		
			(e) 地震力, 風荷重, 積雪荷重等		
			9t		
	ホ. 重大事故等時の状態で施設			同趣旨の記載であるが, 表現の違	同上
	に作用する荷重			いによる差異あり	
	⑨u 【50 条 41】				
	c. 荷重の組合せ		(3) 荷重の組合せ	同趣旨の記載であるが, 表現の違	同上
	地震と組み合わせる荷重につ		地震力と他の荷重との組合せ	いによる差異あり	
	いては,「2.3 外部からの衝撃に		を以下に示す。 ⑨v		
	よる損傷の防止」で設定している				
	風及び積雪による荷重を考慮し,				
	以下のとおり設定する。				

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別等: 前回提出時からの変更箇所

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

#### 様式-7

		タハナ ハ	の対比衣		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	⑨v 【50 条 42】				⑨v 引用元: P23
	(a) 建物・構築物 イ. 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については,常時作用している荷重及び運転時(通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時)の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。 (9)w【50条43】		a. 建物・構築物 (a) 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については,常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。⑨w	同趣旨の記載であるが,表現の違いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(共通)2.1.1 耐震設計
	ハ. 常設耐震重要重大事故防止 設備,常設重大事故緩和設備,常 設重大事故防止設備(設計基準拡 張)(当該設備が属する耐震重要 度分類がSクラスのもの)又は常 設重大事故緩和設備(設計基準拡 張)が設置される重大事故等対処 施設の建物・構築物については, 常時作用している荷重,設計基準 事故時の状態及び重大事故等時 の状態で施設に作用する荷重の うち,地震によって引き起こされ るおそれがある事象による荷重は 設計基準対象施設の耐震設計の 考え方及び確率論的な考察を踏 まえ,地震によって引き起こされ るおそれがない事象による荷重		(b) 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故該和設備,常設重大事故該和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については,常時作用している荷重,設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち,地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては,設計基準対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに,確率論的な考	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	同上

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

### 要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
汉阳圣华观别。府积	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	V用 ペラ
	として扱う。		<u>察</u> も考慮した上で設定する。 ⑨x		
	⑨x 【50 条 44】				
	二. 常設耐震重要重大事故防止		(c) <u>常設耐震重要重大事故防止</u>	設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(共通)
	設備,常設重大事故緩和設備,常		設備,常設重大事故緩和設備,常	(過重条件の設定方法について	2.1.1 耐震設計
	設重大事故防止設備(設計基準拡		設重大事故防止設備(設計基準拡	明記)	
	張)(当該設備が属する耐震重要		張)(当該設備が属する耐震重要		
	度分類が S クラスのもの) 又は常		度分類がSクラスのもの) 又は常		
	設重大事故緩和設備(設計基準拡		設重大事故緩和設備(設計基準拡		
	張)が設置される重大事故等対処		張) が設置される重大事故等対処		
	施設の建物・構築物については,		施設の建物・構築物については,		
	常時作用している荷重,設計基準		常時作用している荷重,設計基準		
	事故時の状態及び重大事故等時		事故時の状態及び重大事故等時		
	の状態で施設に作用する荷重の		の状態で施設に作用する荷重の		
	うち、地震によって引き起こされ		うち, 地震によって引き起こされ		
	るおそれがない事象による荷重		るおそれがない事象による荷重		
	は、その事故事象の発生確率、継		は,その事故事象の発生確率,継		
	続時間及び地震動の年超過確率		続時間及び地震動の年超過確率		
	の関係を踏まえ、適切な地震力		の関係を踏まえ、適切な地震力		
	(基準地震動 S s 又は弾性設計		<ul><li>(基準地震動Ss又は弾性設計</li></ul>		
	用地震動Sdによる地震力)と組		用地震動 S d による地震力) と組		
	み合わせる。この組合せについて		み合わせる。この組合せについて		
	は, 事故事象の発生確率, 継続時		は, 事故事象の発生確率, 継続時		
	間及び地震動の年超過確率の積		間及び地震動の年超過確率の積		
	等を考慮し、工学的、総合的に勘		等を考慮し,工学的,総合的に勘		
	案の上設定する。なお、継続時間		案の上設定する。なお、継続時間		
	については対策の成立性も考慮		については対策の成立性も考慮		
	した上で設定する。 ⑨y		した上で設定する。 <a>⑨y</a>		
	以上を踏まえ,原子炉格納容器		以上を踏まえ,原子炉格納容器		
	バウンダリを構成する施設(原子		バウンダリを構成する施設(原子		
	炉格納容器内の圧力, 温度の条件		炉格納容器内の圧力, 温度の条件		
	を用いて評価を行うその他の施		を用いて評価を行うその他の施		
	設を含む。) については, いった		設を含む。) については, いった		
	ん事故が発生した場合,長時間継		ん事故が発生した場合,長時間継		
	続する事象による荷重と弾性設		続する事象による荷重と弾性設		
	計用地震動Sdによる地震力と		計用地震動Sdによる地震力と		
	を組み合わせ、その状態からさら		を組み合わせ、その状態からさら		

様式-7

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

	机工和力能力		設置許可申請書	30. 男子左子 社经甘油用用	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文		設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	に長期的に継続する事象による		に長期的に継続する事象による		
	荷重と基準地震動Ssによる地		荷重と基準地震動Ssによる地		
	震力を組み合わせる。 9z		震力とを組み合わせる。 9z ま		
	なお,格納容器破損モードの評		た,その他の施設については、い		
	価シナリオのうち,原子炉圧力容		ったん事故が発生した場合,長時		
	器が破損する評価シナリオにつ		間継続する事象による荷重と基		
	いては,重大事故等対処設備によ		準地震動Ssによる地震力とを		
	る原子炉注水は実施しない想定		<u>組み合わせる。</u>		
	として評価しており,本来は機能				
	を期待できる高圧代替注水系, 低				
	圧代替注水系 (常設) (復水移送				
	ポンプ) 又は低圧代替注水系(常				
	設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)				
	による原子炉注水により炉心損				
	傷の回避が可能であることから				
	荷重条件として考慮しない。				
	また, その他の施設について				
	は,いったん事故が発生した場				
	合,長時間継続する事象による荷				
	重と基準地震動Ssによる地震				
	力とを組み合わせる。				
	<ul><li>ホ. 常設耐震重要重大事故防止</li></ul>		(d) 常設耐震重要重大事故防止	同趣旨の記載であるが、表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)
	設備以外の常設重大事故防止設		設備以外の常設重大事故防止設	いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	備又は常設重大事故防止設備(設		備又は常設重大事故防止設備(設		
	計基準拡張)(当該設備が属する		計基準拡張)(当該設備が属する		
	耐震重要度分類がBクラス又はC		耐震重要度分類がBクラス又は		
	クラスのもの) が設置される重大		<u>Cクラスのもの</u> ) が設置される重		
	事故等対処施設の建物・構築物に		大事故等対処施設の建物・構築物		
	ついては、常時作用している荷重		については、常時作用している荷		
	及び運転時の状態で施設に作用		重及び運転時の状態で施設に作		
	する荷重と動的地震力又は静的		用する荷重と,動的地震力又は静		
	地震力とを組み合わせる。		的地震力とを組み合わせる。 ⑨ab		
	⑨ab 【50 条 46】				
	(b) 機器・配管系		b. 機器・配管系		

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

・技術差距要求機器リヘト (設定機製に関する説明書 : 前回提出時からの変更箇所

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

#### 様式-7

		タハナス	の対比衣		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	イ. 常設耐震重要重大事故防止		(a) 常設耐震重要重大事故防止	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)
	設備, 常設重大事故緩和設備, 常		設備,常設重大事故緩和設備,常	いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	設重大事故防止設備(設計基準拡		設重大事故防止設備(設計基準拡		
	張)(当該設備が属する耐震重要		張) (当該設備が属する耐震重要		
	度分類が S クラスのもの) 又は常		度分類がSクラスのもの) 又は常		
	設重大事故緩和設備(設計基準拡		設重大事故緩和設備(設計基準拡		
	張)が設置される重大事故等対処		張) が設置される重大事故等対処		
	施設の機器・配管系については,		施設の機器・配管系については,		
	通常運転時の状態で施設に作用		通常運転時の状態で作用する荷		
	する荷重と地震力とを組み合わ		重と地震力とを組み合わせる。  ⑨		
	せる。		ac		
	<b>⑨ac</b> 【50 条 47】				
	<ul><li>ハ. 常設耐震重要重大事故防止</li></ul>		(b) 常設耐震重要重大事故防止	同趣旨の記載であるが、表現の違	同上
	設備, 常設重大事故緩和設備, 常		設備, 常設重大事故緩和設備, 常	いによる差異あり	PO II.
	設重大事故防止設備(設計基準拡		設重大事故防止設備(設計基準拡	( による)上来の)	
	張)(当該設備が属する耐震重要		張)(当該設備が属する耐震重要		
	度分類がSクラスのもの)又は常		度分類がSクラスのもの)又は常		
	設重大事故緩和設備(設計基準拡		設重大事故緩和設備(設計基準拡		
	張) が設置される重大事故等対処		張) が設置される重大事故等対処		
	施設の機器・配管系については、		施設の機器・配管系については、		
	運転時の異常な過渡変化時の状		運転時の異常な過渡変化時の状		
	態, 設計基準事故時の状態及び重		態,設計基準事故時の状態及び重		
	大事故等時の状態で作用する荷		大事故等時の状態で作用する荷		
	重のうち、地震によって引き起こ		重のうち、地震によって引き起こ		
	されるおそれがある事象によっ		されるおそれがある事象によっ		
	て作用する荷重と地震力とを組		て作用する荷重と地震力とを組		
	み合わせる。重大事故等による荷		み合わせる。重大事故等が地震に		
	重は設計基準対象施設の耐震設		よって引き起こされるおそれが		
	計の考え方及び確率論的な考察		ある事象であるかについては, <u>設</u>		
	を踏まえ、地震によって引き起こ		計基準対象施設の耐震設計の考		
	されるおそれがない事象による		<u>え方</u> に基づくとともに, <u>確率論的</u>		
	荷重として扱う。		<u>な考察</u> も考慮した上で設定する。		
			(9ad		
	<ul><li>ホ. 常設耐震重要重大事故防止</li></ul>		(c) 常設耐震重要重大事故防止	設備設計の明確化	同上
	設備,常設重大事故緩和設備,常		設備,常設重大事故緩和設備,常	(過重条件の設定方法について	PPJ_L_
L	以附, 市队里八芋以物作以佣, 币		<u> </u>	(週里木下の欧足刀伝について	

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

:前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	版工総甲語音 基本設計方針(後)	放 直 計 引 中 韻 音 本 文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	設重大事故防止設備(設計基準拡		設重大事故防止設備(設計基準拡	明記)	
	張) (当該設備が属する耐震重要		張)(当該設備が属する耐震重要		
	度分類がSクラスのもの) 又は常		度分類がSクラスのもの)又は常		
	設重大事故緩和設備(設計基準拡		設重大事故緩和設備(設計基準拡		
	張) が設置される重大事故等対処		張) が設置される重大事故等対処		
	施設の機器・配管系については、		施設の機器・配管系については、		
	運転時の異常な過渡変化時の状		運転時の異常な過渡変化時の状		
	態,設計基準事故時の状態及び重		態, 設計基準事故時の状態及び重		
	大事故等時の状態で施設に作用		大事故等時の状態で作用する荷		
	する荷重のうち地震によって引		重のうち地震によって引き起こ		
	き起こされるおそれがない事象		されるおそれがない事象による		
	による荷重は、その事故事象の発		荷重は、その事故事象の発生確		
	生確率,継続時間及び地震動の年		率,継続時間及び地震動の年超過		
	超過確率の関係を踏まえ, 適切な		確率の関係を踏まえ,適切な地震		
	地震力(基準地震動Ss又は弾性		力(基準地震動Ss又は弾性設計		
	設計用地震動Sdによる地震力)		用地震動Sdによる地震力)と組		
	と組み合わせる。この組合せにつ		み合わせる。この組合せについて		
	いては,事故事象の発生確率,継		は, 事故事象の発生確率, 継続時		
	続時間及び地震動の年超過確率		間及び地震動の年超過確率の積		
	の積等を考慮し, 工学的, 総合的		等を考慮し,工学的,総合的に勘		
	に勘案の上設定する。なお、継続		案の上設定する。なお、継続時間		
	時間については対策の成立性も		については対策の成立性も考慮		
	考慮した上で設定する。 9ae		<u>した上で設定する。</u>		
	以上を踏まえ,重大事故等時の		以上を踏まえ,重大事故等時の		
	状態で作用する荷重と地震力(基		状態で作用する荷重と地震力(基		
	準地震動Ss又は弾性設計用地		準地震動Ss又は弾性設計用地		
	震動Sdによる地震力) との組合		震動Sdによる地震力)との組合		
	せについては,以下を基本設計と		せについては,以下を基本設計と		
	する。 <sup>⑨af</sup>		<u>する。</u>		
	原子炉冷却材圧力バウンダリ		原子炉冷却材圧力バウンダリ		
	を構成する設備については、いっ		を構成する設備については, いっ		
	たん事故が発生した場合,長時間		たん事故が発生した場合,長時間		
	継続する事象による荷重と弾性		継続する事象による荷重と弾性		
	設計用地震動Sdによる地震力		設計用地震動Sdによる地震力		
	とを組み合わせ、その状態からさ		とを組み合わせ、その状態からさ		
	らに長期的に継続する事象によ		らに長期的に継続する事象によ		
	る荷重と基準地震動Ssによる		る荷重と基準地震動 S s による		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

:前回提出時からの変更箇所

	,	タ	の対比衣	T .	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	地震力とを組み合わせる。 9ag		地震力とを組み合わせる。 ⑨ag		
	原子炉格納容器バウンダリを		原子炉格納容器バウンダリを		
	構成する設備(原子炉格納容器内		構成する設備(原子炉格納容器内		
	の圧力,温度の条件を用いて評価		の圧力,温度の条件を用いて評価		
	を行うその他の施設を含む。)に		を行うその他の施設を含む。) に		
	ついては,いったん事故が発生し		ついては,いったん事故が発生し		
	た場合,長時間継続する事象によ		た場合,長時間継続する事象によ		
	る荷重と弾性設計用地震動Sd		る荷重と弾性設計用地震動 S d		
	による地震力とを組み合わせ, そ		による地震力とを組み合わせ, そ		
	の状態からさらに長期的に継続		の状態からさらに長期的に継続		
	する事象による荷重と基準地震		する事象による荷重と基準地震		
	動Ssによる地震力とを組み合		動Ssによる地震力とを組み合		
	わせる。 <pre></pre>		<u>わせる。</u>		
	なお, 格納容器破損モードの評		いては、いったん事故が発生した		
	価シナリオのうち,原子炉圧力容		場合,長時間継続する事象による		
	器が破損する評価シナリオにつ		荷重と基準地震動Ssによる地		
	いては, 重大事故等対処設備によ		震力とを組み合わせる。		
	る原子炉注水は実施しない想定				
	として評価しており,本来は機能				
	を期待できる高圧代替注水系,低				
	圧代替注水系(常設)(復水移送				
	ポンプ)又は低圧代替注水系(常				
	設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)				
	による原子炉注水により炉心損				
	傷の回避が可能であることから				
	荷重条件として考慮しない。  3				
	その他の施設については、いっ				
	たん事故が発生した場合,長時間				
	継続する事象による荷重と基準				
	地震動Ssによる地震力とを組				
	み合わせる。				
	へ. 常設耐震重要重大事故防止		(d) 常設耐震重要重大事故防止	同趣旨の記載であるが、表現の違	   原子炉冷却系統施設(共通)
	設備以外の常設重大事故防止設		設備以外の常設重大事故防止設	いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	備又は常設重大事故防止設備(設		備又は常設重大事故防止設備(設	* による左来のソ	2.1.1 107/2002 01
	計基準拡張)(当該設備が属する		計基準拡張)(当該設備が属する		
	日本宇沙球/(日畝取開が属りる		<u>日本宇地球/(日該政権が属りる</u>		

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 <関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

#### 様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	耐震重要度分類が B クラス又は C クラスのもの) が設置される重大 事故等対処施設の機器・配管系に ついては,通常運転時の状態で施 設に作用する荷重及び運転時の 異常な過渡変化時の状態で施設 に作用する荷重と,動的地震力又 は静的地震力とを組み合わせる。 ⑨aj 【50条50】		耐震重要度分類がBクラス又は Cクラスのもの)が設置される重 大事故等対処施設の機器・配管系 については、通常運転時の状態又 は運転時の異常な過渡変化時の 状態で作用する荷重と動的地震 力又は静的地震力とを組み合わ せる。 ⑨aj		
	(d) 荷重の組合せ上の留意事項 動的地震力については、水平2 方向と鉛直方向の地震力とを適 切に組み合わせ算定するものと する。 ⑨ak 【50条51】		c. 荷重の組合せ上の留意事項 (a) 常設耐震重要重大事故防止 設備,常設重大事故緩和設備,常 設重大事故防止設備(設計基準拡 張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常 設重大事故緩和設備(設計基準拡 張)が設置される重大事故緩和設備が設置される重大事故緩和設度大事故緩和設度が表 施設に作用する地震力のでは、水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に 組み合わせ算定するものとする。 ③ak  (b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかには、その他は行わないことがある。 ④  (c) 複数の荷重が同時に作用する場合・それらの各ピークの生起時刻に可能を重ねなくてもよのピーク値を重ねなくても	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(共通) 2.1.1 耐震設計

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

・技術差距安水機器リヘト (設定依拠に関する説明書: 前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
· 技術基準規則· 解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八 いものとする。◆ (d) 重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設備分類に応じた地震力と常時作用している荷重、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。◆	及び基本設計方針との対比	佣名
	d. 許容限界 各施設の地震力と他の荷重と を組み合わせた状態に対する許 容限界は次のとおりとし,安全上 適切と認められる規格及び基準, 試験等で妥当性が確認されてい る値を用いる。 ③al 【50条52】		(4) 許容限界 各施設の地震力と他の荷重と を組み合わせた状態に対する許 容限界は次のとおりとし,安全上 適切と認められる規格及び基準, 試験等で妥当性が確認されてい る許容応力等を用いる。 ③a1	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(共通) 2.1.1 耐震設計
	(a) 建物・構築物 イ. 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物(へ. に記載のものを除く。) 「2.1.1(4) 荷重の組合せと許容限界」の「d. 許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の基準地震動Ssによる地震力との組み合わせに対する許容限界を適用する。⑨am ただし,原子炉格納容器バウン		a. 建物・構築物 (a) 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故接和設備,常設重大事故接和設備,常設重大事故接和設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物((e)に記載のものを除く。) 「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。 「9am ただし,原子炉格納容器バウン	同趣旨の記載であるが,表現の違いによる差異あり	同上

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

:前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

		タ ハ チ ス に	との対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	ダリを構成する施設の設計基準	-12	ダリを構成する施設の設計基準	X o and post of the state of th	
	事故時の状態における長期的荷		事故時の状態における長期的荷		
	重と弾性設計用地震動Sdによ		事成時の状態におりる反射的何 重と弾性設計用地震動Sdによ		
	単と神性設計用地展動られによ   る地震力の組合せに対する許容		<u>単と弾性設計用地展動3 4 によ</u> る地震力との組合せに対する許		
	限界は,「2.1.1(4) 荷重の組合				
	せと許容限界   の 「d. 許容限界		せと許容限界」の「(4)許容限界」		
	に示すSクラスの建物・構築物の		に示すSクラスの建物・構築物の		
	弾性設計用地震動Sdによる地		弾性設計用地震動Sdによる地		
	震力又は静的地震力との組合せ		震力又は静的地震力との組合せ		
	に対する許容限界を適用する。		に対する許容限界を適用する。		
	<pre></pre>		an		
	口. 常設耐震重要重大事故防止		(b) 常設耐震重要重大事故防止	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)
	設備以外の常設重大事故防止設		設備以外の常設重大事故防止設	いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	備又は常設重大事故防止設備(設		備又は常設重大事故防止設備(設		
	計基準拡張) (当該設備が属する		計基準拡張)(当該設備が属する		
	耐震重要度分類がBクラス又はC		耐震重要度分類がBクラス又は		
	クラスのもの) が設置される重大		<u>Cクラスのもの) が設置される重</u>		
	事故等対処施設の建物・構築物		大事故等対処施設の建物・構築物		
	(ト. に記載のものを除く。)		<u>((f)に記載のものを除く。)</u>		
	「2.1.1(4) 荷重の組合せと		<u>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容</u>		
	許容限界」の「d. 許容限界」に		限界」の「(4)許容限界」に示す		
	示す B クラス及び C クラスの建		Bクラス及びCクラスの建物・構		
	物・構築物の許容限界を適用す		<u>築物の許容限界を適用する。</u>		
	る。				
	⑨ao 【50 条 54】				
	ハ. 設備分類の異なる重大事故		(c) 設備分類の異なる重大事故	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上
	等対処施設を支持する建物・構築		等対処施設を支持する建物・構築	いによる差異あり	
	物(へ.及びト.に記載のものを		<u>物((e)及び(f)に記載のものを除</u>		
	除く。)		<u>&lt;.)</u>		
	「2.1.1(4) 荷重の組合せと許		<u>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容</u>		
	容限界」の「d. 許容限界」に示		限界」の「(4)許容限界」に示す		
	す耐震重要度分類の異なる施設		耐震重要度分類の異なる施設を		
	を支持する建物・構築物の許容限		支持する建物・構築物の許容限界		
	界を適用する。 ⑨ap		<u>を適用する。</u>		
	なお,適用に当たっては,「耐		なお,適用に当たっては,「耐		

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

安小寺頃といれれて					
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	震重要度分類」を「設備分類」に		震重要度分類」を「設備分類」に		
	読み替える。		 読み替える。 <mark>⑨aq</mark>		
	<pre>9aq 【50 条 55】</pre>				
	ニ. 建物・構築物の保有水平耐		(d) 建物・構築物の保有水平耐力	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)
	力(へ.及びト.に記載のものを		((e)及び(f)に記載のものを除	いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	除く。)		<u> </u>		
	「2.1.1(4) 荷重の組合せと		 「1.4.1.4 荷重の組合せと許容		
	許容限界」の「d. 許容限界」に				
	示す建物・構築物の保有水平耐力		建物・構築物の保有水平耐力に対		
	に対する許容限界を適用する。 9		する許容限界を適用する。 (9ar		
	ar				
	なお,適用に当たっては,「耐		なお、適用に当たっては、「耐		
	震重要度分類」を「重大事故等対		震重要度分類」を「重大事故等対		
	処施設が代替する機能を有する		処施設が代替する機能を有する		
	設計基準事故対処設備が属する		設計基準事故対処設備が属する		
	耐震重要度分類」に読み替える。		耐震重要度分類のクラス」に読み		
	<pre>9as</pre>		<u>替える。</u>		
	ここでは,常設重大事故緩和設		ただし, 常設重大事故緩和設備		
	備又は常設重大事故緩和設備(設		又は常設重大事故緩和設備(設計		
	計基準拡張)が設置される重大事		基準拡張)が設置される重大事故		
	故等対処施設については,上記に		等対処施設については, 当該クラ		
	おける重大事故等対処施設が代		ス <u>をSクラスとする。</u> ⑨at		
	替する機能を有する設計基準事				
	故対処設備が属する耐震重要度				
	分類をSクラスとする。				
	ホ. 気密性, 止水性, 遮蔽性,			設備設計の明確化	同上
	通水機能, 貯水機能を考慮する施			(技術基準規則の要求事項に対	
	設			する基本設計方針を記載。)	
	構造強度の確保に加えて気密				
	性, 止水性, 遮蔽性, 通水機能,				
	貯水機能が必要な建物・構築物に				
	ついては、その機能を維持できる				
	許容限界を適切に設定するもの				
	とする。				

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・ 様式-1 への展開委 (相定説明資料)
・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

#### 様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	⑨ 【50条 57】				
	<ul><li>个. 常設耐震重要重大事故防止</li></ul>		(e) 常設耐震重要重大事故防止	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)
	設備,常設重大事故緩和設備,常		設備, 常設重大事故緩和設備, 常	いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	設重大事故防止設備(設計基準拡		設重大事故防止設備(設計基準拡		
	張) (当該設備が属する耐震重要		張) (当該設備が属する耐震重要		
	度分類が S クラスのもの) 又は常		度分類がSクラスのもの) 又は常		
	設重大事故緩和設備(設計基準拡		設重大事故緩和設備(設計基準拡		
	張) が設置される重大事故等対処		張) が設置される重大事故等対処		
	施設の土木構造物		施設の土木構造物		
	「2.1.1(4) 荷重の組合せと		<u>「</u> 1.4.1.4 <u>荷重の組合せと許容</u>		
	許容限界」の「d. 許容限界」に		限界」の「(4)許容限界」に示す		
	示す屋外重要土木構造物の基準		屋外重要土木構造物の基準地震		
	地震動Ssによる地震力との組		動Ssによる地震力との組合せ		
	合せに対する許容限界を適用す		に対する許容限界を適用する。 ⑨		
	る。		au		
	⑨au 【50 条 58】				
				回標とのおおととてお、土田の事	
	ト. 常設耐震重要重大事故防止 設備以外の常設重大事故防止設		(f) <u>常設耐震重要重大事故防止</u> 設備以外の常設重大事故防止設	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	同上
	横又は常設重大事故防止設備(設			いによる左共のり	
	計基準拡張)(当該設備が属する		計基準拡張)(当該設備が属する		
	耐震重要度分類がBクラス又は		耐震重要度分類がBクラス又は		
	Cクラスのもの) が設置される重		Cクラスのもの) が設置される重		
	大事故等対処施設の土木構造物		大事故等対処施設の土木構造物		
	「2.1.1(4) 荷重の組合せと		「1.4.1.4 荷重の組合せと許容		
	許容限界」の「d. 許容限界」に		限界」の「(4)許容限界」に示す		
	示すその他の土木構造物の許容		その他の土木構造物の許容限界		
	限界を適用する。		を適用する。 <sup>®</sup> av		
	<mark>⑨av 【50条 59】</mark>		<u> </u>		
	(b) 機器・配管系		b. 機器・配管系	同趣旨の記載であるが、表現の違	同上
	口. 常設耐震重要重大事故防止		(a) 常設耐震重要重大事故防止	いによる差異あり	
	設備,常設重大事故緩和設備,常		設備,常設重大事故緩和設備,常		
	設重大事故防止設備(設計基準拡		設重大事故防止設備(設計基準拡		
	張) (当該設備が属する耐震重要		張) (当該設備が属する耐震重要		
	度分類が S クラスのもの) 又は常		度分類がSクラスのもの)又は常		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

:前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	設重大事故緩和設備(設計基準拡		設重大事故緩和設備(設計基準拡		
	張) が設置される重大事故等対処		張) が設置される重大事故等対処		
	施設の機器・配管系		施設の機器・配管系		
	「2.1.1(4) 荷重の組合せと		_[1.4.1.4 荷重の組合せと許容		
	許容限界」の「d. 許容限界」に		限界」の「(4)許容限界」に示す		
	示すSクラスの機器·配管系の基		Sクラスの機器・配管系の基準地		
	準地震動 S s による地震力との		震動Ssによる地震力との組合		
	組合せに対する許容限界を適用		せに対する許容限界を適用する。		
	する。 <mark>⑨aw</mark>		(9aw)		
	ただし, 原子炉格納容器バウン		ただし, 原子炉格納容器バウン		
	ダリを構成する設備及び非常用		ダリを構成する設備, 非常用炉心		
	炉心冷却設備等の弾性設計用地		冷却設備等の弾性設計用地震動		
	震動Sdと設計基準事故時の状		S d と設計基準事故時の状態に		
	態における長期的荷重との組合		おける長期的荷重との組合せに		
	せに対する許容限界は、		<u>対する許容限界は,「</u> 1.4.1.4 <u>荷</u>		
	「2.1.1(4) 荷重の組合せと許		重の組合せと許容限界」の「(4)		
	容限界」の「d. 許容限界」に示		許容限界」に示すSクラスの機		
	すSクラスの機器・配管系の弾性		器・配管系の弾性設計用地震動S		
	設計用地震動Sdによる地震力		dによる地震力又は静的地震力		
	又は静的地震力との組合せに対		との組合せに対する許容限界を		
	する許容限界を適用する。		<u>適用する。</u> <sup>⑨ax</sup>		
	⑨ax 【50条60】				
	ハ. 常設耐震重要重大事故防止		(b) 常設耐震重要重大事故防止	同趣旨の記載であるが、表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)
	設備以外の常設重大事故防止設		設備以外の常設重大事故防止設	内座目の記載であるか、衣尻の遅   いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	放傭以外の吊設里入事故防止設 備又は常設重大事故防止設備(設		放傭以外の吊放里人事政防止設 備又は常設重大事故防止設備(設	v による左共めり	2.1.1      辰叹司
	計基準拡張)(当該設備が属する		計基準拡張)(当該設備が属する		
	耐震重要度分類Bクラス又はCク		耐震重要度分類がBクラス又は		
	ラスのもの)が設置される重大事		Cクラスのもの) が設置される重		
	故等対処施設の機器・配管系		大事故等対処施設の機器・配管系		
	「2.1.1(4) 荷重の組合せと		「1.4.1.4 荷重の組合せと許容		
	許容限界」の「d. 許容限界」に		限界」の「(4)許容限界」に示す		
	示す B クラス及び C クラスの機		Bクラス及びCクラスの機器・配		
	器・配管系の許容限界を適用す		管系の許容限界を適用する。 (9ay		
	3.		<u> </u>		
	⑨ay 【50条61】		c. 基礎地盤の支持性能		
			(a) 常設耐震重要重大事故防止		

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

る説明書 別添-1) 様式-7

	設工認申請書	設置許可申請書	との対比表 - 設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
			設備,常設重大事故緩和設備,常		
			設重大事故防止設備(設計基準拡		
			張) (当該設備が属する耐震重要		
			度分類がSクラスのもの) 又は常		
			設重大事故緩和設備(設計基準拡		
			張) が設置される重大事故等対処		
			施設の建物・構築物、機器・配管		
			系及び土木構造物の基礎地盤		
			「1.4.1.4 荷重の組合せと許容		
			限界」の「(4)許容限界」に示す		
			Sクラスの建物・構築物及びSク		
			ラスの機器・配管系の基礎地盤並		
			びに屋外重要土木構造物,津波防		
			護施設,浸水防止設備及び津波監		
			視設備並びに浸水防止設備が設		
			置された建物・構築物の基礎地盤		
			の基準地震動Ssによる地震力		
			との組合せに対する許容限界を		
			適用する。�		
			(b) 常設耐震重要重大事故防止		
			設備以外の常設重大事故防止設		
			備又は常設重大事故防止設備(設		
			計基準拡張)(当該設備が属する		
			耐震重要度分類がBクラス又は		
			Cクラスのもの) が設置される重		
			大事故等対処施設の建物・構築		
			物,機器・配管系及び土木構造物		
			の基礎地盤		
			「1.4.1.4 荷重の組合せと許		
			容限界」の「(4)許容限界」に示		
			すBクラス及びCクラスの建物・		
			構築物、Bクラス及びCクラスの		
			機器・配管系並びにその他の土木		
			構造物の基礎地盤の許容限界を		
			適用する。②		

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

:前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

			の対比衣		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	(5) 設計における留意事項		1.4.2.5 設計における留意事項	同趣旨の記載であるが、表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)
	a. 波及的影響			いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	「2.1.1(5) 設計における留意		 項」を適用する。		
	事項」の a. 波及的影響を適用				
	する。				
	適用に当たっては,「耐震重要	h. 上記 b. 及び d. の施設は,	ただし,適用に当たっては,「耐		
	施設」を「常設耐震重要重大事故	Bクラス及びCクラスの施設,上	震重要施設」を「常設耐震重要重		
	防止設備, 常設重大事故緩和設	記 c. の施設, 上記 e. の設備,	大事故防止設備,常設重大事故緩		
	備,常設重大事故防止設備(設計	常設重大事故防止設備及び常設	和設備,常設重大事故防止設備		
	基準拡張)(当該設備が属する耐	重大事故緩和設備並びに常設重	(設計基準拡張)(当該設備が属		
	震重要度分類が S クラスのもの)	大事故防止設備(設計基準拡張)	する耐震重要度分類がSクラス		
	又は常設重大事故緩和設備(設計	及び常設重大事故緩和設備(設計	のもの) 又は常設重大事故緩和設		
	基準拡張) が設置される重大事故	基準拡張)のいずれにも属さない	備(設計基準拡張)が設置される		
	等対処施設」に、「安全機能」を	常設の重大事故等対処施設の波	重大事故等対処施設」に,「安全		
	「重大事故等に対処するために	及的影響によって,重大事故等に	機能」を「重大事故等に対処する		
	必要な機能」に読み替える。	対処するために必要な機能を損	ために必要な機能」に読み替え		
	⑩a 【50条 62】	なわないように設計する。	<u>る。</u> ⑩a		
		波及的影響の評価に当たって			
	なお, 耐震重要度分類の下位の	は、敷地全体を俯瞰した調査・検	なお, 耐震重要度分類の下位の		同上
	クラスに属する施設の波及的影	討を行い,事象選定及び影響評価	クラスに属する施設の波及的影		
	響については, B クラス及び C ク	を行う。なお、影響評価において	響については, Bクラス及びCク		
	ラスの施設に加え,常設耐震重要	は,上記b.及びd.の施設の設	ラスの施設に加え,常設耐震重要		
	重大事故防止設備以外の常設重	計に用いる地震動又は地震力を	重大事故防止設備以外の常設重		
	大事故防止設備又は常設重大事	適用する。	大事故防止設備又は常設重大事		
	故防止設備(設計基準拡張)(当	② (⑩a 重複)	故防止設備(設計基準拡張)(当		
	該設備が属する耐震重要度分類		該設備が属する耐震重要度分類		
	が B クラス又は C クラスのもの)		がBクラス又はCクラスのもの)		
	が設置される重大事故等対処施		が設置される重大事故等対処施		
	設,可搬型重大事故等対処設備,		設, 可搬型重大事故等対処設備,		
	常設重大事故防止設備及び常設		常設重大事故防止設備及び常設		
	重大事故緩和設備並びに常設重		重大事故緩和設備並びに常設重		
	大事故防止設備(設計基準拡張)		大事故防止設備 (設計基準拡張)		
	及び常設重大事故緩和設備(設計		及び常設重大事故緩和設備(設計		
	基準拡張)のいずれにも属さない		基準拡張) のいずれにも属さない		
	常設の重大事故等対処施設の影		常設の重大事故等対処施設の影		
	響についても評価する。		響についても評価する。		
	<mark>⑩b 【50条63】</mark>		<b>(</b> 0)b		

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

・様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

	I		の対比衣	I	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	至小級前为對 (医)	712	また,可搬型重大事故等対処設	次0盆/1畝前23年已2月2	
			備については、地震による周辺斜		
			面の崩壊、溢水、火災等の影響を		
			受けない場所に適切な保管がな		
			されていることを併せて確認す		
			る。 <b>(</b> (⑦b 重複)		
	b. 主要施設への地下水の影響	i . 常設耐震重要重大事故防止設		設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(共通)
	常設耐震重要重大事故防止設	備,常設重大事故緩和設備,常設		(地下水位低下設備の設計方針	2.1.1 耐震設計
	備,常設重大事故緩和設備,常設	重大事故防止設備(設計基準拡		(設置する設備とその仕様)につ	
	重大事故防止設備(設計基準拡	張)又は常設重大事故緩和設備		いて明確化)	
	張)又は常設重大事故緩和設備	(設計基準拡張)が設置される重			
	(設計基準拡張)が設置される重	大事故等対処施設は, 防潮堤下部			
	大事故等対処施設は, 防潮堤下部	の地盤改良等により地下水の流			
	の地盤改良等により地下水の流	れが遮断され敷地内の地下水位			
	れが遮断され敷地内の地下水位	が地表面付近まで上昇するおそ			
	が地表面付近まで上昇するおそ	れがあることを踏まえ, 地下水位			
	れがあることを踏まえ,地下水位	を一定の範囲に保持する地下水			
	を一定の範囲に保持する地下水	位低下設備を設置し,同設備の効			
	位低下設備 (揚水ポンプ (個数 8,	果が及ぶ範囲においては,その機			
	容量 375m³/h, 揚程 52m, 原動機	能を考慮した設計用地下水位を			
	出力 110kW), 水位計 (個数 12,	設定し水圧の影響を考慮する。			
	計測範囲 0.P28.8m~0.P	地下水位低下設備の効果が及			
	26.1m のものを 6 個, 計測範囲	ばない範囲においては, 自然水位			
	0. P. −31. 8m~0. P. −29. 1m のもの	より保守的に設定した水位又は			
	を6個))を設置し、同設備の効	地表面にて設計用地下水位を設			
	果が及ぶ範囲においては, その機	定し水圧の影響を考慮する。4g			
	能を考慮した設計用地下水位を	61			
	設定し水圧の影響を考慮する。な				
	お、地下水位低下設備の効果が及				
	ばない範囲においては、自然水位				
	より保守的に設定した水位又は				
	地表面にて設計用地下水位を設				
	定し水圧の影響を考慮する。				
	④g⑥1 【50条 64】				
	地下水位低下設備は,基準地震			設備設計の明確化	同上

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後) との対比

<関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

#### 様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	動Ssによる地震力に対して必			(設置許可基準 12 条 2 項への適	
	要な機能を維持する設計とする			合性を明記、DB 電源からの給電	
	とともに、系統を構成する機器の単一故障が発生した場合でも機			について記載)	
	能喪失しないよう多重性又は多				
	様性及び独立性を考慮し、更に外				
	部事象を考慮した設計とする。ま				
	た,非常用電源設備に加えて常設				
	代替交流電源設備からの給電が				
	可能な設計とする。				④h⑥m 引用元:P41
	4h4i4j6m6n6o 【50条65】				④i④j⑥n⑥o 引用元:P42
	地下水位低下設備の機能喪失			同趣旨の記載であるが、表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)
	への対応として、復旧のための予			いによる差異あり	2.1.1 耐震設計
	備品及び可搬型設備を配備する。				
	また,地下水位低下設備の機能				
	喪失時の措置については,運転管				
	理上の方針として保安規定に定				
	めて管理する。				
	④k⑥p 【50条 66】				④k⑥p 引用元:P42
			1.4.2.6 構造計画と配置計画		
			重大事故等対処施設の構造計		
			画及び配置計画に際しては,地震		
			の影響が低減されるように考慮 する。		
			・ダン。 建物・構築物は、原則として剛		
			構造とし、重要な建物・構築物は、		
			地震力に対し十分な支持性能を		
			有する地盤に支持させる。剛構造		
			としない建物・構築物は、剛構造		
			と同等又はそれを上回る耐震安		
			全性を確保する。		
			機器・配管系は,応答性状を適切		
			に評価し,適用する地震力に対し		
			て構造強度を有する設計とする。		
			配置に自由度のあるものは、耐震		
			上の観点からできる限り重心位		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	20 27 di 24 di	1	と の 別 比 衣		1
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文		設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			置を低くし、かつ、安定性のよい		
			据付け状態になるよう配置する。		
			また、建物・構築物の建屋間相		
			対変位を考慮しても、建物・構築		
			物及び機器・配管系の耐震安全性		
			を確保する設計とする。		
			Bクラス及びCクラスの施設,常		
			設耐震重要重大事故防止設備以		
			外の常設重大事故防止設備又は		
			常設重大事故防止設備(設計基準		
			拡張)(当該設備が属する耐震重		
			要度分類がBクラス又はCクラ		
			スのもの) が設置される重大事故		
			等対処施設,可搬型重大事故等対		
			処設備,常設重大事故防止設備及		
			び常設重大事故緩和設備並びに		
			常設重大事故防止設備(設計基準		
			拡張) 及び常設重大事故緩和設備		
			(設計基準拡張)のいずれにも属		
			さない常設の重大事故等対処施		
			設は,原則,常設耐震重要重大事		
			故防止設備,常設重大事故緩和設		
			備,常設重大事故防止設備(設計		
			基準拡張)(当該設備が属する耐		
			震重要度分類がSクラスのもの)		
			又は常設重大事故緩和設備(設計		
			基準拡張)が設置される重大事故		
			等対処施設に対して離隔をとり		
			配置する,若しくは基準地震動S		
			s に対し構造強度を保つように		
			し,常設耐震重要重大事故防止設		
			備,常設重大事故緩和設備,常設		
			重大事故防止設備(設計基準拡		
			張) (当該設備が属する耐震重要		
			度分類がSクラスのもの) 又は常		
			設重大事故緩和設備(設計基準拡		
			張) が設置される重大事故等対処		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

### 要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
1人们 44 7 0 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
			施設の重大事故等に対処するた		
			めに必要な機能を損なわない設		
			計とする。		
	(6) 緊急時対策所		<b>*</b>	同趣旨の記載であるが、表現の違	原子炉冷却系統施設(共通)
	緊急時対策所については,基準		1.4.2.7 緊急時対策所	回極目の記載であるか, 表現の達   いによる差異あり	原于炉行如系机飑取(共通) 2.1.1 耐震設計
	地震動Ssによる地震力に対し		1.4.2.7 <u>紫                                   </u>	いによる左共のり	2.1.1 順展取引
	て、重大事故等に対処するために		地震動Ssによる地震力に対し		
	必要な機能が損なわれるおそれ		て, 重大事故等に対処するために		
	がない設計とする。		必要な機能が損なわれるおそれ		
	(6) (50条67)		がないように設計する。⑥。		
	緊急時対策所を設置する緊急			同趣旨の記載であるが, 表現の違	同上
	時対策建屋については, 耐震構造		緊急時対策所を設置する緊急	いによる差異あり	
	とし, 基準地震動 S s による地震		時対策建屋については, 耐震構造		
	力に対して, 遮蔽性能を確保す		とし, 基準地震動 S s による地震		
	る。また、緊急時対策所の居住性		力に対して遮蔽性能を確保する。		
	を確保するため, 基準地震動 S s		また,緊急時対策所の居住性を確		
	による地震力に対して,緊急時対		保するため、基準地震動Ssによ		
	策所の換気設備の性能とあいま		る地震力に対して,緊急時対策所		
	って十分な気密性を確保する。		の換気設備の性能とあいまって		
	⑥p 【50 条 68】		十分な気密性を確保する。 6p		
	東 12 42 11 人比の東ムスは人性		さらに,施設全体の更なる安全		
	更に,施設全体の更なる安全性 を確保するため,基準地震動Ss		性を確保するため,基準地震動S sによる地震力との組合せに対		
	による地震力との組合せに対し		して,短期許容応力度以内に収め		
	て, 短期許容応力度以内に収める		る設計とする。		
	設計とする。		<u> </u>		
	<b>⑨az</b> 【50条69】				
	なお, 地震力の算定方法及び荷			同趣旨の記載であるが, 表現の違	同上
	重の組合せと許容限界について		なお, 地震力の算定方法及び荷	いによる差異あり	
	は,「2.1.1 (3) 地震力の算定		重の組合せと許容限界について		
	方法」及び「2.1.1 (4) 荷重の		<u>は,「</u> 1.4.1.3 <u>地震力の算定方法」</u>		
	組合せと許容限界」に示す建物・		及び「1.4.1.4 荷重の組合せと許		
	構築物及び機器・配管系のものを		容限界」に示す建物・構築物及び		

様式-7

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

・技術基準要求機器リヘト (放足依拠に関する説明)
:前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可, 技術基準規則	備考
IXIII I MIXI	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	viii 3
	適用する。 <b>(8k) (</b> 50 条 70 <b>)</b>		機器・配管系のものを適用する。 <b>8k9</b> ba		
	OKODA [50 × 10]		(OK (9) DA		
	2.1.2 地震による周辺斜面の崩			同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設 (共通)
	壊に対する設計方針			いによる差異あり	2.1.2 地震による周辺斜面の崩
	常設耐震重要重大事故防止設				壊に対する設計方針
	備,常設重大事故緩和設備,常設				
	重大事故防止設備(設計基準拡				
	張)(当該設備が属する耐震重要				
	度分類がSクラスのもの)又は常				
	設重大事故緩和設備(設計基準拡 張)が設置される重大事故等対処				
	施設については、基準地震動Ss				
	による地震力により周辺斜面の				
	崩壊の影響がないことが確認さ				
	れた場所に設置する。				
	①【50条71】				①引用元:P1
			10. その他発電用原子炉の附属		
			施設		
			10.15 地下水位低下設備 10.15.1 概要		
			地下水位低下設備は, 防潮堤下		
			部の地盤改良等により地下水の		
			流れが遮断され敷地内の地下水		
			位が地表面付近まで上昇するお		
			それがあることを踏まえ, 発電用		
			原子炉施設周辺の地下水位を一		
			定の範囲に保持するためのもの		
			である。   地下水位低下設備は 0.P.+		
			地下水位低下設備は U.P. + 14.8m 盤の発電用原子炉施設周		
			辺に設置する。		
			◆ (④g⑥1 重複)		
			10.15.2 設計方針		
			(1) 地下水位低下設備は, 基準地		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

<ul> <li>選動とった。(100m)</li> <li>(2) 却下水位と下線情は、改賞許可、 (2) 世界 (2)</li></ul>	技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
② 地下水位低下設備は、設面許可基準規則第十三条第2項に基づく設計とする。③ (3) 地下水位低下設備は、全交流動力電源表生に配慮し、産産化膳空運電 原理 (中からの電源 供給が可能 定該とする。④ (5) の (4) 地下水位低下設備は、外租豊 金 へ程建した設計とする。④ (6) の (5) 地下水位低下設備は、ドレーン、		金个队们为到(区)	72		及び基本版計分割での利用	
(2) 地下水位底下設備は、設置弁可主準規則第十二条第 2 項は基づく設計とする。◆ (3) 地下水位底下設備は、全交流動力に関東炎に記述し、置空性壁交流電源設備からの電源供給が一型能を設計とする。 ② 100						
可基準規則第十二条第2項に基づく設計とする。  (3) 地下水位低下設備は、全交演動力電源検索が可能を設置し、強設性整交強電源設施のの電源供給が可能を設置したする。 (4) 地下水位低下設備は、外部主象へ配慮した設計とする。 (4) の    (5) 10.15.3 主要設備   地下水位低下設備は、ドレーン、指水井戸、指水ボンブ、配管及び計測制制装置により構成される。  (6) 10.15.4 年順等   地下水位低下設備の機能度失   への対応として、被側のための予備品の適能度失   への対応として、被側のための予備品の適能度ないで半期   等及び体制を設備するとともに、地下水位を一定の範囲に保持で   さないと判断した場合には、フラントを停止を置けるとともに、地下水位を一定の範囲に保持で   さないと判断した場合には、フラントを停止する。   生地下水位						
動力電源喪失に配慮し、常設代替  至施電源設施からの電源保給が 可能な設計とする。 ② ⑥ ⑥ (4) 地下水位低下設備は、外部事  载へ配慮した設計とする。 ② ⑥ ⑥ (10.15.3 主要設備  地下水位低下設備は、ドレーン、 揚水ボンブ、配管及び 計測制御装置により構成される。 ◆ ○ 10.15.4 手順等  地下水位低下設備の機能喪失 への対応として、復旧のための予 備品の確保及び可整型設度を用 いた機動的な措置について手順  書及び体制を整備するとともに、 地下水位を一定の範囲に保持で きないと判断した場合には、ブラントを停止する。また、地下水位  位下設備の機能喪失時の措置に ~ 1.1 運転管理上の方針として、便要規定に定めて、管理してい						
交流電源設備からの電源供給が 可能な設計とする。③ ⑤ ⑥ (4) 地下水位医で衛門、外部生 象へ配慮した設計とする。③ ⑤ (5) 10.15.3 主要設備 地下水位医下設備は、ドレーン、 揚水井戸、揚水北ンブ、配管及び 計測制御装置により構成される。 ⑤ (10.15.4 手順等 地下水位医下設備の機能喪失 への対応として、後旧のための子 備品の確保及び可捷型設備を用 いた機動的な措置について手順 普及び体制を整備するとともに、 地下水位を一定の範囲に保持で 含ないと判断した場合には、プラ ントを停止する。また、地下水位 低下設備の機能喪失時の措置に のいては、運転管理上の方針とし に保安規定に定めて、管理してい				(3) 地下水位低下設備は,全交流		
可能な設計とする。④1®n  (4) 地下水位低下設備は、外部事  多へ配慮した設計とする。④1®  10.15.3 主要設備 地下水位低下設備は、ドレーン、 揚水井戸、揚水ボンブ、配管及び 計測制御装置により構成される。 ◆  10.15.4 手順等 地下水位低下設備の機能喪失 への対応として、復旧のための予 備品の確保及び可敷型設備を用 いた機動的な指置について手順 書及び体制を整備するとともに、 地下水位と一定の範囲に保持で きないと判断した場合には、ブラ ントを停止する。また、地下水位 低下設備の機能度失時の措置に ついては、運転管理上の方針とし て保安規定に定めて、管理してい				動力電源喪失に配慮し,常設代替		
(4) 地下水位低下設備は、外部事 象へ配慮した設計とする。 ② j (0) 10.15.3 主要設備 地下水位低下設備は、ドレーン、 揚水井戸、揚水ポンプ、配管及び 計測制御裝置により構成される。 ③ 10.15.4 手順等 地下水位低下設備の機能喪失 への対立として、復田のための子 個品の確保及び可捷型設備を用 いた機動的な措置について手順 書及び体制を整備するとともに、 地下下水位を一定の範囲に保持で きないと判断した場合には、ブラ ントを停止する。また、地下水位 低下設備の機能喪失時の措置に ついては、運転管理上の方針とし て保安規定に定めて、管理してい				交流電源設備からの電源供給が		
				<u>可能な設計とする。</u> ④i⑥n		
0 10.15.3 主要設備 地下水位低下設備は、ドレーン、 揚水井戸、揚水ポンプ、配管及び 計測制御装置により構成される。  10.15.4 手順等 地下水位低下設備の機能喪失 への対応として、復旧のための予 備品の確保及び可捷型設備を用 いた機動的な措置について手順 書及び体制を整備するとともに、 地下下企の範囲に保持できないと判断した場合には、プラントを停止する。また、地下水位 低下設備の機能喪失時の措置に ついては、運転管理上の方針として保安規定に定めて、管理してい				(4) 地下水位低下設備は,外部事		
10.15.3 主要設備 地下水位低下設備は、ドレーン、 揚水井戸、揚水ボンブ、配管及び 計測制御装置により構成される。  10.15.4 手順等 地下水位低下設備の機能喪失 への対応として、復旧のための子 備品の確保及び可微型設備を用 いた機動的な措置について手順 書及び体制を整備するとともに、 地下水位を一定の範囲に保持で きないと判断した場合には、ブラ ントを停止する。また、地下水位 低下設備の機能喪失時の措置に ついては、運転管理上の方針として保安規定に定めて、管理してい				<u>象</u> へ配慮 <u>した設計とする。</u> ④j⑥		
地下水位低下設備は、ドレーン、 揚水井戸、揚水ボンプ、配管及び 計測制御装置により構成される。  10.15.4 手順等  地下水位低下設備の機能喪失 への対応として、後担のための予 備品の確保及び可報型設備を用 いた機動的な排置について手順  書及び体制を整備するとともに、 地下水位を一定の範囲に保持で きないと判断した場合には、ブラ ントを停止する。また、地下水位 低下設備の機能喪失時の排置に ついては、運転管理上の方針とし で保安規定に定めて、管理してい				0		
地下水位低下設備は、ドレーン、 揚水井戸、揚水ボンプ、配管及び 計測制御装置により構成される。  10.15.4 手順等  地下水位低下設備の機能喪失 への対応として、後担のための予 備品の確保及び可報型設備を用 いた機動的な排置について手順  書及び体制を整備するとともに、 地下水位を一定の範囲に保持で きないと判断した場合には、ブラ ントを停止する。また、地下水位 低下設備の機能喪失時の排置に ついては、運転管理上の方針とし で保安規定に定めて、管理してい						
<ul> <li>揚水井戸, 揚水ポンプ, 配管及び 計測制御装置により構成される。</li> <li>10. 15. 4 手順等 <ul> <li>地下水位低下設備の機能喪失</li> <li>への対応として、復旧のための予備品の確保及び可機型設備を用いた機動的な措置について手順書及び体制を整備するとともに、地下水位を一定の範囲に保持できないと判断した場合には、ブラントを停止する。また、地下水位低低下設備の機能喪失時の措置については、運転管理上の方針として保安規定に定めて、管理してい</li> </ul> </li> </ul>						
計測制御装置により構成される。  10. 15. 4 手順等  地下水位低下設備の機能喪失 への対応として、復旧のための予  備品の確保及び可穀型設備を用 いた機動的な措置について手順  書及び体制を整備するとともに、 地下水位を一定の範囲に保持で きないと判断した場合には、プラ ントを停止する。また、地下水位 低下設備の機能喪失時の措置に ついては、運転管理上の方針とし て保安規定に定めて、管理してい						
● 10.15.4 手順等     地下水位低下設備の機能喪失     への対応として、復日のための予     備品の確保及び可搬型設備を用 いた機動的な措置について手順     書及び体制を整備するとともに、 地下水位を一定の範囲に保持で きないと判断した場合には、ブラ ントを停止する。また、地下水位 低下設備の機能喪失時の措置に ついては、運転管理上の方針とし て保安規定に定めて、管理してい				I I		
10.15.4 手順等     地下水位低下設備の機能喪失     への対応として、復旧のための予     備品の確保及び可搬型設備を用 いた機動的な措置について手順     書及び体制を整備するとともに、 地下水位を一定の範囲に保持で きないと判断した場合には、プラ ントを停止する。また、地下水位 低下設備の機能喪失時の措置に ついては、運転管理上の方針とし て保安規定に定めて、管理してい						
地下水位低下設備の機能喪失 への対応として、復旧のための予 備品の確保及び可搬型設備を用 いた機動的な措置について手順 書及び体制を整備するとともに、 地下水位を一定の範囲に保持で きないと判断した場合には、ブラ ントを停止する。また、地下水位 低下設備の機能喪失時の措置に ついては、運転管理上の方針とし て保安規定に定めて、管理してい				(5)		
地下水位低下設備の機能喪失 への対応として、復旧のための予 備品の確保及び可搬型設備を用 いた機動的な措置について手順 書及び体制を整備するとともに、 地下水位を一定の範囲に保持で きないと判断した場合には、ブラ ントを停止する。また、地下水位 低下設備の機能喪失時の措置に ついては、運転管理上の方針とし て保安規定に定めて、管理してい						
への対応として、復旧のための予備品の確保及び可搬型設備を用いた機動的な措置について手順書及び体制を整備するとともに、地下水位を一定の範囲に保持できないと判断した場合には、プラントを停止する。また、地下水位低下設備の機能喪失時の措置については、運転管理上の方針として保安規定に定めて、管理してい						
備品の確保及び可搬型設備を用いた機動的な措置について手順書及び体制を整備するとともに、地下水位を一定の範囲に保持できないと判断した場合には、プラントを停止する。また、地下水位低下設備の機能喪失時の措置については、運転管理上の方針として保安規定に定めて、管理してい						
いた機動的な措置について手順 書及び体制を整備するとともに、 地下水位を一定の範囲に保持で きないと判断した場合には、プラ ントを停止する。また、地下水位 低下設備の機能喪失時の措置に ついては、運転管理上の方針とし て保安規定に定めて、管理してい						
書及び体制を整備するとともに、         地下水位を一定の範囲に保持できないと判断した場合には、プラントを停止する。また、地下水位低下設備の機能喪失時の措置については、運転管理上の方針として保安規定に定めて、管理してい						
地下水位を一定の範囲に保持できないと判断した場合には、プラントを停止する。また、地下水位 低下設備の機能喪失時の措置については、運転管理上の方針として保安規定に定めて、管理してい				· ·		
きないと判断した場合には、プラントを停止する。また、地下水位というでは、         低下設備の機能喪失時の措置については、運転管理上の方針として保安規定に定めて、管理してい				· I		
ントを停止する。       また,地下水位         低下設備の機能喪失時の措置については、運転管理上の方針として保安規定に定めて、管理してい				I I		
低下設備の機能喪失時の措置に         ついては、運転管理上の方針とし         て保安規定に定めて、管理してい				·		
ついては,運転管理上の方針とし         て保安規定に定めて,管理してい						
<u>て保安規定に定めて、管理</u> してい						

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後) との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			女	水争坦とり			
		認申請書			設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計	+方針(後)			添付書類八	及び基本設計方針との対比	****
				第1.4.2-1 表 重	[大事故等対処設備(主要設備)の設備分類		
第2.1.	2表 重大事故等対処認	2備(主要設備)の設備分類(1/18)				設備記載の適正化	原子炉冷却系統施
		主要設備			主要設備	(申請対象設備を明確化)	設(共通項目)
設備分類	定義	([]内は設計基準対象施設を	設備分類	定義	([]内は設計基準対象施設を	※設置許可申請書添付書類八	第 2.1.2 表 重大
		兼ねる設備の耐震重要度分類)			兼ねる設備の耐震重要度分類)		
1. 常設耐震重要重		1. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2. 常設耐震重要	常設重大事故	(1) 原子炉本体	の第1.4.2-1 表は,設工認基本	事故等対処設備
大事故防止設備	設備であって, 耐震 重要施設に属する	・使用済燃料プール (設計基準対象施設としてのみ第1,2号機共用)	重大事故防止	防止設備であ	・原子炉圧力容器 [S]	設計方針の第2.1.2表と対応さ	(主要設備)の設
	里安旭取に属りる設計基準事故対処	(政武基準対象施設としてのが第1,2 万機共用) [S]	設備	って, 耐震重		せるよう並べ替えを実施	備分類
	設備が有する機能	・使用済燃料貯蔵ラック		要施設に属す	(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設		(以下,本表につ
	を代替するもの	(設計基準対象施設としてのみ第1,2号機共用)		る設計基準事			いて同じ。)
		[S]		故対処設備が			. (1.300)
		・制御棒・破損燃料貯蔵ラック[S]		有する機能を			
		・燃料プール冷却浄化系熱交換器		代替するもの	・燃料プール冷却浄化系配管・弁・スキマサージタン		
		(設計基準対象施設としてのみ第1,2号機共用)		「日子のもの			
		[B] ・燃料プール冷却浄化系ポンプ			ク・ディフューザ (流路) [S, B]		
		(設計基準対象施設としてのみ第1,2号機共用)			(a) and a large things the Maria		
		[B]			(3)原子炉冷却系統施設		
		・スキマサージタンク			・高圧代替注水系ポンプ		
		(設計基準対象施設としてのみ第1,2号機共用)			・復水貯蔵タンク[B]		
		[B]			<ul><li>高圧代替注水系(蒸気系)配管・弁(流路)</li></ul>		
		・関連配管[S, B]			・主蒸気系配管・弁・クエンチャ (流路) [S, B]		
		・サイフォンブレーク孔			<ul><li>原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁(流路)</li></ul>		
		2. 原子炉冷却系統施設			[6]		
		・主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用			<ul><li>高圧代替注水系(注水系)配管・弁(流路)</li></ul>		
		アキュムレータ[S]			・補給水系配管・弁(流路)[B]		
		・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用			・燃料プール補給水系弁(流路)[B]		
		アキュムレータ[S]			·原子炉冷却材浄化系配管(流路)[S]		
		・主蒸気逃がし安全弁[S]			・復水給水系配管・弁・スパージャ(流路)[S]		
		・高圧代替注水系タービンポンプ ・復水貯蔵タンク			・高圧炉心スプレイ系配管・弁・スパージャ (流路)		
		・直流駆動低圧注水系ポンプ			[8]		
		<ul><li>・復水移送ポンプ</li></ul>			・主蒸気逃がし安全弁[S]		
		・ほう酸水注入系ポンプ			・主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ		
		・ほう酸水注入系貯蔵タンク			「S」		
		・原子炉補機冷却水サージタンク					
		・関連配管[S, B]			・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ		
		・関連弁			[S]		
		・原子炉格納容器 ・フィルタ装置出口側ラプチャディスク			・復水移送ポンプ[B]		
		・フィルタ装置山口側ファティスク・フィルタ装置			・残留熱除去系配管・弁(流路)[S]		
		•遠隔手動弁操作設備			・直流駆動低圧注水系ポンプ		
		・排気筒			<ul><li>直流駆動低圧注水系配管・弁(流路)</li></ul>		
		・炉心支持構造物			・原子炉補機冷却水系配管・弁・サージタンク(流		
					路)[S]		
					・残留熱除去系熱交換器(流路)[S]		
					POST V STATE		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後) との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

### 要求事項との対比表し

設工談申請書		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		設置許可申請書	設置許可, 技術基準規則	etti. Ta
基本設計方針(後)				添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
第2.1.2表 重大事故等対処設備(主要設備)の	主要設備 は設計基準対象施設を 対備の耐震重要度分類) は設計基準対象施設を 対備の耐震重要度分類) は認計基準対象施設を 対路コーアウトパネル を 記管(原子炉圧力容器内部) レイ系配管(原子炉圧力容器内 レイスパージャ 5 酸水注入系配管 別11 ノズルまでの外管) 5 酸水注入系配管 器内部) 熱交換器  満設  構[S] ット(アキュムレータ)[S] ット(変素容器)[S] 系ポンプ[S] 系財蔵タンク[S] タ[S] タ[S] タ[S] タ[S] タ[S] タ[S] タ[S] タ	設備分類  2. 常設耐震重要 重大事故防止 設備	定義	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則及び基本設計方針との対比	備考

様式-7

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針 (後) との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針 (後) との対比

<関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

			女人	水事項との			
		忍申請書			設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計	方針(後)			添付書類八	及び基本設計方針との対比	νm· σ
					主要設備		
			設備分類	ede dels	([] 内は設計基準対象施設を		
<b>左</b> 0.1.0	) <b>= - -------------</b>	## ( <del>) 西部</del> (#) の部(#) (2/10)	武1冊分類	定義			
弗 2. 1. 2	2 衣 里入事似寺对处設	:備(主要設備)の設備分類(3/18)			兼ねる設備の耐震重要度分類)		
号凡/共八字四	<b>⇔</b> ¥	主要設備	2. 常設耐震重要		・直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力		
設備分類	定義	([]内は設計基準対象施設を	重大事故防止		・原子炉格納容器代替スプレイ流量		
1. 常設耐震重要重	常設重大事故防止	兼ねる設備の耐震重要度分類) ・原子炉水位 (SA 燃料域)	設備		・圧力抑制室内空気温度[S]		
1112 11112 1111					・サプレッションプール水温度[S]		
大事故防止設備	設備であって、耐震	・圧力抑制室圧力[S]			<ul><li>圧力抑制室圧力</li></ul>		
	重要施設に属する設計基準事故対処	・圧力抑制室内空気温度[S]			<ul><li>圧力抑制室水位</li></ul>		
		・サプレッションプール水温度[S]			<ul><li>・起動領域モニタ[S]</li></ul>		
	設備が有する機能 を代替するもの	・格納容器内水素濃度 (D/W) ・格納容器内水素濃度 (S/C)			・平均出力領域モニタ[S]		
	で1/食りのもの	・ 復水貯蔵タンク水位					
		・ 復小灯廠タング小位・原子炉格納容器代替スプレイ流量			· 残留熱除去系熱交換器出口温度[C]		
		・圧力抑制室水位[S]			・フィルタ装置入口圧力(広帯域)		
		・ 関連配管[S]			・フィルタ装置出口圧力(広帯域)		
		• 関連介[S]			・フィルタ装置水位 (広帯域)		
		・フィルタ装置出口水素濃度			・フィルタ装置水温度		
		・原子炉圧力容器温度			・フィルタ装置出口水素濃度		
		・フィルタ装置入口圧力(広域帯)			・復水貯蔵タンク水位		
		・フィルタ装置出口圧力(広域帯)			・高圧代替注水系ポンプ出口圧力		
		・フィルタ装置水位(広域帯)			復小移送ポンプ出口圧力		
		・フィルタ装置水温度			・高圧窒素ガス供給系ADS入口圧力[S]		
		・高圧窒素ガス供給系 ADS 入口圧力			・代替高圧窒素ガス供給系窒素ガス供給止め弁入口圧		
		・ 代替高圧窒素ガス供給系窒素ガス供給止め弁					
		入口圧力			<b>д</b>		
		• 6-2F-1 母線電圧			· 6-2C 母線電圧[S]		
		• 6-2F-2 母線電圧			· 6-2D 母線電圧[S]		
		・6-2C 母線電圧[S]			• 6-2F-1 母線電圧		
		• 6-2D 母線電圧[S]			• 6-2F-2 母線電圧		
		• 4-2C 母線電圧[S]			· 4-2C 母線電圧[S]		
		• 4-2D 母線電圧[S]			· 4-2D 母線電圧[S]		
		・125V 直流主母線 2A 電圧[S]			・125V 直流主母線 2A 電圧[S]		
		・125V 直流主母線 2B 電圧[S]			· 125V 直流主母線 2B 電圧[S]		
		・125V 直流主母線 2A-1 電圧			・125V 直流主母線 2A-1 電圧		
		・125V 直流主母線 2B-1 電圧			・125V 直流主母線 2B-1 電圧		
		・250V 直流主母線電圧[S]					
		・差圧検出・ほう酸水注入系配管			· 250V 直流主母線電圧[S]		
		(ティーより N11 ノズルまでの外管)					
		・差圧検出・ほう酸水注入系配管			(5) 放射線管理施設		
		(原子炉圧力容器内部)			・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量,		
					低線量)		
					・格納容器内雰囲気放射線モニタ(D/W)[S]		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

	設工認申請書 其本記計五針(※)			設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
設備分類	基本設計方針(後)  表 重大事故等対処設備(主要設備)の設備分類(4/18) 主要設備 定義 ([]内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類) 常設重大事故防止 設備であって、耐震 重要施設に属する 設計基準事故対処 設備が有する機能 を代替するもの  4. 放射線管理施設 ・格納容器内雰囲気放射線モニタ(D/W)[S] ・格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C)[S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ	設備分類  2. 常設耐震重要 重大事故防止 設備	定義	※付書類八  主要設備 ([]内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)  ・格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C)[S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・中央制御室遮蔽[S] ・中央制御室連嚴[S] ・中央制御室連嚴機[S] ・中央制御室再循環送風機[S] ・中央制御室再循環でフィルタ装置[S] ・中央制御室換気空調系ダクト・ダンパ(流路)[S]	設置許可,技術基準規則及び基本設計方針との対比	備考
	・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(低線量) ・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高線量) ・中央制御室送風機[S] ・中央制御室再循環送風機[S] ・中央制御室排風機[S] ・中央制御室車循環フィルタ装置[S] ・中央制御室車循環フィルタ装置[S] ・中央制御室しゃへい壁[S]			(6)原子炉格納施設 ・原子炉格納溶器[S] ・原子炉格納容器[S] ・原子炉建屋プローアウトパネル[-] ・フィルタ装置 ・フィルタ装置出口側圧力開放板 ・原子炉格納容器調気系配管・弁(流路)[S] ・原子炉格納容器両気系配管・弁(流路)[S] ・遠隔手動弁操作設備 ・スプレイ管(流路)[S]		
	5. 原子炉格納施設 ・原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・機器搬出入用ハッチ[S] ・逃がし安全弁搬出入口[S] ・制御棒駆動機構搬出入口[S] ・サブレッションチェンバ出入口[S] ・所員用エアロック[S] ・配管貫通部[S] ・電気配線費通部[S] ・真空破壊角[S] ・ダウンカマ[S] ・ベント管[S]			(7)非常用電源設備 ・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電設備軽油タンク ・ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁(燃料流路) ・軽油タンク[S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁(燃料流路)[S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁(燃料流路)[S]		
	・ベント管(S) ・ベント管(S) ・ベントへッグ[S] ・ドライウェルスプレイ管[S] ・サプレッションチェンバスプレイ管[S] ・復水移送ポンプ			<ul> <li>· 125V 蓄電池 2A[S]</li> <li>· 125V 蓄電池 2B[S]</li> <li>· 125V 充電器 2A[S]</li> <li>· 125V 充電器 2B[S]</li> <li>· 125V 代替蓄電池</li> </ul>		

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

### 要求事項との対比表し

		——————————————————————————————————————	17 中· 天 C 。	7对比衣		
12-1	- 認申請書			設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
基本設	計方針(後)			添付書類八	及び基本設計方針との対比	VID 3
	設備(主要設備)の設備分類(5/18) 主要設備 ([]内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類) ・復水貯蔵タンク ・フィルタ装置 ・フィルタ装置 ・フィルタ装置出口側ラプチャディスク ・関連配管	設備分類  2. 常設耐震重要 重大事故防止 設備	定義	主要設備 ([] 内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)  ・ 250V 蓄電池 [C] ・ 125V 代替充電器 ・ 250V 充電器 [C] ・ ガスタービン発電機接続盤 ・ 緊急用高圧母線 25 系 ・ 緊急用高圧母線 26 系 ・ 緊急用人流電源切替盤 26 系 ・ 緊急用交流電源切替盤 26 系 ・ 緊急用交流電源切替盤 20 系 ・ 緊急用交流電源切替盤 20 系 ・ 緊急時交流電源切替盤 2D 系 ・ 非常用高圧母線 2D 系 ・ 非常用高压母線 2D 系 ・ 非常用高压母線 2D 系 ・ 非常用高压母線 2D 系 ・ 野急時対策所軽油タンク ・ 緊急時対策所軽治多ンク ・ 緊急時対策所燃料移送系配管・弁 (燃料流路) (8) 非常用取水設備 ・ 貯留堰 [S]	及び基件取削力更加を	

様式-7

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

:前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表		
		認申請書 ·方針(後)	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
設備分類	表重大事故等対処設定義常設重を表すで、所であって、所であって、所であって、所であって、所であって、所であって、所であって、所である。というでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	(主要設備) の設備分類 (6/18) 主要設備 ([]内は設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類) ・動力変圧器 (緊急用) ・パワーセンタ (緊急用) ・光ワーセンタ (緊急用) ・モータコントロールセンタ (緊急用) ・ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤 ・460V 原子炉建屋交流電源切替盤 (緊急用) ・120V 原子炉建屋交流電源切替盤 (緊急用) ・125V 京電器 2A 及び2B ・125V 直流主母線盤 2A 及び2B ・125V 直流主母線盤 2A-1 及び2B-1 ・125V 直流主母線盤 2A-1 及び2B-1 ・125V 直流音解盤 2A-1 及び2B・125V 直流電源切替盤 2A 及び2B・125V 直流電影切替盤 2B・125V 直流電影切替盤 2B・125V 直流電路 2H・125V 直流電路器 2H・125V 直流主母線盤 2H・125V で電器 2H・125V で大替充電器・250V 売電器・250V 直流主母線盤 2B・250V 直流主母線盤 (緊急時対策所用) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後) との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

	⇒n. ¬	初 由 注 <del>事</del>		水争切とり		机果新司 计终其维担则	
					2.—		備考
	<b>基</b> 平 取 ī	T 万			你刊 者短八	及い基本設計方針との対比	
第 2. 1. : 設備分類 2. 常設重大事故緩 和設備	基本設計 基本設計 基本設計 基本設計 建表 重大事故等対処認定義	(設計基準対象施設としてのみ第1,2号機共用) [S] ・使用済燃料貯蔵ラック (設計基準対象施設としてのみ第1,2号機共用) [S] ・制御棒・破損燃料貯蔵ラック[S] ・使用済燃料プール水位/温度 (ガイドパルス式) [C] ・使用済燃料プール水位/温度 (ヒトサーモ式) ・関連配管 ・使用済燃料プール監視カメラ  2. 原子炉冷却系統施設 ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・高圧代替注水系タービンポンプ	設備分類	定義 重大事故等対 処 動 の の か う 故 動 重した、事 備 大事 備 大事 備 大事 協 の 重した い 本事 は な な な な な な な な な な な な な な な な な な	設置許可申請書 添付書類八  主要設備 ([]内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)  (1)原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S]  (2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール「S] ・使用済燃料プール水位/温度(ヒートサーモ式) ・使用済燃料プール水位/温度(ガイドパルス式)[C] ・使用済燃料プールを視カメラ ・燃料プール冷却浄化系配管・弁(流路)[S,B]  (3)原子炉冷却系統施設 ・高圧代替注水系ポンプ ・復水貯蔵タンク[B] ・高圧代替注水系「蒸気系)配管・弁(流路) ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ(流路)[S,B] ・原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁(流路) 「ロ] ・高圧代替注水系(注水系)配管・弁(流路) ・直に代替注水系(注水系)配管・弁(流路) 「国子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁(流路) 「ロ] ・高圧代替注水系(注水系)配管・弁(流路)	設置許可,技術基準規則及び基本設計方針との対比	備考
		・ 同正代管任水ボターとフホンク ・ 復水貯蔵タンク ・ 復水移送ポンプ ・ 代替循環冷却ポンプ ・ 残留熱除去系ストレーナ ・ 原子炉補機冷却水サージタンク[S] ・ 関連配管[S, B] ・ 関連弁 ・ 炉心支持構造物 ・ 原子炉圧力容器 ・ 総水スページャ ・ 残留熱除去系配管 (原子炉圧力容器内部) ・ 残留熱除去系熱交換器 ・ 原子炉格納容器			<ul> <li>・原ナザ市均和評化系配管(流路)[S]</li> <li>・復水給水系配管・弁・スパージャ(流路)[S]</li> <li>・直蒸気逃がし安全弁[S]</li> <li>・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ[S]</li> <li>・復水移送ポンプ[B]</li> <li>・原子炉補機冷却水系配管・弁・サージタンク(流路)[S]</li> <li>・残留熱除去系熱交換器[S]</li> <li>(4)計測制御系統施設</li> <li>・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S]</li> <li>・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S]</li> <li>・ほう酸水注入系配管・弁(流路)[S]</li> <li>・格納容器内水素濃度(D/W)</li> </ul>		

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後) との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

基本設計方針(後)	設工	認申請書			設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	借老
第2.1.2 表 重大事故等対処設備(主要設備)の設備分類(8/18)  正要設備 定義 ([ ] 内は設計基準対象施設を 推し設備の部度重要度分類) (I ] 内は設計基準対象施設を (I ] 内は認計基準対象施設を (I ] 内は認計基準対象を (I ] 内は認計基準対象を (I ] 内は認識を (I ] 内は認述を (I	基本設計	+方針(後)			添付書類八	及び基本設計方針との対比	7/用 / 与
・ドライウェル温度[S] ・圧力抑制室内空気温度[S] ・サブレッションブール水温度[S] ・原子炉格納容器下部温度 ・格納容器内雰囲気酸素濃度[S] ・格納容器内水素濃度(D/W) ・格納容器内水素濃度(S/C) ・格納容器内水素濃度(S/C) ・格納容器内雰囲気水素濃度[S] ・格納容器内雰囲気水素濃度[S] ・格納容器内雰囲気水素濃度[S] ・原子炉格納容器下部温度	第2.1.2表 重大事故等対処設設備分類 定義 重大事故等対処設	大角 (後)  上 要設備 (主要設備) の設備分類 (8/18)     主要設備 ([]内は設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)  3. 計測制御系統施設・ほう酸水注入系式シブ[S] ・ほう酸水注入系式シブ[S] ・ほう酸水注入系式シブ[S] ・ほう酸水注入系式シブ[S] ・ほう酸水注入系式シブ[S] ・高圧代替注水系ポンプ出口圧力・代替循環冷却ポンプ出口圧力・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・高圧代替注水系ポンブ出口流量・残留熱除去系へッドスプレイライン洗浄流量)・残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系 B系格納容器冷却ライン洗浄流量)・残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系 B系格納容器冷却ライン洗浄流量)・パロボルボルボルボルボルボルボルボルボルボルボルボルボルボルボルボルボルボルボル	設備分類 3. 常設重大事故	定義	設置許可申請書 添付書類八  主要設備 ([]]内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)  ・格納容器内水素濃度(S/C) ・格納容器内雰囲気水素濃度[S] ・格納容器内雰囲気酸素濃度[S] ・静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 ・原子炉建屋内水素濃度 ・原子炉圧力(SA) ・原子炉圧力(SA) ・原子炉水位(燃料域)[S] ・原子炉水位(悠料域)[S] ・原子炉水位(SA広帯域) ・原子炉水位(SA広帯域) ・原子炉水位(SA広帯域) ・原子炉水位(SA広帯域) ・原子炉水位(SA燃料域) ・高圧代替注水系ポンブ出口流量 ・残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系のッド スプレイライン洗浄流量) ・残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系 B系格納 中部冷却ライン洗浄流量) ・代替循環冷却ポンブ出口流量 ・代替循環冷却ポンブ出口流量 ・代替循環冷却ポンブ出口正力 ・原子炉格納容器下部注水流量 ・原子炉格納容器下部注水流量 ・ドライウェル温度 ・ドライウェル圧力 ・圧力抑制室水位 ・原子炉格納容器下部水位 ・原子炉格納容器下部温度 ・ドライウェル水位		備考

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

基本設計方針(後)  (主要設備)の設備分類(9/18)	受置許可申請書	備考
第2.1.2表 重大事故等対処設備 (主要設備) の設備分類 (9/18)  主要設備 ([]内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)  2. 常設重大事故緩 備のうち、重大事故 備のうち、重大事故 が発生した場合に おいて、当該重大事故の拡大を防止し、 又はその影響を緩 和するための機能を有する設備であ を	主要設備 ([]内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類) 復水貯蔵タンク水位 高圧代替注水系ポンプ出口圧力 復水移送ポンプ出口圧力 安全パラメータ表示システム (SPDS) 6-2C 母線電圧 [S] 6-2D 母線電圧 [S]	
第2.1.2表 重大事故等対処設備 (主要設備) の設備分類 (9/18)	([] 内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類) 復水貯蔵タンク水位 高圧代替注水系ポンプ出口圧力 復水移送ポンプ出口圧力 安全ペラメータ表示システム (SPDS) 6-2C 母線電圧 [S] 6-2D 母線電圧 [S]	
・静的触域定大水素再結合装置動作監視装置 ・原子炉圧力容器温度 ・フィルタ装置出口圧力(広帯域) ・フィルタ装置出口圧力(広帯域) ・フィルタ装置が位(広帯域) ・フィルタ装置が位(広帯域) ・フィルタ装置が高度 ・6-2F-1 母線電圧 ・6-2F-2 母線電圧 ・6-2F-2 母線電圧[S] ・6-2D 母線電圧[S] ・4-2C 母線電圧[S] ・1-25V 直流主母線 2A 電圧[S] ・125V 直流主母線 2B 電圧[S] ・125V 直流主母線 2B 電圧 ・125V 直流主母線 2B・1 電圧 ・差圧検出・ほう酸水注入系配管 (ディーより N11 ノズルまでの外管) ・差圧検出・ほう酸水注入系配管 (原子炉圧力容器内部) ・炉心支持構造物 ・原子炉圧力容器	6-2F-2 母線電圧 [S] 4-2C 母線電圧 [S] 125V 直流主母線 2A 電圧 [S] 125V 直流主母線 2B 電圧 [S] 125V 直流主母線 2B 電圧 [S] 125V 直流主母線 2B-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 無線連絡設備 (固定型) 無線連絡設備 (固定型) 無線連絡設備 (屋外アンテナ) 無線通信装置 有線 (建屋内) (無線連絡設備 (固定型), 衛星電 話設備 (固定型) に係るもの) 有線 (建屋内) (安全パラメータ表示システム (S) PDS) に係るもの)  )放射線管理施設 使用済燃料ブール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) 格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W)[S] 格納容器内雰囲気放射線モニタ (S) マイルタ装置出口放射線モニタ 中央制御室遊戲[S] 中央制御室遊戲[S] 中央制御室送戲機[S]	

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

・技術基準要求機器リスト(放足依拠に関する説明 :前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

			設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	title -les
					備考
第2.1.2表 重大事故等対処設備 (主要設備) の設備分類 (10/18) 主要設備 (1 ] 内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の高級企業 (2 次上で 大路が発生した場合に おいて、当該重大事 故の並太を防止し、 又はその影響を緩 和するための機能 を有する設備であって常設のもの (2 使用済燃料ブール上部空間放射線モニタ (高線量) 中央制御室手組機[5] 中央制御室手組機[5] 中央制御室手組機[5] 中央制御室手組機[5] 中央制御室手組機[5] 中央制御室手組機[5] 中央制御室手組機[5] 中央制御室中循環フィルタ装置 (2 次しゃへ、壁[8] 中央制御室とやへ、壁[8] ・ 中央制御室とやへ、地(8) [8] ・ 中央制御室とやへ、地(8) [8] ・ 中央制御室とやへ、(8) [8] ・ 中央制御室とやへ、(8) [8] ・ 神助しゃへい (月子戸建屋) [8] ・ 神助しゃへい (月子戸建屋) [8] ・ 神助しゃへい (月子戸建屋) [8] ・ 神助しゃへい (第20年屋) [8] ・ 神野心を心、(1 ) 「第20年屋) [8] ・ 神野心を治した。 第20年屋 (2 ) 「第20年屋 (2 ) 「2 ) 「第20年屋 (2 ) 「2 ) 「2 ) 「2 ) 「2 ) 「2 ) 「2 ) 「2 ) 「	3. 常設重大事故 緩和設備	定義	世許可申請書 添付書類八  主要設備 ([]内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)  ・中央制御室換気空調系ダクト・ダンパ(流路)[S] ・中央制御室待避所加圧設備(配管・弁)(流路) ・緊急時対策所連蔽 ・緊急時対策所非常用さ風機 ・緊急時対策所非常用フィルタ装置 ・緊急時対策所非常用治排気配管・弁(流路) ・緊急時対策所加圧設備(配管・弁)(流路) (6)原子炉格納施設 ・原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・サプレッションチェンパ[S] ・スプレイ管(流路)[S] ・代替循環冷却ポンプ ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ(流路)[S] ・フィルタ装置 ・フィルタ装置 ・フィルタ装置 ・カイルタベント系配管・弁(流路) ・原子炉格納容器両気系配管・弁(流路)[S] ・静的触媒式水素再結合装置 ・非常用ガス処理系非風機[S] ・非常用ガス処理系生気乾燥装置(流路)[S] ・非常用ガス処理系で気乾燥装置(流路)[S] ・非常用ガス処理系で気乾燥装置(流路)[S] ・非常用ガス処理系で気乾燥装置(流路)[S] ・非常用ガス処理系で気乾燥装置(流路)[S] ・非常用ガス処理系で気乾燥装置(流路)「S] ・非常用が変更悪系に管・弁(流路)「S] ・非気筒(流路)[S] ・原子炉建屋原子炉棟[S] (7)非常用電源設備 ・ガスタービン発電機・ガスタービン発電機・ガスタービン発電機・ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁(燃料流路) 路)	及び基本設計方針との対比	備考

青色: 設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針 (後) との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針 (後) との対比 <関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1 : 前回提出時からの変更箇所

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

様式-7

芸工連門報告   設置する。技術系準期間   接着   接着   接着   接着   接着   接着   接着   接			要水争頃との対比表	1	
第4年3年4月 (使) (中央					借去
第2.1.2 衰	基本設計	<b>方針(後)</b>	添付書類八	及び基本設計方針との対比	カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ
	第2.1.2表 重大事故等対処設備 設備分類 定義 2. 常設重大事故緩 和設備 重大事故等対処設 備のうち,重大事故が発生した場合に おいて,当該重大事 故の拡大を防止し, 又はその影響を緩 和するための機能 を有する設備であ	(主要設備)の設備分類(11/18) 主要設備 ([]内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類) ・真空破壊弁[S] ・ダウンカマ[S] ・ベント管[S] ・ベント管ベローズ[S] ・ベント管ベローズ[S] ・ベントでがらろう。・ドライウェルスプレイ管[S] ・ドライウェルスプレイ管[S] ・ドライウェルスプレイ管[S] ・ドライウェルスプレイ管[S] ・ドライウェルスプレイ管[S] ・ドライウェルスプレイ管[S] ・複水移送ポンプ ・復水貯蔵タンク ・残留熱除去系ストレーナ ・残留熱除去系熱交換器 ・高圧代替注水系タービンポンプ ・ほう酸水注入系貯蔵タンク ・非常用ガス処理系排風機[S] ・静的触媒式水素再結合装置 ・フィルタ装置 ・フィルタ装置 ・フィルタ装置 ・フィルタ装置 ・フィルタ装置 ・アイルタ装置 ・アイルタ装置 ・アイルを表系をでである場合である。原子炉圧力容器内部)・差圧検出・ほう酸水注入系配管(原子炉圧力容器内部)・非常用ガス処理系フィルタ装置 ・非常用ガス処理系で気乾燥装置 ・非常用ガス処理系で気乾燥装置 ・非常用ガス処理系で気乾燥装置 ・非常用ガス処理系フィルタ装置 ・排気筒	添付書類人	及び基本設計方針との対比	7/H 45

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

・技術基準要求機器リスト (放足依拠に関する説 : 前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
第2.1.2表 重大事故等対処設備(主要設備)の設備分類(12/18)     主要設備       設備分類     定義     ([] 内は設計基準対象施設を       設備分類     定義     ([] 内は設計基準対象施設を	及び宏平政計ガ更との利比	
第2.1.2表 重大事故等対処設備(主要設備)の設備分類(12/18)     設備分類     定義     ([]内は設計基準対象施設を       設備分類     定義     ([]内は設計基準対象施設を		
2 常定度大事後機		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針 (後) との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針 (後) との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7 様式-7

		要氷事頃との対比表		
設工認申請書 基本設計方針(後)		設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
第2.1.2表 重大事故等対処設備 (主要設備) の設 設備分類 定義 ([]内は 兼ねる設備 2. 常設重大事故緩 重大事故等対処設 備のうち、重大事故 が発生した場合に おいて、当該重大事故の拡大を防止し、 又はその影響を緩 和するための機能 を有する設備であって常設のもの 125V 直流主母線 ・125V 直流配にでも ・125V 直流配にでも ・125V 直流をにでいる。 ・125V 直流をにでいる。 ・125V 直流をにでいる。 ・125V で電影には ・125V で電影とは ・125V で流をにでいる。 ・125V で流をにでいる。 ・125V で流をにでいる。 ・125V で流をにでいる。 ・125V で流をにている。 ・125V で流をになる。 ・125V で流をになる。 ・125V で流をになる。 ・125V で流をになる。 ・125V で流をになる。 ・125V で流をになる。 ・125V で流をになる。 ・125V で流をになる。 ・125V で流をになる。 ・125V で流がの電盤。 ・120V で流分電盤。 ・120V で流分電盤。 ・125V 直流主母線 ・125V 直流主母線 ・125V 直流主母線 ・125V 直流主母線 ・125V 直流主母線	主要設備 設計基準対象施設を の耐震重要度分類)	がり音焼ハ	及び空平政司が到るの利比	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

・技術基準要求機器リイト(設定機機に関する説明書:前回提出時からの変更箇所

様式-7

設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
第2.1.2表 重大事故等対処設備(主要設備)の設備分類(14/18) 主要設備 定義 定義 ([]内は設計基準対象施設 和設備(設計基準対象施設 和設備(設計基準対象施設 のうち。重大事故等 時に機能を期待する設備の新機重要度分類) 止し、又はその影響を緩和するための機能を有する方常設重大事故緩和設備 以外の常設のもの 機能を有する。常設重大事故緩和設備 以外の常設のもの 機能を有する。常設重大事故緩和設備 以外の常設のもの (機能) ([]内は設計基準対象施設 原子炉補機冷却水系熱交換器[S] 原子炉補機冷却水ボンブ[S] 原子炉補機冷却は水ボンブ[S] 原子炉補機冷却は水ボンブ[S] 原子炉補機冷却は水ボンブ[S] 非常用ディーゼル発電設備課事常用ディーゼル機態[S] 非常用ディーゼル発電設備課事装置[S] 非常用ディーゼル発電設備解料が表述ンブ[S] 非常用ディーゼル発電設備解料ドイタンク[S] 非常用ディーゼル発電設備解料ドイタンク[S] 非常用ディーゼル発電設備解料ドイタンク[S] 非常用ディーゼル発電設備解料ドイタンク[S] 非常用ディーゼル発電設備解料をボンブ[S] 非常用ディーゼル発電設備が解談等とボンブ[S] 非常用ディーゼル発電設備所施装度[S] 非常用ディーゼル発電設備所施装度[S] 非常用ディーゼル発電設備所施装度[S] 非常用ディーゼル発電設備保護機能電装置[S] 非常用ディーゼル発電設備保護機能電装置[S]	設備分類 定義 主要設備 ([]内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)  5. 常設重大事故 設計基準対象 (1)原子炉治規系統施設 ・原子炉補機治却系統施設 ・原子炉補機治却水ボンブ [S] ・原子炉補機治却水系熱交換器 [S] ・原子炉補機治却水系 (原子炉補機治却水系を含って、重大事 故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機 能を有する改し、 (2)非常用党ョン・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ [S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ [S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ [S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料がイタンク [S]	次で基本版刊が更に	
		1	Mt = 0 M = 0

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後) との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

様式-1への展開表(補足説明資料)

<関連する資料>

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		水争項とり		THE THE STATE OF T	
設工認申請書			設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
基本設計方針(後)			添付書類八	及び基本設計方針との対比	***************************************
第2.1.2表 重大事故等対処設備 (主要設備) の設備分類 (15/18)  主要設備 定義 ([]内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐護重要度分類 ( (国内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐護重要度分類 ( (国内に設備を) (本ので、耐震 以外の常設重大 事故防止設備	重大事故防止 設備以外の常	定義 常か の 要る 放 あ 重 す 事 が を の と の か の も の の と の の の の の の の の の の の の の の の	・使用済燃料プール水位/温度(ヒートサーモ式) ・使用済燃料プール水位/温度(ガイドバルス式)[C] ・使用済燃料プール監視カメラ		

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>
・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

#### 様式-7

	⇒n. →-	27 H 24 4.	<u> </u>	水争頃とり		30. 四35 子 44. 45. 45. 45. 45. 45. 45. 45. 45. 45.	
		認申請書			設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	十方針(後)			添付書類八	及び基本設計方針との対比		
<b>禁</b> 0 1 0	主 手士事************************************	備(主要設備)の設備分類(16/18)			主要設備		
<b>第4.1.</b> 4	衣 里八争似寺刈处収	·佣(王安設佣)の設備が類(10/18) 主要設備	設備分類	定義	([]内は設計基準対象施設を		
設備分類	定義	工安成帰 ([]内は設計基準対象施設を			兼ねる設備の耐震重要度分類)		
IX/m/J/XX	/C4X	兼ねる設備の耐震重要度分類)	4. 常設重大事故	設計基準対象	(1)原子炉冷却系統施設		
5. 常設重大事故防	設計基準対象施設	1. 原子炉冷却系統施設	防止設備(設	施設のうち,	・主蒸気系配管・弁(流路) [S]		
止設備(設計基	のうち, 重大事故等	・残留熱除去系熱交換器[S]	計基準拡張)	重大事故等発	<ul><li>原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁(流路)</li></ul>		
準拡張)	時に機能を期待す	・残留熱除去系ポンプ[S]		生時に機能を	[S]		
	る設備であって、重	・残留熱除去系ストレーナ[S]		期待する設備	・補給水系配管(流路)[B]		
	大事故の発生を防	・ドライウェルスプレイ管		であって,重	原了炉浴却材浄化系配管(流路)[8]		
	止する機能を有す る常設重大事故防	<ul><li>・サプレッションチェンバスプレイ管</li><li>・高圧炉心スプレイ系ポンプ[S]</li></ul>		大事故の発生	・復水給水系配管・弁・スパージャ(流路) [S]		
	上設備以外の常設	・復水貯蔵タンク		を防止する機	・原子炉隔離時冷却系ポンプ [S]		
	のもの	・高圧炉心スプレイ系ストレーナ[S]		能を有する常	・原子炉隔離時冷却系 (注水系) 配管・弁 (流路) [S]		
		・低圧炉心スプレイ系ポンプ[S]		設重大事故防	・高圧炉心スプレイ系ポンプ「S]		
		・低圧炉心スプレイ系ストレーナ[S]		止設備以外の	・高圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ・スパー		
		・原子炉隔離時冷却系ポンプ		常設のもの	ジャ (流路) [S]		
		・原子炉補機冷却水系熱交換器[S]			・HPCS注入隔離弁 [S]		
		・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S]			・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ(流路) [S]		
		・原子炉補機冷却水系サージタンク「S]			<ul><li>・残留熱除去糸ボンブ [S]</li></ul>		
		・原子炉補機冷却海水系ストレーナ「S			・残留熱除去系熱交換器 [S]		
		・高圧炉心スプレイ補機冷却水系熱交換器[S]			・原子炉再循環系配管・弁・ジェットポンプ(流路)		
		・高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ[S]			[S]		
		・高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ[S]			<ul><li>・低圧恒小スプレイ系ポンプ[S]</li></ul>		
		・高圧炉心スプレイ補機冷却水系サージタンク			・低圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ・スパー		
					ジャ (流路) [S]		
		・高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ [S]			・原子炉補機冷却水ポンプ「S」		
		・ 関連配管[S, B]			・原子炉補機冷却海水ポンプ「S」		
		• 関連弁[S]			・原子炉補機冷却水系熱交換器「S」		
		・炉心支持構造物			・原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含		
		・原子炉圧力容器			む。)配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク		
		・原子炉格納容器			(流路) [S]		
		・ジェットポンプ			・商圧炉心ハプレイ補機冷却小パンプ [5]		
		・高圧炉心スプレイ系配管(原子炉圧力容器内			・高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ「S」		
		部) ・高圧炉心スプレイスパージャ			・高圧炉心スプレイ補機冷却水系熱交換器「S」		
		・低圧炉心スプレイ系配管(原子炉圧力容器内			・高圧炉心スプレイ補機冷却水系(高圧炉心スプレイ		
		部)			・		
		・低圧炉心スプレイスパージャ			ーナ・サージタンク(流路)「S]		
		・給水スパージャ			A STATE OF THE PARTY LOS		
		• 残留熱除去系配管(原子炉圧力容器内部)					

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後) との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

様式-7

第2.1.2表 重大事故守対処式値 (主要設備) の設備分類 (17/18)			認申請書		111.7.	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
第2.1.2表 重大事故等対処設備 (主要設備) の設備分類 (17/18)  主要設備  定義  (		1,5 -						備考
	設備分類  5. 常設重大事故防止設備(設計基	2表 重大事故等対処設 定義 設計基準対象施設 のうち、重大事故等 時に機能を期待す る設備であって、重 大事故の発生を防 止する機能を事故防 止する機能を事故防 止する常設重大事故防 止設備以外の常設	備(主要設備)の設備分類(17/18) 主要設備 ([]内は設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類) 3. 計測制御系統施設 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力[S] ・高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力[C] ・・後田炉心スプレイ系ポンプ出口圧力[C] ・・後田炉心スプレイ系ポンプ出口流量[S] ・・高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量[S] ・・高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量[S] ・・高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量[S] ・・高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量[S] ・・残留熱除去系ポンプ出口流量[S] ・・残留熱除去系ポンプ出口流量[S] ・・投留熱除去系ポンプ出口流量[S] ・・投留熱除去系熱交換器冷却水入口流量[C] ・・6-2H 母線電圧[S] ・・HPCS125V 直流主母線電圧[S] ・・投留熱除去系熱交換器・決望熱除去系熱交換器・決望熱除去系ポンプ・発留熱除去系ポンプ・発留熱除去系ポンプ・・ドライウェルスプレイ管・サブレッションチェンバスプレイ管・サブレッションチェンバスプレイ管・サブレッションチェンバスプレイ管・サブレッションチェンバスプレイ管・関連配管・関連弁・原子炉格納容器 5. 非常用電源設備・非常調速装置[S] ・非常用ディーゼル発電設備調速装置[S] ・非常用ディーゼル発電設備機関付清水ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電設備変素がめ(自動)[S] ・非常用ディーゼル発電設備常料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電設備常料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電設備常料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電設備常料移送ポンプ[S]	4. 常設重大事故防止設備(設	定義	主要設備 ([]内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類) (2)計測制御系統施設 ・原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量[S] ・低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量[S] ・残留熱除去系ポンプ出口流量[S] ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力[S] ・高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力[S] ・高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力[C] ・残留熱除去系ポンプ出口圧力[C] ・残留熱除去系ポンプ出口圧力[C] ・残留熱除去系ポンプ出口圧力[C] ・残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量[C] ・現子炉補機冷却水系系統流量[S] ・6-2H 母線電圧[S] ・HPC S125V 直流主母線電圧[S] (3)原子炉格納施設 ー ハプレイ管(流路)[o] (4)非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料を送ポンプ[S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ[S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料がイタンク[S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイタンク[S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイタンク[S]	及び基本設計方針との対比	(相) 与

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

#### 様式-7

			安水事項との利比数			
第2 1.2 表 近大事故等特別報 (主要製船) の影像分類 (18/18)  (1) 外に記述事務を構成で (19/18)  (2) 大学 (1) 外に記述事務を構成で (19/18)  (2) 大学 (1) 外に記述事務を構成で (19/18)  (3) 大学 (1) 外に記述事務を構成で (19/18)  (4) 大学 (19/18)  (5) 大学 (19/18)  (5) 大学 (19/18)  (6) 大学 (19/18)  (7) 大学 (19/18)  (7) 大学 (19/18)  (8) 大学 (19/18)  (9) 大学 (19/18)  (1) 外に記述 (19/18)  (1) 外に記述 (19/18)  (2) 大学 (19/18)  (2) 大学 (19/18)  (2) 大学 (19/18)  (3) 大学 (19/18)  (4) 大学 (19/18)  (4) 大学 (19/18)  (5) 大学 (19/18)  (6) 大学 (19/18)  (7) 大学 (19/	title -lee	設置許可,技術基準規則	設置許可申請書	認申請書	設工.	
第2.1.2 表	備考					
主要が個   主要が個   (「」)中は記せを経過でを接れる政権の制度主要が必要であり   (」)中は記せと記憶が必要であり   統立人政権の制度主要を必要であり   非常用ティーセルを電政保険率を認定的   のうち。東文物が学   市区機能を制持す   お設備であって、東   市がルステレイ・ディーセルを電政保険率   市に機能を制持す   お設備であって、東   市がルステレイ・ディーセルを観覧   市がルステレイ・ディーセルを観覧   市がルステレー・ディーセルを開放   市がルステレー・ディーセルを開放   市がルステレー・ディーセルを開放   市がルステレー・ディーセルを発力   (日本のエレー・ディーセル・発生政権制度   (日本のエレー・ディーセル・ディーセル・ディーセル・ディーセル・ディーセル・ディー・ディーセル・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー		及び基本設計方針との対比	<u> </u>	十万針(俊)	基 本 設 計	
正発信 定義 (1)中に記せませか嫌認を 兼ねる設備の面積重要度分類)  5. 常設重大事物的 設計基準対象施数 中心を電配動簡素総定接回[5] 施圧が成分 大学 イーゼルを電気備高圧 かたスプレイ系ディーゼルを電気備高速 表現[5] 止する機能を有する影像であって、重大事故の発生を的しまする機能を有する常設重大事物的 申認側以外の常設 のもの ・		1				
要権の対象 定義 主要が始 (( ) 中に対象を設定		i				
要権の対象 定義 主要が始 (( ) 中に対象を設定		i				
要の場合で表現の主義を表現の主義を表現の主義を表現の主義を表現の主義を表現の主義を表現の主義を表現の主義を表現の主義を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を		i				
正要如簡		1				
正要如簡		1				
要総合分類  定義  (「」中は記述主要は外壁を設  能える記憶の溶解主要で多り類)  のうち。 東大等な等  時に機能を開持す  つと機能を取得する  のだ機能を開持す  のとであり、 東  大事なの発生を防  上する機能を有す  る常蔵ま大事故的  上世の現代から、 東  大事なの発生を対  上する機能を有す  のもの  のもの  のもの  のもの  のもの  のもの  のもの  の		1				
要権の対象 定義 主要が始 (( ) 中に対象を設定		1				
要権の対象 定義 主要が始 (( ) 中に対象を設定		i		/# (-)	+	Mr o 4 o =
定義 (1)中、波針・基準体の		i			長 里大事政等对处設	第2.1.23
#		i		主要設備		
#		i		(「 ]内は設計基準対象施設を	定義	設備分類
京		i			7042	BAVILLO VA
正設備(設計基 等) 応見 東京 大学 (本)		i				- Man of Labettal
(学)に		i		・非常用ディーセル発電設備保護継電装置[S]	設計基準対象施設	5. 常設重大事故防
(学)に		1		・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備高圧	のうち, 重大事故等	止設備(設計基
る設備であって、重 大事故の発生を討 止する機能を有す のもの のもの のもの のもの のもの のもの のもの のもの のもの のも		1		炉心スプレイ系ディーゼル機関[S]	時に機能を期待す	進拡張)
大事故の発生を防 止する機能を有す 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備排幣 できなが、自動)[S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備が料 デカックト[S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備が料 デイタンク[S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備が料 接法ボンプ[S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備が料 移法ボンプ[S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 海圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 海圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 海圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 海圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 海圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 海圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 海田が次のアレイ系ディーゼル発電設備 海田が次のアレイ系ディーゼル発電設備 海田が次のアレイ系ディーゼル発電設備 海田が次のアレイ系ディーゼル発電設備 海田が次のアレイ系ディーゼル発電設備 海田が次のアレイ系ディーゼル発電設備 海電装置[S] ・ 1257 赤電器 2A 及び 2B ・ 1257 赤電器 2B		l I				1 3/
止する機能を有す   高圧呼んスプレイ系ディーゼル発電設備機関   1		l I				
高来を選手、本数的 止設備以外の常設 のもの  「語にデルスプレイ系ディーゼル発電設備機関 付清水ボンブ[5] ・高圧デルスプレイ系ディーゼル発電設備燃料 デオタンク[5] ・高圧デルスプレイ系ディーゼル発電設備燃料 移送ボンブ[5] ・高圧デルスプレイ系ディーゼル発電設備整油 タンク[5] ・高圧デルスプレイ系ディーゼル発電設備 高圧デルスプレイ系ディーゼル発電設備 高圧デルスプレイ系ディーゼル発電設備 高圧デルスプレイ系ディーゼル発電設備 高圧デルスプレイ系ディーゼル発電設備開放 装置[5] ・高圧デルスプレイ系ディーゼル発電設備開放 装置[5] ・高圧デルスプレイ系ディーゼル発電設備保護 維電装置[5] ・国にデルスプレイ系ディーゼル発電設備保護 維電装置[5] ・国にデルスプレイ系ディーゼル発電設備保護 を変置[5] ・国にデルスプレイ系ディーゼル発電設備保護 を変置[5] ・国にデルスプレイ系ディーゼル発電設備保護 を変置[5] ・国にデルスプレイ系ディーゼル発電設備保護 を変置[5] ・国にデルスプレイ系ディーゼル発電設備保護 を変置[5] ・国にデルスプレイ系ディーゼル発電設備保護 を変置[5] ・国にデルスプレイ系ディーゼル発電設備保護 を変置[5] ・国にデルスプレイ系ディーゼル発電設備保護 を変置[5] ・国にデルスプレイ系ディーゼル発電設備保護 を変置[5] ・国に対して、アーゼル発電設備保護 を変更[5] ・国にデルスプレイ系ディーゼル発電設備保護 を変更[5] ・国にデルスプレイ系ディーゼル発電設備保護 を変更[5] ・国にデルスプレイ系ディーゼル発電設備保護 を変更[5] ・国にデルスプレイ系ディーゼル発電設備保護 ・国にデルスプレイ系ディーゼル発電設備を ・国にデルスプレイ系ディーゼル発電設備を ・国にデルスプレイ系ディーゼル発電設備を ・国にデルスプレイ系ディー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー		1				
<ul> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備機関 (竹湾木ボンブ[S]</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料 デイタング[S]</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料 移送ボンブ[S]</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を抽 タンク[S]</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機[S]</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機[S]</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備所被装置[S]</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備保護維電装置[S]</li> <li>・国圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備保護 維電装置[S]</li> <li>・国医療(S]</li> <li>・ 国歴発(S)</li> <li>・ 国販産所管[S]</li> <li>・ 関連所管[S]</li> <li>・ 関連所管[S]</li> <li>・ 同理発(S)</li> <li>・ 日本記 24 区 28</li> <li>・ 125 7 充電器 24 区 28</li> <li>・ 125 7 充電器 24</li> </ul>		1		・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備非常	止する機能を有す	
<ul> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備機関 (竹湾木ボンブ[S]</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料 デイタング[S]</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料 移送ボンブ[S]</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を抽 タンク[S]</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機[S]</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機[S]</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備所被装置[S]</li> <li>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備保護維電装置[S]</li> <li>・国圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備保護 維電装置[S]</li> <li>・国医療(S]</li> <li>・ 国歴発(S)</li> <li>・ 国販産所管[S]</li> <li>・ 関連所管[S]</li> <li>・ 関連所管[S]</li> <li>・ 同理発(S)</li> <li>・ 日本記 24 区 28</li> <li>・ 125 7 充電器 24 区 28</li> <li>・ 125 7 充電器 24</li> </ul>				調速装置[S]	る常設重大事故防	
のもの 付清水ポンブ[S]		l I				
<ul> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイタンク[S]</li> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料</li></ul>		i				
だめ (自動) [S]		1			0)60)	
<ul> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイタンク[S]</li> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料 移送ボンブ[S]</li> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 装置[S]</li> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備所磁 装置[S]</li> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備保護 総電装置[S]</li> <li>125V 蓄電池 2H[S]</li> <li>関連発管[S]</li> <li>以野・香器 2A 及び 2B</li> <li>125V 充電器 2A 及び 2B</li> <li>125V 充電器 2B</li> </ul>		i				
デイタンク[S]  ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料 移送ポンプ[S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 タンク[S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備防破 装置[S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備保護 継電装置[S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備保護 8 2 2 5 6 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7		1		だめ (自動) [S]		
デイタンク[S]  ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備終料 移送ポンプ[S]  ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油 タンク[S]  ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備防験 装置[S]  ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備保護 維電装置[S]  ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備保護 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備保護 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備保護 ・ 125V 密電池 2H[S] ・ 関連発管[S] ・ 125V 充電器 2A 及び 2B ・ 125V 充電器 2A		i		・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発雷設備燃料		
<ul> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備終料 移送ポンプ[S]</li> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機[S]</li> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備励磁 装置[S]</li> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備尿機 総電装置[S]</li> <li>125V 蓄電池 2H[S]</li> <li>関連配管[S]</li> <li>関連配管[S]</li> <li>125V 充電器 2A 及び 2B</li> <li>125V 充電器 2H</li> </ul>		i				
・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油 タンク[S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備防磁 装置[S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備保護 継電装置[S] ・125V 若電池 2H[S] ・関連配管[S] ・125V 充電器 2A 及び 2B ・125V 充電器 2H		i				
- 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油 タンク[S] - 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備励磁 装置[S] - 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備保護 継電装置[S] - 125V 蓄電池 2H[S] - 関連配管[S] - 関連年[S] - 125V 充電器 2A 及び 2B - 125V 充電器 2A 及び 2B		i				
タンク[S]		i		移送ポンプ[S]		
タンク[S]		i		・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油		
<ul> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備防磁 装置[S]</li> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備保護 継電装置[S]</li> <li>125V 蓄電池 2H[S]</li> <li>関連配管[S]</li> <li>関連介[S]</li> <li>125V 充電器 2A 及び 2B</li> <li>125V 充電器 2H</li> </ul>		i				
高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機[S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備別磁装置[S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備保護継電装置[S] ・125V 蓄電池 2H[S] ・ 関連配管[S] ・ 関連弁[S] ・ 125V 充電器 2A 及び 2B ・ 125V 充電器 2H		i		= =		
<ul> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備励磁装置[S]</li> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備保護継電装置[S]</li> <li>125V 蓄電池 2H[S]</li> <li>関連配管[S]</li> <li>関連弁[S]</li> <li>125V 充電器 2A 及び 2B</li> <li>125V 充電器 2H</li> </ul>		1				
装置[S]		1				
<ul> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備保護 継電装置[S]</li> <li>・125V 蓄電池 2H[S]</li> <li>・ 関連配管[S]</li> <li>・ 関連弁[S]</li> <li>・ 125V 充電器 2A 及び 2B</li> <li>・ 125V 充電器 2H</li> </ul>		1		・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備励磁		
<ul> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備保護 継電装置[S]</li> <li>・125V 蓄電池 2H[S]</li> <li>・ 関連配管[S]</li> <li>・ 関連弁[S]</li> <li>・ 125V 充電器 2A 及び 2B</li> <li>・ 125V 充電器 2H</li> </ul>		i		集署[s]		
継電装置[S] ・125V 蓄電池 2H[S] ・		1				
・125V 蓄電池 2H[S] ・ 関連配管 [S] ・ 関連年[S] ・ 125V 充電器 2A 及び 2B ・ 125V 充電器 2H		1				
・ 関連配管 [S] ・ 関連年[S] ・ 125V 充電器 2A 及び 2B ・ 125V 充電器 2H		1				
・関連弁[S] ・125V 充電器 2A 及び 2B ・125V 充電器 2H		i		・125V 蓄電池 2H[S]		
・関連弁[S] ・125V 充電器 2A 及び 2B ・125V 充電器 2H		i		• 関連配管[S]		
・125V 充電器 2A 及び 2B ・125V 充電器 2H		1				
・125V 充電器 2H		1				
		1				
・125V 直流分電盤 2H		l I		・125V 充電器 2H		
		l I		• 125V 直流分電盤 2H		
		1				
		l I				
		l I				
		l I				
		1				
		l I				
		l I				
		1				
		l I				
		l I				

【第50条 地震による損傷の防止】

-:該当なし :前回提出時からの変更箇所

様式-6

# 各条文の設計の考え方

	毎 50 冬 (地震による場角の防止)								
	第50条(地震による損傷の防止)								
1.									
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類				
1	重大事故等対処施設の地 震による周辺斜面の崩壊 に対する設計方針	技術基準の要求を受けた内容とし て記載している。	2	1	С				
2	重大事故等対処施設の耐 震設計の基本方針	同 上	1 − ~Ξ	1 2	С				
3	重大事故等対処設備の設 備分類	同上	1	_	С				
4	常設耐震重要重大事故防 止設備等が設置される重 大事故等対処施設の耐震 設計方針	技術基準の要求を受けた内容として記載している。 また,地下水位低下設備の機能喪失時の措置については,保安規定で担保する旨を記載している。	1 —	1	c, d, e, f				
(5)	常設耐震重要重大事故防 止設備以外の常設重大事 故防止設備等が設置され る重大事故等対処施設の 耐震設計方針	技術基準の要求を受けた内容として記載している。	1 =	1 2	С				
6	常設重大事故緩和設備等 が設置される重大事故等 対処施設の耐震設計方針	技術基準の要求を受けた内容として記載している。 また,地下水位低下設備の機能喪失時の措置については,保安規定で担保する旨を記載している。	1 三	1	c, d, e, f				
7	可搬型重大事故等対処設 備の地震による影響(溢 水,火災を除く。)を考慮 した保管方針	設置許可との整合を鑑み記載して	-	_	a, b, c				
8	地震力の算定方法	同 上	1 − ~Ξ	1 2	С				
9	荷重の組合せと許容限界	同 上	1 − ~Ξ	1	c, g				
10	設計における留意事項の うち,各段階における波 及的影響の評価方針	同上	1 一 1 三	1	С				
(1)	特定重大事故等対処設備 の耐震設計方針	特定重大事故等対処設備は,今回の変更申請対象外であるため記載しない。	1 四	3	_				
2.	設置許可本文のうち、基本	<ul><li>設計方針に記載しないことの考え方</li></ul>	i						
No.	項目	考え方			添付書類				
1	重大事故等対処施設の耐 震設計	基本設計方針に具体的な内容を記載い。	対するため	記載しな	С				
	•								

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第50条 地震による損傷の防止】

-:該当なし :前回提出時からの変更箇所

様式-6

2	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。	_						
3.	設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方								
No.	. 項目 考え方 添								
1>	重複記載 設置許可の中で重複記載があるため記載しない。								
1 <2>	重大事故等対処施設の地 盤に対する設置方針	第49条に対する内容であり、本条文では記載しない。	С						
(32	重大事故等対処施設の構 造計画・設置計画 第 50 条の要求事項にないことから、添付書類に地震の 影響を低減するための構造計画と配置計画について記 載する。								
4		第 50 条の要求事項にないことから,添付書類に荷重の 組合せにおいて包含できるケース等の留意事項につい て記載する。	С						
(5)		地下水位低下設備の詳細事項については添付書類に記載するため記載しない。	С						
4.	詳細な検討が必要な事項								
No.		書類名							
a	要目表								
b	主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図								
С	耐震性に関する説明書								
d	原子炉本体の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面								
е	原子炉格納施設の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面								
f	排気筒の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面(自立型のものに限る。)								
g	発電用原子炉施設の自然理	見象等による損傷の防止に関する説明書							
h	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書								
i	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書								